

議会改革検討特別委員会
報 告 書

令 和 4 年 3 月 定 例 会

春 日 部 市 議 会
議 会 改 革 検 討 特 別 委 員 会

議会改革検討特別委員会における審査の経過と結果について

議会改革検討特別委員長

山 崎 進

議会改革検討特別委員会は、令和2年6月定例会において、春日部市議会基本条例第15条第2項の規定により、地方分権の進展及び市民からの多様な要請等に対応することを目的に、自らの改革に不斷に取り組むための検討組織として前特別委員会（平成30年5月10日～令和2年3月19日）に継続して設置され、「①議会基本条例の制定に際し導入された取り組み事項の再検証について、②議会基本条例の制定に際し導入されなかった事項の検討について、③議会改革に関する新たな課題について」の3つの調査項目が前議会改革検討特別委員会から継続して付託されました。

このたび、この議会改革検討特別委員会の設置期間内における調査項目の審査が終了しましたので、下記のとおり報告いたします。

記

1. 議会改革検討特別委員会の設置経過について
2. 議会改革検討特別委員会の開催状況について
3. 付託案件に関する調査結果と参考意見について
4. まとめ

1. 議会改革検討特別委員会の設置経過について

(1) 設置目的

春日部市議会基本条例第15条第2項の規定により、地方分権の進展及び市民からの多様な要請等に対応することを目的とし、自らの改革に不斷に取り組むための検討組織として、前特別委員会（平成30年5月10日～令和2年3月19日）に継続して設置しました。

(2) 設置期間

令和2年6月1日から概ね2年間

(3) 委員構成

委員は10人とし、新政の会3人、前進かすかべ。未来の会2人、公明党2人、日本共産党2人、NHKから国民を守る党1人としました。

なお、委員からの辞任届により、令和2年12月22日から委員が10人から9人に変更になったことに伴い、令和3年2月19日に委員定数を10人から9人に変更しました。

(4) 議会改革検討特別委員会委員

委員長 山崎 進

副委員長 栄 寛美

委員 坂巻 勝則

同 卯月 武彦

同 棚野 博

同 鬼丸 裕史

同 酒谷 和秀 (令和2年12月22日まで)

同 吉田 稔

同 荒木 洋美 (令和3年5月28日から)

同 武幹也

同 栗原 信司 (令和3年5月28日まで)

2. 議会改革検討特別委員会の開催状況について

開 催 日	会 議 名	審 議 事 項
R2. 6. 1	第 1 回特別委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・委員長、副委員長の互選について ・閉会中の特定事件について
R2. 6. 15	第 2 回特別委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・本特別委員会の運営について ・本特別委員会の検討課題について ・その他について
R2. 7. 8	第 3 回特別委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・本特別委員会の検討課題について ・その他について
R2. 8. 7	第 4 回特別委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・本特別委員会の検討課題について ・議会基本条例の評価等について ・その他について
R2. 9. 16	第 5 回特別委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・本特別委員会の検討課題について ・議会基本条例の評価等について ・閉会中の特定事件について ・その他について
R2. 10. 8	第 6 回特別委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・デジタル化とペーパーレス化について ・議会基本条例の評価等について ・議員研修会について ・その他について
R2. 10. 30	第 7 回特別委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・デジタル化とペーパーレス化について ・議会基本条例の評価等について ・その他について
R2. 11. 17	第 8 回特別委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・デジタル化とペーパーレス化について ・議会基本条例の評価等について ・その他について
R2. 12. 8	第 9 回特別委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・新本庁舎の進捗状況等について ・議会基本条例の評価等について ・閉会中の特定事件について ・その他について

開催日	会議名	審議事項
R3. 1. 22	第 10 回特別委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・新本庁舎議場に関する検討結果について ・議会基本条例の評価等について ・議員定数について ・その他について
R3. 2. 12	第 11 回特別委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・議員定数について ・会議規則の一部改正について ・その他について
R3. 3. 3	第 12 回特別委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・請願第 1 号「春日部市議会議員定数削減を求める請願」の審査 ・中間報告書（案）について ・閉会中の特定事件について
R3. 3. 16	第 13 回特別委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・中間報告書（案）について
R3. 4. 28	第 14 回特別委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・令和 3 年請願第 1 号（継続審査）について ・議員定数について ・議会基本条例に関するルール集について ・その他について
R3. 5. 21	第 15 回特別委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・議員定数について
R3. 6. 2	第 16 回特別委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・議員定数について ・請願第 1 号（継続審査）について ・議会基本条例に関するルール集について ・閉会中の特定事件について
R3. 7. 2	第 17 回特別委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・議員定数について ・議会基本条例に関するルール集について
R3. 7. 30	第 18 回特別委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・議員定数について ・議会基本条例に関するルール集について ・その他について
R3. 8. 18	第 19 回特別委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・常任委員会の定数について ・議会基本条例に関するルール集について ・災害対応について ・休会日の表記方法について

開催日	会議名	審議事項
R3. 9. 8	第 20 回特別委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・中間報告書（案）について ・閉会中の特定事件について
R3. 9. 30	第 21 回特別委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・常任委員会の定数について ・災害対応について ・休会日の表記方法について ・市議会における押印の見直しについて
R3. 10. 14	第 22 回特別委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・休会日の表記方法について ・議員提出議案の質疑・討論について ・政務活動費に係る規定等の見直しについて ・その他について
R3. 11. 9	第 23 回特別委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・市議会における押印の見直しについて ・議員提出議案の質疑・討論について ・政務活動費に係る規定等の見直しについて ・デジタル化とペーパレス化について ・その他について
R3. 11. 18	第 24 回特別委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・代表質問の導入について ・その他について
R3. 12. 17	第 25 回特別委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・議員提出議案の質疑・討論について ・政務活動費に係る規定等の見直しについて ・文書質問制度について ・予算委員会について ・議員研修会について ・閉会中の特定事件について
R4. 1. 13	第 26 回特別委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・政務活動費に係る規定等の見直しについて ・文書質問制度について ・予算委員会について ・その他について
R4. 1. 28	第 27 回特別委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・文書質問制度について ・その他について
R4. 2. 10	第 28 回特別委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・文書質問制度について ・新本庁舎の議会エリア主要諸室レイアウト案について

開催日	会議名	審議事項
R4. 2. 25	第29回特別委員会	・最終報告書（案）について
R4. 3. 9	第30回特別委員会	・最終報告書（案）について

3. 付託案件に関する調査結果と参考意見について

この議会改革検討特別委員会には、「①議会基本条例の制定に際し導入された取り組み事項の再検証について、②議会基本条例の制定に際し導入されなかつた事項の検討について、③議会改革に関する新たな課題について」の3つの調査項目が、前議会改革検討特別委員会から継続して付託されました。

以下は、本特別委員会において協議を行った各調査結果と主な参考意見を集約したものです。

第1回特別委員会

令和2年6月1日に第1回特別委員会を開催しました。この特別委員会は、令和2年6月定例会において、前特別委員会に継続して設置されたものです。今後、議会基本条例の制定に際し導入された取り組み事項の再検証、議会基本条例の制定に際し導入されなかつた事項の検討、議会改革に関する新たな課題について審議していきます。

〔委員長、副委員長の互選について〕

本会議で選任された委員の中から委員長及び副委員長の互選を行いました。

〔閉会中の特定事件について〕

議会の閉会中に特別委員会が開催できるよう手続きを行いました。

第2回特別委員会

令和2年6月15日に第2回特別委員会を開催しました。

〔本特別委員会の運営について〕

本特別委員会における調査項目の確認を行い、委員間の共通認識を得るため、前特別委員会で作成された報告書を配付しました。

〔本特別委員会の検討課題について〕

前特別委員会において協議された、「直近の協議事項について」、「これまでに検討

課題としてあがっている課題」及び「新たな課題等」について意見交換を行いました。

また、前特別委員会から引き続きの協議事項となっている「新庁舎議会棟の喫煙場所の設置の有無」について、意見交換を行いました。意見交換を行った後、今回出された意見を踏まえて、各会派に持ち帰り検討した上で、次回、会派ごとに意見を伺うこととなりました。

《主な意見》

- ・反問権について、運用上不備になっている部分があるのか、調査したほうがよいのではないか。
- ・議会棟に喫煙場所は設置しないほうがよいのではないか。
- ・議会棟ではなく、敷地内に設置したほうがよいのではないか。

第3回特別委員会

令和2年7月8日に第3回特別委員会を開催しました。

[新庁舎議会棟の喫煙場所の設置の有無について]

議会棟には設置せず、本庁舎の敷地内もしくは敷地外への設置を検討していただくよう執行部に要望することとなりました。

《主な意見》

- ・議会棟には設置せず、市役所の一部に設置できる場所があればお願いしたい。
- ・敷地内は全面禁煙にしたほうがよいのではないか。
- ・議会棟には設置しないほうがよいのではないか。
- ・喫煙者の喫煙する場所の確保や受動喫煙防止という点で、法律に反しない形で設置可能であれば、議会棟、市役所の敷地内の両方に、喫煙所の設置をお願いしたい。

[本特別委員会の検討課題について]

各会派に持ち帰りとなっていた本特別委員会の検討課題について、意見交換を行いました。その結果、この件については、引き続き検討を進めていくこととなりました。

《主な意見》

- ・議会報告会、デジタル化とペーパーレス化、春日部市議会のSNSの開設、議員定数、一般質問と質疑のルールの順守及び明確にするための勉強会の導入について、検討課題にしたほうがよいのではないか。
- ・代表質問制度の導入、議案質疑と一般質問を一緒に行う方法について、検討課題にしたほうがよいのではないか。
- ・オンライン議会及びオンライン委員会を、検討課題にしたほうがよいのではないか。
- ・議案質疑に対する一問一答の検討と請願者の発言する機会などについて、検討課題にしたほうがよいのではないか。

[その他について]

委員長から議会基本条例について、平成24年4月1日の施行から8年が経過し、

令和4年4月1日で施行後10年という節目を迎えることから、議会基本条例の評価・検証を行い、必要に応じて条例の改正も視野に入れて、今後検討していきたいとの提案があり、次回以降、協議を行うことが了承されました。

第4回特別委員会

令和2年8月7日に第4回特別委員会を開催しました。

[本特別委員会の検討課題について]

各会派から提出された検討課題の優先順位の一覧について、事務局より説明があり、前回に引き続き、検討課題について意見交換を行いました。その結果、「デジタル化とペーパーレス化について」及び「オンライン議会及びオンライン委員会について」を本特別委員会の検討課題とすることになりました。

また、議会基本条例の評価等や議員定数、議会報告会についても、順次検討することになりました。

《主な意見》

- ・紙の資料が無駄だと思うことが多いので、デジタル化を検討したほうがよいのではないか。
- ・オンライン議会及びオンライン委員会について、コロナ禍なので検討しなければならないのではないか。
- ・代表質問制度を導入するべきではないか。
- ・議案質疑と一般質問を一緒に行えば、未来志向の議案質疑ができるのではないか。
- ・各会派から挙がってきた案件については、すべて検討しなければならないという認識のため、項目ごとに順番を決めて検討していったほうがよいのではないか。
- ・市民に身近で開かれた議会という点では、請願者の発言する機会があってもよいのではないか。

[議会基本条例の評価等について]

議会基本条例の評価等の進め方及び今後のスケジュールについて事務局より説明があり、条例第6条から第10条までの取り組み状況について、各会派に持ち帰り検討した上で、次回、会派ごとに意見を伺うこととなりました。

《主な意見》

- ・条例の前文及び第1条から第5条までは、理念、目的、原則等の規定のため対象外ということだが、改めて確認したうえで、各条項の検討をしたほうがよいのではないか。
- ・条例の逐条解説があったほうが理解し易いと思うので、委員全員に配付したほうがよいのではないか。

[その他について]

議会中継のアクセス数と、取手市議会のオンライン委員会やオンライン議会の取り組

み等について質問があり、後日、事務局から報告されることとなりました。

第5回特別委員会

令和2年9月16日に第5回特別委員会を開催しました。

[本特別委員会の検討課題について]

議会中継のアクセス数及び取手市議会の取組について事務局より説明があった後、今後の会議の進め方について意見交換を行いました。その結果、今後は「デジタル化とペーパレス化について」協議を行い、その次に「オンライン議会及びオンライン委員会」について協議することとなりました。

[議会基本条例の評価等について]

各会派に持ち帰りとなっていた議会基本条例第6条から第10条までの取り組み状況について、意見交換を行いました。その結果、第8条及び第10条に対する追記について、了承されました。また、議会基本条例第11条から第15条までの取り組み状況について、了承されました。

《主な意見》

- ・第8条第1項に「常任委員会においては、所管事務の現地調査を適宜実施している」と追記したほうがよいのではないか。
- ・第8条第2項に「常任委員会では委員間の討議は行われていない。陳情に対しては意見交換を実施した」と追記したほうがよいのではないか。
- ・第8条第3項に「出張委員会では条例策定 당시에 내용として想定されていた、シンポジウム形式による参考人からの意見聴取、社会的注目を集めめるような多数の傍聴が見込まれる案件での活用について、該当する案件がなかった」と追記したほうがよいのではないか。
- ・第9条第2項に「会派として独自に、市執行部に対して政策提言や要望活動を実施した」と追記したほうがよいのではないか。
- ・第10条に議長交際費と政務活動費について、追記したほうがよいのではないか。

[閉会中の特定事件について]

議会の閉会中に特別委員会が開催できるよう手続きを行いました。

第6回特別委員会

令和2年10月8日に第6回特別委員会を開催しました。

[デジタル化とペーパレス化について]

「タブレット端末導入によるペーパレス会議について（案）」について事務局より説明があり、タブレット端末の導入の可否、可とする場合の導入時期及び導入する会議等について各会派に持ち帰り検討した上で、次回、会派ごとに意見を伺うこととなりました。

《主な意見》

- ・Wi-Fi専用にしてしまえば、通信料はいらなくなるではないか。
- ・本格導入の前に、特別委員会で導入してみてはどうか。

〔議会基本条例の評価等について〕

前回決定した第8条及び第10条の取り組み状況の追記内容について事務局より説明があった後、第16条から第19条までの取り組み状況と災害対応及び政務活動費における取り組み状況について、意見交換を行いました。その結果、第16条から第19条までの取り組み状況について各会派に持ち帰り検討した上で、次回、会派ごとに意見を伺うこととなりました。

《主な意見》

- ・討論を迎えるまでの間に委員間で討議を行い、最終的に討論という形で賛否を明確にするというものが自由討議ではないか。
- ・本来であれば、例えば、新型コロナウイルスが発生したときに厚生福祉委員会が開催されて、議案としてではなく、意見交換を行うというのが自由討議ではないか。あくまでも、議案に対して賛否を問うだけではなく、日常的に何か事件があったときに常任委員会を開催して、情報交換や意見交換を行い、委員会としての意見をまとめて、議長に報告するというのがあるべき姿なのではないか。

〔議員研修会について〕

委員長から、新型コロナウイルス感染症の収束の見通しが立っていない状況であり、新型コロナウイルスへの感染防止という観点から、令和2年度は中止としてはどうかという提案があり、了承されました。

第7回特別委員会

令和2年10月30日に第7回特別委員会を開催しました。

〔デジタル化とペーパーレス化について〕

各会派に持ち帰りとなっていた、タブレット端末導入の可否や導入する時期等について、意見交換を行いました。その結果、導入時期について、令和3年度、改選後、新本庁舎移転以降と意見が分かれたため、各会派に持ち帰りとなり、次回、再度会派ごとに意見を伺うこととなりました。

《主な意見》

- ・本会議、委員会、全員協議会、土地開発公社、議案調査、それに準じる会議等にタブレット端末を導入したほうがよいのではないか。
- ・紙で通知しているものを、タブレット端末に送信したほうがよいのではないか。
- ・タブレット端末は、小規模な会議から導入すればよいのではないか。
- ・タブレット端末の大きさは、B5サイズよりA4サイズのほうが見やすいのではないか。

- ・新型コロナウイルス感染症の影響で本会議や委員会が開催できないということがあつてはならないので、政務活動費も使って即刻導入するべきではないか。
- ・すべての議員が有効に活用できるように時間をかけて検討し、十分な準備を行ってから導入すべきではないか。
- ・まずは政務活動費で購入したパソコンに議案書などをP D Fで配信して、慣れてから本格導入してはどうか。
- ・紙をなくすというわけではなく、同時並行で導入してはどうか。

[議会基本条例の評価等について]

各会派に持ち帰りとなっていた、条例第16条から第19条まで、また、災害対応及び政務活動費のそれぞれの取り組み状況について、意見交換を行いました。その結果、第17条の追記について、了承されました。

また、事務局より第6条から第10条までの評価、課題、今後の取り組み方針等についての説明があり、各会派に持ち帰り検討した上で、次回、会派ごとに意見を伺うこととなりました。

《主な意見》

- ・第17条に議会事務局の記載があるため、事務局の資質の向上を図っているという言葉を入れたほうがよいのではないか。

第8回特別委員会

令和2年11月17日に第8回特別委員会を開催しました。

[デジタル化とペーパーレス化について]

各会派に持ち帰りとなっていた、タブレット端末を導入する時期について意見交換を行いました。その結果、令和3年度の導入は見送ることとし、特別委員会で紙の資料を併用しながら試行して課題等を整理した後、改めて導入する時期について協議することとなりました。

《主な意見》

- ・委員のパソコン若しくはタブレットを使用して、例えば、特別委員会の中で試しにやってみて、その後、全協でやってみるなどしたらよいのではないか。
- ・電子資料に慣れることから始めるというのがよいのではないか。

[議会基本条例の評価等について]

各会派に持ち帰りとなっていた、条例第6条から第10条までの評価、課題、今後の取り組み方針等について、意見交換を行いました。その結果、当初の案のとおりとすることで、了承されました。

また、事務局より第11条から第15条までの評価、課題、今後の取り組み方針等について説明があり、各会派に持ち帰り検討した上で、次回、会派ごとに意見を伺うこととなりました。

第9回特別委員会

令和2年12月8日に第9回特別委員会を開催しました。

[新本庁舎の進捗状況等について]

市役所新本庁舎の進捗状況等について、執行部から説明がありました。また、議場内の壁や天井の色、什器及び床の絨毯、傍聴席の椅子の張地のそれぞれの色について、各会派に持ち帰り検討した上で、次回、会派ごとに意見を伺い、その結果を執行部に報告することになりました。

[議会基本条例の評価等について]

各会派に持ち帰りとなっていた、条例第11条から第15条までについて、意見交換を行いました。その結果、第11条、第12条、第13条、第15条の追記・修正について、了承されました。

また、事務局より第16条から第19条までと、災害対応及び政務活動費についてのそれぞれの評価、課題、今後の取り組み方針等について説明があり、各会派に持ち帰り検討した上で、次回、会派ごとに意見を伺うこととなりました。

《主な意見》

- ・第11条の課題の追記内容案について、「参加者の顔ぶれが同じであり、」は入れずに、「多様な市民が参加することにより、市議会に対する関心を高める必要がある。」と追記すればよいのではないか。
- ・第12条の今後の取組み方針の追記内容案について、「時代に合わせた」という表現は必要ないのではないか。

[閉会中の特定事件について]

議会の閉会中に特別委員会が開催できるよう手続きを行いました。

[その他について]

委員長から次回以降、議員定数についても検討事項として協議していきたいとの提案がありました。また、次回の特別委員会から委員のパソコンやタブレット端末を持ち寄り、紙の資料を併用しながらペーパーレス会議について試行していきたいとの提案がありました。

第10回特別委員会

令和3年1月22日に第10回特別委員会を開催しました。

[新本庁舎議場に関する検討結果について]

各会派に持ち帰りとなっていた、新本庁舎の議場内の壁や天井の色、什器及び床の絨毯、傍聴席の椅子の張地のそれぞれの色について意見交換を行い、A案で了承されました。

《主な意見》

- ・議場内の壁と天井の色は議会に重厚感を持たせるために、濃い目の色がよいのではないか。

ないか。

- ・議場全体を明るくした方がよいのではないか。
- ・時代の流れで、他市も明るい色が多いのではないか。
- ・明るい色で桐の色に近いため、A案のほうがよいのではないか。

〔議会基本条例の評価等について〕

各会派に持ち帰りとなっていた、第16条から第19条までと、災害対応及び政務活動費について、了承されました。

また、今後の議会基本条例の各条項及びルール集、災害対応及び政務活動費に係る規定等の見直しについて、事務局から説明がありました。

〔議員定数について〕

議員定数における過去の検討状況について、事務局から説明があり、今後の検討材料として近隣同規模市議会などの議員定数を比較できる資料を用意し、検討を進めていくことで、了承されました。

〔その他について〕

委員より電子メールにおける添付ファイルのセキュリティ及びオンライン会議の試行について、提案がありました。

第11回特別委員会

令和3年2月12日に第11回特別委員会を開催しました。

〔議員定数について〕

近隣同規模市議会などの議員定数を比較できる「議員定数に関する調べ」について、事務局から説明がありました。その結果、「議員定数に関する調べ」に面積と予算規模を追加したものを事務局で再作成することになりました。

また、新たに作成した「議員定数に関する調べ」を参考資料として、各会派で検討した上で、次回、会派ごとに意見を伺うこととなりました。

《主な意見》

- ・「議員定数に関する調べ」に面積と予算規模も追加して、参考資料にしたらよいのではないか。

〔会議規則の一部改正について〕

全国市議会議長会の標準市議会会議規則の一部改正により、議員の議会への欠席事由が新たに明文化されるとともに、請願者の押印の取扱いに係る規定が見直されることに伴い、春日部市議会会議規則の一部改正について意見交換を行い、事務局案で了承されました。

また、改正時期については、3月定例会で特別委員長の中間報告を行い、6月定例会とすることで了承されました。

〔その他について〕

事務局から酒谷議員の辞任による特別委員会の欠員の取扱いについて、3月定例会初日の本会議の議決により決定を予定しているとの報告がありました。

また、前回の特別委員会で委員より提案のあったオンライン会議について、事務局から、試行であっても委員会条例等例規の改正や要綱整備などが必要であり、先進市議会や近隣市議会の状況を調査・研究するなどし、課題等について整理していきたいとの報告がありました。その結果、来年度以降、特別委員会で先進市である取手市に視察に行くことが了承されました。

《主な意見》

- ・オンライン会議について、特別委員会の開会前か閉会後に試行したらどうか。
- ・オンライン会議のメインは、「Zoom」、「Googleミーティング」、「LINE」だと思うので、この3つを使用してみてはどうか。

第12回特別委員会

令和3年3月3日に第12回特別委員会を開催しました。

〔請願第1号の審査について〕

請願第1号「春日部市議会議員定数削減を求める請願」について、審査を行いました。

その結果、請願第1号の継続審査を求める動議が提出され、賛成多数で継続審査とすることとなりました。

《主な意見》

- ・議会改革検討特別委員会を設けて定数論議をすることが決まっている以上、この論議は必要ないのではないか。
- ・議員定数の削減というよりは、議員報酬の削減のほうが市民としては受け入れやすいのではないか。
- ・この請願については、事実誤認や事実を理解されていない点があるのではないか。
- ・議会制民主主義において、議員の数を軽々しく減らすという論議というのは、極めて丁寧にやらなければならない、デリケートな問題と思う。
- ・不採択にした上で、改めて議員定数については削減ありきではなく、議会改革検討特別委員会で、十分に議論していくべきではないか。
- ・現状のまま前年踏襲、過去踏襲ではなく、その時その時の時代になつたら議論は必ず必要になってくると思うので、常に議論していく必要はあるのではないか。
- ・紹介議員から、請願者は定数削減の再考について重きをおいてると答弁があったが、そのことが表に出てこない文章となっており、市議会のホームページにはそのまま掲載されることから、請願者の意思も尊重しつつ、継続審査とし、議論を深めていったほうがよいのではないか。

[中間報告書（案）について]

特別委員会の審査経過の報告として、3月定例会に提出することが了承されました。

[閉会中の特定事件について]

議会の閉会中に特別委員会が開催できるよう手続きを行いました。

第13回特別委員会

令和3年3月16日に第13回特別委員会を開催しました。

[中間報告（案）について]

3月定例会に提出する中間報告書（案）の再確認を行いました。

第14回特別委員会

令和3年4月28日に第14回特別委員会を開催しました。

[令和3年請願第1号（継続審査）について]

継続審査となった請願第1号「春日都市議会議員定数削減を求める請願」について、意見交換を行いました。今回の意見交換を踏まえ、次回以降も引き続き審査することとなりました。

《主な意見》

- ・財政状況が悪いことが1つの削減の理由となっているが逆だと思う。少子化や人口減少、コロナなど様々な問題がある時だからこそ、議会でしっかりと議論することが重要になる。市民の意見をよく聞いて、少ない財源をどう使うのか、市民の要望に基づいた使い方をしていくためにも、議員を減らしてはいけないのではないか。
- ・議員が少ない人数では、地域の要望というのがちゃんと把握できるのか、市民の声が議員に伝わるのかという意見もいただいたことから、まずは検討課題を整理してはどうかと思う。
- ・第三者から見たらやはり4人削減の請願だと思うので、まずこの請願はどういった請願なのかというのを共通認識の中で議論しないと、賛否もなかなか揃わないのではないか。1つの提案されている議題に対して、それぞれ解釈が違う中で議論が行われると、賛否もばらばらになってしまい、統一性がなく議論されてしまうのではないか。

[議員定数について]

第11回に引き続き、議員定数について、意見交換を行いました。今回の意見交換を踏まえ、次回以降も引き続き協議することとなりました。

《主な意見》

- ・過度に削減を求めるることは民意を拾いづらくなるということも考えられ、人口の少ない地区から選出されづらくなるというマイナス効果も出かねないことから、まずは段階的に定数2減、30議席から進めるべきだと考える。次期改選時は2減の3

0人が妥当ではないか。

- ・議員定数そのものは32人の現状が妥当だと思う。
- ・近隣市町と比べてという部分もあるが、近隣市の議員から、定数削減が進みすぎて、議会に市民の意見が届かなくなっているという意見を非常に多く聞いている。
- ・市民の意見をよく聞いて議会に反映させたり、議会で十分な議論を行うためには、一定の定数が必要である。4年前、8年前にも議論があったが、その当時と比べて状況的に定数を削減できるような状況ではないのではないか。
- ・コロナの問題など新たな問題も出てきたため、そういう点では、より一層の議論、市民の意見を聞く、市民の皆さんに議会のことを知らせるなど、その重要性は、ますます増していると思うので、減らすということではなく、現状維持がよいのではないか。

〔議会基本条例に関するルール集について〕

議会基本条例に関するルール集に関する今後の検討事項及び協議スケジュールについて事務局より説明があり、ルール集の「自由討議の運用について」「専門的知見の活用について」「研修・視察結果の公表について」「諮問機関の設置について」「政策討論会の運用」の5項目について、各会派に持ち帰り検討した上で、次回、会派ごとに意見を伺うこととなりました。

〔その他について〕

第11回の委員会で、委員から提案のあった、PDF資料の作成方法（しおり機能の活用等）について、及び資料のファイル名のつけ方について意見交換を行いました。その結果、ファイル名については、委員会の回数、名称、内容とすることとなりました。また、資料はZIPファイルで送付することとなりました。

《主な意見》

- ・委員会の回数、名称、内容を記載すると分かりやすい。
- ・資料はZIPファイルで送ると一括でダウンロードすることができ、効率的に保存できるので、資料の送付はZIPファイルに変更したほうがよいのではないか。

第15回特別委員会

令和3年5月21日に第15回特別委員会を開催しました。

〔議員定数について〕

前回に引き続き、議員定数について、意見交換を行いました。今回の意見交換を踏まえ、次回は、人数は別として定数を削減するのか、現状維持とするのか、方向性を決定することとなりました。

《主な意見》

- ・人数はともかく削減という方向でお願いしたい。
- ・2減の方向でお願いしたい。

- ・市民の声を代表するという意味においては、減らすというのは好ましくないと思うが、委員会における意見をしっかりと検討し、結論を出していきたいと思う。
- ・コロナで大変な状況である時だからこそ、しっかりと議論するためにも、市民の意見を反映させるためにも、定数を維持するべきだと思う。
- ・SDGsの観点から、誰一人取り残さない社会を目指そうという中で、やはり意見を聞く耳は多くあったほうがよい。

第16回特別委員会

令和3年6月2日に第16回特別委員会を開催しました。

[議員定数について]

前回に引き続き、議員定数について、意見交換を行いました。議員定数の方向性については、人数は別として定数を削減するという意見と、現状維持という意見が出ており、1つの意見に集約することは難しいため、採決により特別委員会としての結論を出すこととなりました。採決の結果、議員定数の方向性については、定数削減とすることが決まりました。

《主な意見》

- ・市民の意見を議会に反映して十分な議論を行う上でも、市民に議会の内容を伝えるためにも、一定の議員数が必要である。
- ・議員を減らすとますます市民と議会との関係が希薄となり、議会がどういう活動をしているのか理解されにくくなる。その結果、議員を減らすべきという意見がさらに強くなることが考えられ、削減が削減を生む悪循環になるため、定数削減には反対である。
- ・定数削減によるリスクもあるが、その辺もしっかりと議論はされ尽くしてきたと感じている。それもしっかりと踏まえた上で、大方削減という方向になっているため、そういう方向性で進められればと思う。
- ・県内各自治体の議員1人当たりの人口を比較すると、春日部市は40市中8番目に多く、議員1人当たり7164人であり、決してこれは議員定数が多いとは言えないと思う。また、全国の人口20万人から30万人の市の議員定数の平均は32.5人であり、全国の平均から見ても春日部市の議員定数が多いとは言えないため、議員定数削減には反対である。

[請願第1号（継続審査）について]

継続審査となった請願第1号「春日部市議会議員定数削減を求める請願」について、意見交換を行いました。意見交換の後、審査を終結し、討論・採決を行いました。採決の結果、本請願は不採択とすべきものと決まりました。

《主な意見》

- ・定数削減ありきで、議会の重要性について十分理解しているか疑問である。

- ・財政状況を理由に挙げているが、春日部市の議員報酬は他市と比べても高くはなく、関西と比べると、大分少なくなっている状況であり、政務活動費も多くない。
- ・財政状況が厳しいときだからこそ、限られた財源をどうするか、市民の意見をくみ上げ、より一層深い議論が必要である。
- ・平成21年度以降、定数について継続的な審議がされていないと述べているが、8年前にも4年前にも議論されてきたので事実に反している。
- ・現在1名欠員になっていても支障がないというふうに言われていることも問題であり、議会にとっても住民にとっても大きなマイナスになっている。

[議会基本条例に関するルール集について]

各会派に持ち帰りとなっていた、「自由討議の運用について」「専門的知見の活用について」「研修・視察結果の公表について」「諮問機関の設置について」「政策討論会の運用」の5項目について意見交換を行いました。「自由討議の運用について」「専門的知見の活用について」の2項目については、今回の意見交換を踏まえ、再度各会派に持ち帰り検討した上で、次回、会派ごとに意見を伺うこととなりました。また、「研修・視察結果の公表について」は、現状に合わせた事務局修正案のとおり修正することで了承されました。また、「諮問機関の設置について」「政策討論会の運用」の2項目については、修正なしとして了承されました。

また、「出張委員会について」「会議等の公開について」「議会報告会について」「広報広聴委員会の設置について」の4項目について事務局より説明があり、各会派に持ち帰り検討した上で、次回、会派ごとに意見を伺うこととなりました。

《主な意見》

(自由討議の運用について)

- ・出席議員の3分の2以上というところを出席議員の2分の1以上ということでハーフドを下げる、より自由討議が活発にできるようにしたほうがよいのではないか。
- ・出席議員の3分の2以上とした当時の経緯を確認した上で、議論したほうがよいのではないか。

(専門的知見の活用について)

- ・「常任委員会における調査・研究の一環として行われる行政視察について、社会的な状況により実施困難な場合、所管事務に関する専門的知見を活用して、市が現在行っている政策や今後の課題に対する知見を広げ、議案審議や政策提案のために役立てられると判断した場合。」と追記をして、ルールの解釈の拡大を図っていただきたい。

(諮問機関の設置について)

- ・市議会の内部的な諮問事項の例示として、議員定数について具体的に例示がされているため、今後については、市民を代表する方々に諮問機関ということでご意見を伺い、それを踏まえて、議会としても定数の議論に生かして運用を図るとよいので

はないか。

〔閉会中の特定事件について〕

議会の閉会中に特別委員会が開催できるよう手続きが行われました。

第17回特別委員会

令和3年7月2日に第17回特別委員会を開催しました。

〔議員定数について〕

前回の委員会で、議員定数の方向性が「定数削減」と決まったため、削減する人数について意見交換を行いました。今回の意見交換を踏まえ、次回は、次期改選後の議員定数を決定することとなりました。

《主な意見》

- ・定数について、2減の30人としたい。
- ・あくまでも定数減に反対なので、何人削減という数をいうことはできない。

〔議会基本条例に関するルール集について〕

各会派に持ち帰りとなっていた、「自由討議の運用について」「専門的知見の活用について」「出張委員会について」「会議等の公開について」「議会報告会について」「広報広聴委員会の設置について」の6項目について、意見交換を行いました。「会議等の公開について」「議会報告会について」の2項目については、今回の意見交換を踏まえ、再度各会派に持ち帰り検討した上で、次回、会派ごとに意見を伺うこととなりました。また、「出張委員会について」は、現状に合わせた事務局修正案のとおり修正することで了承されました。また、「専門的知見の活用について」「広報広聴委員会の設置について」の2項目については、一部追記をすることで了承されました。また、「自由討議の運用について」については、修正なしとしてすることで了承されました。

また、「一問一答方式の運用指針について」「反問権の運用について」「議決事件の追加について」「議会改革検討特別委員会の設置について」の4項目について事務局より説明があり、各会派に持ち帰り検討した上で、次回、会派ごとに意見を伺うこととなりました。

《主な意見》

(自由討議の運用について)

- ・ルール集を策定した際の経緯もあるため、出席議員の3分の2以上のままでよいのではないか。
- ・現状では自由討議の運用実績が全くない状況であり、そのために必要な動議が挙がったこともないため、多数決のハードルを下げる必要性があるのか、妥当であるのかどうか判断できない状況なのではないか。必要であれば自由討議の動議を提出していただき、試験的に運用してみるということが前提だと思う。
- ・ハードルを下げる必要はなく、今までのとおり出席議員の3分の2以上でいいと

思う。

(専門的知見の活用について)

- ・コロナ禍の中で、より活発に使えるのであれば、追記してもよいのではないか。

(会議等の公開について)

- ・新本庁舎移転後の委員会室や全員協議会室には中継が可能になる設備が導入されることから、「その他」という別の項目を立てて、「※常任委員会のインターネット中継については、新本庁舎への移転後には、議会フロアの設備が整うため、改めて実施の可否を検討することとする。」と追記をお願いしたい。

(議会報告会について)

- ・「過去の取り組みにおける課題への対応について」の追加をお願いしたい。
- ・「年1回以上開催する」というところを、「年1回以上開催することを基本とする」と修正をお願いしたい。

(広報広聴委員会の設置について)

- ・「所管事項」の部分に、「（1）広報施策について より広く積極的な情報発信を行うため、SNSなどの多様な媒体による広報について検討を行う。」、「（3）広報広聴に関する、調査・研究を行う。」と追記をお願いしたい。
- ・SNSの発信について、議員というのは個人なので難しいと思う。結局、事務局の負担が大きくなるようでは何もならないと思う。
- ・SNSの発信の責任の所在に重きがあると思うので、例えば広報広聴委員長が自分の思いを議長の承認を得ずに、委員長の独断で上げてしまう懸念がある。
- ・個人でSNSを発信しているのも見受けられるので、それぞれの議員が自分の責任において発信していくといふのであれば問題ないと思う。
- ・SNSで頻繁に発信していく場合、それを議長が認めることは難しいので、ホームページの公開で十分だと思う。

第18回特別委員会

令和3年7月30日に第18回特別委員会を開催しました。

[議員定数について]

前回に引き続き、削減する人数について、意見交換を行いました。削減人数については、2人削減という意見と、削減には賛成できないという意見が出ており、1つの意見に集約することは難しいため、採決により特別委員会としての結論を出すこととなりました。採決の結果、次期改選後の議員定数を2人削減し、30人とすることが決まりました。

《主な意見》

- ・議員定数削減に反対のため、2人削減に合意することはできない。
- ・何回か議論を交わしたが、現状の32人に対して2減の定数30人としたい。

[議会基本条例に関するルール集について]

各会派に持ち帰りとなっていた、「会議等の公開について」「議会報告会について」「一問一答方式の運用指針について」「反問権の運用について」「議決事件の追加について」「議会改革検討特別委員会の設置について」の6項目について、意見交換を行いました。「会議等の公開について」は、修正することで了承されました。また、「議会報告会について」は、今回の意見交換を踏まえ、再度各会派に持ち帰り検討した上で、次回、会派ごとに意見を伺うこととなりました。また、「一問一答方式の運用指針について」は、今回の意見交換を踏まえ、再度各会派に持ち帰り検討した上で、次回、会派ごとに意見を伺うこととなりました。また、「反問権の運用について」「議決事件の追加について」「議会改革検討特別委員会の設置について」は、修正なしとしてすることで了承されました。

《主な意見》

(議会報告会について)

- ・改選後のメンバーで改めて議論したほうがよいのではないか。
- ・追記はしないで、その都度協議すればよいのではないか。
- ・前向きにいろいろな工夫を取り入れてやっていくという形は残したいので、追記をお願いしたい。

(一問一答方式の運用指針について)

- ・残り時間が3分を切ったら再質問はできないとしてはどうか。
- ・本会議質疑に一問一答を導入することについては、まず課題が何なのかをしっかりと洗い出した上で、前向きに取り組んでいくという記載をお願いしたい。
- ・質疑は一問一答方式ではなく、一括質問一括答弁がいいと思う。
- ・質疑の時間を60分に戻すことを提案したい。また、質問と答弁がかみ合ってない場合には、この限りではないとルール集に付け加えたほうがよいのではないか。

(反問権の運用について)

- ・反問の時間を質問時間に含めないほうがよいのではないか。
- ・運用されていないため、変えなくてもよいのではないか。

[その他について]

委員長から提案があり、議長から依頼があった「休会日の表記方法について」「議員提出議案の質疑・討論について」「市議会における押印の見直し」について、次回以降、協議することとなりました。

第19回特別委員会

令和3年8月18日に第19回特別委員会を開催しました。

[常任委員会の定数について]

議員定数を30人とすることが決定したため、各常任委員会の定数について、意見交

換を行いました。その結果、今回の意見交換を踏まえ、再度各会派に持ち帰り検討した上で、次回、会派ごとに意見を伺うこととなりました。

《主な意見》

- ・議会人事が2年ごとに変わるので、最初の2年間は総務が8人、厚生福祉が7人、建設が8人、教育環境が7人、後半2年を総務が7人、厚生福祉が8人、建設が7人、教育環境が8人として、すべての議員が常任委員会に所属すればよいのではないか。
- ・7人の委員会を教育環境、建設の2委員会、総務、厚生福祉は所管事項が多く、議案が多いため、優先的に8人したほうがよいのではないか。
- ・8人、8人、7人、7人という形で、議長、副議長も入れたほうがよいのではないか。
- ・全議員が委員会に入るということで、7人、7人、8人、8人として、厚生福祉は議案が多いので8人。総務か教育環境が8人でよいのではないか。

〔議会基本条例に関するルール集について〕

各会派に持ち帰りとなっていた、「議会報告会について」「一問一答方式の運用指針について」、意見交換を行いました。「議会報告会について」の今後の取組方針については、ルール集には追記せず、申し送り事項として特別委員会の報告書に記載することとなりました。また、開催時期等については、修正することで了承されました。「一問一答方式の運用指針について」は、一部修正することで了承されました。その結果、令和3年12月定例会から、残り時間が1分未満で指名された場合は、再質問できないこととなりました。

《主な意見》

(議会報告会について)

- ・今後の取組方針については、ルール集に追記するのではなく、申し送り事項として報告書に記載すればよいのではないか。
- ・開催する頻度については、基本線は年1回開催ないし活発に市民の皆さんとのところに出向いて行うという方向の中で、改めて改選後に決めるこだと思う。
- ・議会報告会は年1回が基本であって、4年というのが本来でないというのを明らかにしたいため、「基本とする」ということにしたい。

(一問一答方式の運用指針について)

- ・一問一答方式においても、残り時間が3分未満で指名された場合は再質問できないとしたほうがよいのではないか。
- ・質問と答弁がかみ合ってない場合の追記については、平行線になる場合には議長が議事整理をするということが妥当だと思うので、追記する必要はないのではないか。
- ・質疑についても一問一答方式を検討し、導入を進めていく方向で進めていきたいと思う。

- ・質疑の一問一答を「本格実施に向けて検討する」というところは、「検討する」だけにしたらよいのではないか。
- ・残り時間3分未満ではなく、残り時間が1分未満の場合は再質問できないと追加したらよいのではないか。

[災害対応について]

災害対応に係る規定の見直しについて、事務局より説明があり、各会派に持ち帰り検討した上で、次回、会派ごとに意見を伺うこととなりました。

[休会日の表記方法について]

休会日の表記について、事務局より説明があり、今回の意見交換を踏まえ、各会派に持ち帰り検討した上で、次回、会派ごとに意見を伺うこととなりました。

《主な意見》

- ・土日の休会日は「休会」で、ほかのところは「休会（議案調査）」でいいと思う。
- ・「休会」だけだと誤解を生むところがあるので、何かしらの表記が必要だと思う。

第20回特別委員会

令和3年9月8日に第20回特別委員会を開催しました。

[中間報告書（案）について]

特別委員会の審査経過の報告として、9月定例会に提出することが了承されました。

[閉会中の特定事件について]

議会の閉会中に特別委員会が開催できるよう手続きが行われました。

第21回特別委員会

令和3年9月30日に第21回特別委員会を開催しました。

[常任委員会の定数について]

第19回に引き続き、常任委員会の定数について、意見交換を行いました。その結果、総務委員会、厚生福祉委員会が8人、建設委員会、教育環境委員会が7人で了承されました。

《主な意見》

- ・付託表等の順番が、総務委員会、厚生福祉委員会、建設委員会、教育環境委員会という順番なので、最初の2年が総務委員会、厚生福祉委員会が8人、後半の2年が建設委員会、教育環境委員会が8人でよいのではないか。
- ・他市も2年で入れ替えているところはないようなので、予算比率や所管事項が多い総務委員会と厚生福祉委員会を8人、建設委員会と教育環境委員会が7人でよいのではないか。
- ・順番は別として、2年ごとに入れ替えがよいのではないか。

〔災害対応について〕

各会派に持ち帰りとなっていた災害対応について、意見交換を行いました。その結果、「市議会における災害発生時の対応要領」及び「台風接近に伴う市議会災害対策支援本部の運営について」は、一部修正することで了承されました。

《主な意見》

- ・災害発生時に会派の代表者が参集困難な場合、その会派は必ず代理の者を参集させた方がよいのではないか。
- ・災害発生後に道路の寸断などで参集できない場合、オンラインによる参集など対応の検討が必要ではないか。

〔休会日の表記方法について〕

各会派に持ち帰りとなっていた休会日の表記方法について、意見交換を行いました。その結果、再度各会派に持ち帰り検討した上で、次回、会派ごとに意見を伺うこととなりました。

《主な意見》

- ・「休会」だけではなく、何らかの表記はした方がよいのではないか。
- ・平日は「休会（議案等整理日）」と表記すればよいのではないか。
- ・何か表記してしまうと、それ以外のことができなくなってしまうので、表記しなくてもよいのではないか。
- ・休会日は、調査をしたり、資料を作ったり、活動しているということを括弧付で議会側から発信をした方がよいのではないか。

〔市議会における押印の見直しについて〕

市議会における押印の見直しについて事務局より説明があり、各会派に持ち帰り検討した上で、次回以降、会派ごとに意見を伺うこととなりました。

第22回特別委員会

令和3年10月14日に第22回特別委員会を開催しました。

〔休会日の表記方法について〕

各会派に持ち帰りとなっていた休会日の表記方法について、意見交換を行いました。その結果、平日の休会日は「休会（議案等整理日）」と表記することで了承されました。

〔議員提出議案の質疑・討論について〕

議員提出議案の質疑・討論について事務局より説明があり、各会派に持ち帰り検討した上で、次回以降、会派ごとに意見を伺うこととなりました。

《主な意見》

- ・円滑な議会運営のため、賛否表は続けた方がよいのではないか。
- ・賛否表の提出は一般質問の最終日のため、そこから2日で考えが変わるということはないと思うので、賛否は明らかにしておいた方がよいのではないか。

[政務活動費に係る規定等の見直しについて]

政務活動費に係る規定等の見直しについて事務局より説明があり、「政務活動費に関する基本的な考え方」と「政務活動費の取扱基準」について、各会派に持ち帰り検討した上で、次回以降、会派ごとに意見を伺うこととなりました。

[その他について]

議員研修会について、昨年は新型コロナウイルス感染防止の観点から中止としましたが、委員長から今年はさらなる議会改革へつながるよう会場内の換気等十分な感染防止対策を行った上で、開催してはどうかという提案があり、了承されました。

なお、開催日程や研修テーマの案については、委員長に一任することとなりました。

第23回特別委員会

令和3年11月9日に第23回特別委員会を開催しました。

[市議会における押印の見直しについて]

第21回特別委員会で各会派に持ち帰りとなっていた、市議会における押印の見直しについて意見交換を行い、その結果、事務局案で了承されました。

また、押印の廃止時期については、条例改正が必要なものがあるため、令和4年度から実施することで了承されました。

[議員提出議案の質疑・討論について]

前回、各会派に持ち帰りとなっていた、議員提出議案の質疑・討論について意見交換を行いました。その結果、今回の意見交換を踏まえ、次回以降も引き続き協議することとなりました。

《主な意見》

- ・賛否表は継続するべきだが、挙手制にしてしまうと、それを無視した質疑や討論ができてしまうので、通告制にしたほうがよいのではないか。
- ・円滑な議会運営のため、賛否表を継続していくべきではないか。
- ・賛否表は継続したほうがいいが、質疑や討論を禁止すべきではないのではないか。
- ・突発的に質疑したときに答弁が用意されていない状況だと、実りある質疑にならないのではないか。

[政務活動費に係る規定等の見直しについて]

前回、各会派に持ち帰りとなっていた、政務活動費に関する基本的な考え方と政務活動費の取扱基準について、意見交換を行いました。その結果、クレジットカード等による支払いは認めないこととなりました。

《主な意見》

- ・キャッシュレスが進んでいる中で、現金払いは時代に逆行しているのではないか。
- ・クレジット払いをやめれば、ポイント付与の問題はなくなるのではないか。
- ・個人のカードにポイントを付与しないというのは難しいようなので、クレジットカ

ードは認めないほうがよいのではないか。

- ・クレジットカードを使わなければ支払うことができないということはあり得ないの
で、現金のほうがよいのではないか。

[デジタル化とペーパーレス化について]

ペーパーレス会議を試行してから半年が経過したため、ペーパーレス会議の課題及びタブレット端末の導入時期について、意見交換を行いました。その結果、ペーパーレス会議における紙の資料の配付については、次回から廃止することとなりました。また、タブレット端末の導入時期については、令和4年度は見送ることとし、引き続き検討することとなりました。

《主な意見》

(ペーパーレス会議について)

- ・まずは任期中の議会改革検討特別委員会で紙の書類をなくすなどやってみて、改選後の特別委員会にメリット、デメリットの報告ができればよいのではないか。
- ・パソコンだと整理がしやすいし、後で見ることもできるので、そういう点ではメリットが大きいと思うので、どうしても使いにくいという人がいれば、その人は紙を継続してもよいのではないか。
- ・次回から試しに紙をなくして、必要な場合は事前資料を自分で印刷すればよいのではないか。

(タブレット端末の導入時期について)

- ・タブレット端末の購入は見送ってもいいが、通信環境を整備する予算は必要ではないか。
- ・パソコンやタブレットにダウンロードしてしまえば、通信環境の整備は必要ないのではないか。
- ・タブレット端末については、今後も検討していくことでよいのではないか。

[その他について]

委員から代表質問制の導入、予算委員会及び特別委員会の設置について、提案がありました。その結果、代表質問制度については、市長の所信表明と施政方針に限定することで了承されました。

また、委員長から通年議会の研究について、提案がありました。その結果、議会改革検討特別委員会の課題とすることで了承されました。

第24回特別委員会

令和3年11月18日に第24回特別委員会を開催しました。

[代表質問の導入について]

前回、委員から提案があった代表質問の導入について、意見交換を行いました。その結果、12月定例会から下記のとおり実施することとなりました。

①実施時期	令和3年12月定例会から
②日 数	1日
③対象項目	・市長選挙直後の議会における「市長の所信表明」 ・3月定例会における「市長の施政方針」
④実施人数	各会派1人（無所属議員は実施しない）
⑤質問時間	答弁を含め1時間以内
⑥質問方式	一括質問・一括答弁（質問、答弁とも1回のみ）
⑦発言通告	・事前通告制とし、開会日の午後1時までに通告。 ・発言順は会派の人数順とする。同人数の場合はくじ引きで決定する。
⑧一般質問 との関係	・一般質問は代表質問とは別に実施し、一般質問においても所信表明や施政方針に対する質問は可能とする。 ・代表質問をした議員も一般質問は可能とする。

《主な意見》

- ・代表質問の導入は賛成だが、12月定例会からでは準備が間に合わないのではないか。
- ・質問時間は1人10分として、6人会派であれば60分でよいのではないか。
- ・質問方式については、一問一答方式でよいのではないか。
- ・再質問を可能にして、細かく追及して市長が全部答弁してしまうと、一般質問の答弁がなくなってしまうのではないか。
- ・初めて導入することなので、今回は一括質問一括答弁1回のみということにして、不都合があれば、また本特別委員会で議論して変えていけばよいのではないか。

[その他について]

委員から文書質問制の導入について提案があり、各会派に持ち帰りとなりました。また、前回の特別委員会で委員長から通年議会の研究について提案がありました。文書質問制を先に協議することで了承されました。

第25回特別委員会

令和3年12月17日に第25回特別委員会を開催しました。

[議員提出議案の質疑・討論について]

第23回特別委員会で各会派に持ち帰りとなっていた、通告制の導入について意見交換を行い、その結果、通告制は導入しないということで了承されました。

[政務活動費に係る規定等の見直しについて]

政務活動費の使途基準及び会派広報誌発行基準の見直しについて事務局より説明があり、各会派に持ち帰り検討した上で、次回以降、会派ごとに意見を伺うこととなりました。

[文書質問制度について]

文書質問制度を実施している所沢市、加須市、幸手市の状況について事務局より説明があり、各会派に持ち帰り検討した上で、次回以降、会派ごとに意見を伺うこととなりました。

《主な意見》

- ・議長経由して個人で出すのか、委員会で出すのか、会派のほうがまとまりやすいのかなどを検討して、できれば早く導入したいと思う。

[予算委員会について]

予算委員会を設置しているさいたま市、所沢市など7市の状況について事務局より説明があり、各会派に持ち帰り検討した上で、次回以降、会派ごとに意見を伺うこととなりました。また、久喜市及び加須市の状況について質問があり、後日、事務局から報告されることとなりました。

《主な意見》

- ・常任委員会から予算が除かれて、別の委員会で審議されてしまうと、常任委員会が形骸化してしまうのではないか。
- ・当初予算を予算委員会、残りの条例の改正や制定を常任委員会とすれば、6月定例会や12月定例会と同じように委員会の会期は1日で済むと思う。
- ・予算委員会に入らないと直接審議できないとなると、全員が予算委員会に入るというような方向性にすれば問題は回避されると思う。

[議員研修会について]

議員研修会の開催日程や研修テーマの案について事務局より説明があり、事務局案で了承されました。

[閉会中の特定事件について]

議会の閉会中に特別委員会が開催できるよう手続きが行われました。

第26回特別委員会

令和4年1月13日に第26回特別委員会を開催しました。

[政務活動費に係る規定等の見直しについて]

各会派に持ち帰りとなっていた、政務活動費の使途基準及び会派広報誌発行基準の見直しについて意見交換を行い、その結果、政務活動費の使途基準については修正しないということで了承されました。また、会派広報誌発行基準については事務局から修正の提案があり、事務局案で了承されました。

[文書質問制度について]

各会派に持ち帰りとなっていた文書質問制度について、意見交換を行いました。その結果、導入する方向で一致しましたが、具体的な実施内容については、再度各会派に持ち帰り検討した上で、次回、会派ごとに意見を伺うこととなりました。

《主な意見》

- ・文書質問制度については、議会基本条例で明文化すべきだと思う。
- ・質問については、会派が2名以上なので、2名以上がよいのではないか。
- ・回答期限は定めないが、回答期限を設けることはできるとしたほうがよいのではないか。
- ・質問事項と回答は、市議会のホームページで公開したほうがよいのではないか。
- ・文書質問については常任委員会からの質問ではなく、議案提案権がある8分の1規定などを参考にして、そういう形の人数以上であれば提出可能にしてはどうか。
- ・質問の頻発によって職員の負担を招かないよう、提出可能な日を決めて、特定の議員が毎日のように質問状を出すような状況は防いだほうがよいのではないか。
- ・実施手続については、書式を定めておいたほうがよいのではないか。
- ・特に何人以上ということは設けずに、誰でもできるとしたほうがよいのではないか。

〔予算委員会について〕

久喜市及び加須市の状況について事務局から説明があった後、予算委員会の設置について、意見交換を行いました。その結果、3月定例会には設置せず、次回以降、引き続き協議することとなりました。

《主な意見》

- ・常任委員会として設置して、委員構成は全議員、審議範囲は当初予算のみとし、委員会日程は4日間としてはどうか。
- ・予算委員会の設置が難しいのであれば、議員間討議の場を作ることが必要なのではないか。
- ・特別委員会として設置して、正副議長と監査委員は除いてはどうか。
- ・予算委員会は設置しなくてもよいのではないか。

〔その他について〕

3月定例会における代表質問について、1・2月定例会と同様の内容で実施するのか、意見交換を行いました。その結果、質問方式について、質問・答弁とも2回までに変更するということで、了承されました。

第27回特別委員会

令和4年1月28日に第27回特別委員会を開催しました。

〔文書質問制度について〕

各会派に持ち帰りとなっていた、文書質問制度の具体的な実施内容について、事務局から提案があった後、意見交換を行いました。その結果、下記については了承されましたが、実施手続における人数については、再度各会派に持ち帰り検討した上で、次回以降、会派ごとに意見を伺うこととなりました。

①実施時期 改選後に試行を開始

- ②根拠規定 1年 の試行後に議会基本条例に条項を追加
- ③実施手続 議長を通じて行う
- ④文書質問ができる質問の範囲等 質問項目は市政全般
- ⑤執行機関からの回答の期限 おおむね2週間以内
- ⑥議員への周知方法 メール
- ⑦市民への周知方法 試行的に市議会ホームページに掲載

《主な意見》

(実施時期)

- ・3月議会後となると改選まで短いので、改選後からでよいのではないか。

(根拠規定)

- ・春日部市議会基本条例に、文書質問制度に関する条文が必要ではないか。
- ・コロナや地震で一般質問ができなくなった場合に、一般質問を文書質問制度で行うことができるということを基本条例のどこかに入れたほうがよいのではないか。

(実施手続)

- ・議長を経由したほうがよいのではないか。
- ・提出が可能な人数を定めるということで、提案権がある一定の根拠を持った数字で、議員数の8分の1以上の人数の連名によって提出したほうがよいのではないか。
- ・所定の記入様式に、質問事項と回答を記載したほうがよいのではないか。
- ・会派ごとに、議長を通じて質問したほうがよいのではないか。
- ・議員個人として、議長を通じて提出できるようにしたほうがよいのではないか。一般質問も同じで、質問する権利は個人にもあるのではないか。
- ・会派を結成する要件が2名なので、自分ともう1人で意見がまとまればよいのではないか。
- ・個々になると手續が煩雑になると思うので、会派ないし何か根拠をもって、何人かの連名の議員の総意の質問としたほうがよいのではないか。

(文書質問ができる質問の範囲等)

- ・市政全般ということで、試行的にやってみるという形でよいのではないか。

(執行機関からの回答の期限)

- ・質問の重さで変わるとと思うのです、おおむね2週間としましたが、原則としては、速やかに回答してもらいたいと思う。
- ・コロナなど緊急のことは、速やかに回答してもらえばよいのではないか。
- ・質問内容によって変わってくるので、特に定めることは難しいが、一定の目安として、おおむね2週間でよいのではないか。

(議員への周知方法)

- ・質問書及び答弁書の一覧を電子メールによって、全議員に配信すればよいのではないか。

(市民への周知方法)

- ・市議会ホームページに、質問書及び答弁書の一覧を掲載すればよいのではないか。

[その他について]

(議員研修会について)

2月3日（木）に開催が決定している議員研修会について、新型コロナウイルスの感染が拡大していることから、予定どおり開催するのか、もしくは中止とするのか、意見交換を行いました。その結果、開催方法については、執行部の出席は求めず、オンラインで実施し、自宅もしくは控室で参加するということで、了承されました。

(新本庁舎の議会エリア主要諸室レイアウト案について)

新本庁舎における全員協議会室などのレイアウト案について、執行部から説明がありました。その結果、レイアウト及び現在使用している什器について、各会派に持ち帰り検討した上で、次回以降、会派ごとに意見を伺うことになりました。

《主な意見》

- ・イメージは分かるが、寸法の記載があると、より分かりやすいのではないか。
- ・新しい什器はいいと思うが、使えるものは使ったほうがよいのではないか。
- ・必要な人に買い取ってもらうなど、SDGsの観点からも、まだ使えるのであれば、有効利用したほうがよいのではないか。

第28回特別委員会

令和4年2月10日に第28回特別委員会を開催しました。

[文書質問制度について]

前回持ち帰りとなった文書質問を提出できる人数について、再度意見交換を行いました。その結果、試行的に2名以上ということで、了承されました。今後は、実施について、執行部と協議し、次回以降、協議結果を報告することとなりました。

《主な意見》

- ・会派を構成する人数が2人ということなので、2人以上でよいのではないか。
- ・各議員が1人ずつという形だと、職員の対応が1人1人という形になってしまふので、複数名によって提出するというのがよいのではないか。
- ・議員は1人1人が市民から選ばれてきているので、質問する権利も議員1人1人にあるだろうということで、1人でよいのではないか。
- ・試行という形で進めていくので、まずは複数という形で進めて、改選後に検討すればよいのではないか。

[新本庁舎の議会エリア主要諸室レイアウト案について]

前回持ち帰りとなったレイアウト及び現在使用している什器について、意見交換を行いました。その結果、レイアウトについては執行部案で了承され、什器については新しいものに買換え、古いものは無駄にしないということで、了承されました。

《主な意見》

- ・将来的なことを考えると、現行予定しているコンセント数や容量よりも増やしたほうがよいのではないか。
- ・既存のものについては、何らかの形で有効活用や売却など検討してほしい。
- ・売却できるものはしっかりと売却して、新しく入れるものに関しては、十分に価格等を業者と詰めて、なるべくコストパフォーマンスのいいものを選んでほしい。

第29回特別委員会

令和4年2月25日に第29回特別委員会を開催しました。

〔最終報告書（案）について〕

これまでの議論を集約した「議会改革検討特別委員会報告書（案）」について説明がされ、各自持ち帰りの上、確認し、次回の委員会において修正の必要な箇所等を報告してもらうことになりました。

第30回特別委員会

令和4年3月9日に第30回特別委員会を開催しました。

〔最終報告書（案）について〕

「議会改革検討特別委員会報告書（案）」について、意見等を求めたところ、意見等はなく了承され、議長に報告することとなりました。

4. まとめ

① 設置

議会改革検討特別委員会は、地方分権の進展と市民からの多様な要請等に対応するために、春日部市議会基本条例第15条の規定により、自らの改革に不斷に取り組むための組織として、平成30年5月から令和2年3月まで設置された議会改革検討特別委員会に継続して、令和2年6月1日に設置されました。

本特別委員会は各会派から選出された10人（令和3年2月19日に委員定数を10人から9人に変更）で構成し、全30回の会議を開催の上、本市議会の議会改革について積極的な調査と協議を進めました。

② 調査・協議事項

ア. 新庁舎議会棟の喫煙場所の設置の有無について

前特別委員会から引き続きの協議事項となっている、新庁舎議会棟の喫煙場所の設置の有無について、協議を行いました。

協議の結果、議会棟には設置せず、本庁舎の敷地内もしくは敷地外への設置を検討するよう執行部に要望することで了承されました。

イ. 議会基本条例の評価について

本特別委員会の検討課題である、議会基本条例の評価について、協議を行いました。協議の結果、議会基本条例の検証結果に基づき、議会基本条例に関するルール集について、項目ごとに見直すこととなりました。

ウ. デジタル化とペーパーレス化について

本特別委員会の検討課題である、デジタル化とペーパーレス化について、協議を行いました。

協議の結果、紙の資料は使用せず、委員のパソコン等を持ち寄り、ペーパーレス会議について試行することとなりました。

なお、タブレットの導入については、今後設置される特別委員会において、引き続き協議することとなりました。

エ. 議員研修会の開催について

春日部市議会では、これまで以上に市民から信頼され、活力あふれた議会活動が推進できるよう平成24年度から議員研修会を開催しています。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染防止の観点から、開催を中止しました。

令和3度は、早稲田大学マニフェスト研究所ローカルマネージャーである長内紳悟氏を招き、「議会のICT活用とデジタル化」をテーマに開催しました。

オ. 新本庁舎の議場について

新本庁舎の議場について、協議を行いました。

執行部から説明を受けた後、議場内の壁や天井の色、什器及び床の絨毯、傍聴席の椅子の張地の色について意見交換を行いました。

協議の結果、執行部が提示したA案で了承されました。

カ. 議員定数について

議員定数について、第10回委員会から7回協議を行いました。

協議の結果、令和4年5月の改選に当たっては、現行定数から2人を削減した30人とすることを本委員会の結論としました。

なお、「議員定数に関する最終報告」は、令和3年9月定例会の中間報告において実施しているため、中間報告書をご参照ください。

キ. 春日部市議会会議規則の一部改正について

議員が本会議や委員会に出席できない理由をより明確にするとともに、請願書に係る押印等の見直しを行うため、市議会会議規則の一部改正について協議を行いました。

協議の結果、事務局が提示した改正案で了承されました。

ク. 議会基本条例に関するルール集について

本特別委員会の検討課題である、議会基本条例に関するルール集について、協議を行いました。

協議の結果、一般質問において一問一答方式を選択した場合は、残り時間が1分未満で指名された場合は再質問できないとするなど、ルール集の一部を見直すことで了承されました。

ケ. 常任委員会の定数について

議員定数の削減に伴い、常任委員会の定数についても変更する必要があるため、常任委員会の定数について、協議を行いました。

協議の結果、総務委員会及び厚生福祉委員会が8人、建設委員会及び教育環境委員会が7人とすることで了承されました。

また、春日部市議会委員会条例の改正時期については、令和4年3月定例会で特別委員長の最終報告を行い、改選後の令和4年5月に開催される臨時会とすることで了承されました。

コ. 災害対応について

本特別委員会の検討課題である、市議会の災害対応について、協議を行いました。

協議の結果、災害発生時に市議会災害対応支援本部役員が参集困難な場合は、当該会派から必ず代理の者が参集することで了承されました。

サ. 休会日の表記方法について

会期予定表における休会日の表記方法について、協議を行いました。

協議の結果、休会日については、休日を除き、「休会（議案等整理日）」と表記することで了承されました。

シ. 市議会における押印の見直しについて

市議会においてペーパーレス等を進める上で、議会が扱う様々な文書の書式についても、押印を見直す必要があるため協議を行いました。

協議の結果、事務局が提示した見直し案で了承されました。

ス. 議員提出議案の質疑・討論について

議員提出議案における質疑・討論の運用方法について、引き続き、現状のとおり行っていくのか、通告制とするかなど協議を行いました。

協議の結果、現状のとおり行うことで了承されました。

セ. 政務活動費に係る規定等の見直しについて

本特別委員会の検討課題である、政務活動費に係る規定等の見直しについて、協議を行いました。

協議の結果、クレジットカード等の支払いを認めないとすること、会派広報誌における、写真、タイトル、会派名や議員氏名などの文字の大きさについて限度を明記することで了承されました。

ソ. 代表質問の導入について

議会改革について協議を行った中で、代表質問の導入について検討したいという意見があり、新たな課題として協議を行いました。

協議の結果、市長選挙直後の議会における「市長の所信表明」及び3月定例会における「市長の施政方針」を対象に、令和3年1・2月定例会から代表質問を導入することで了承されました。

タ. 文書質問制度について

議会改革について協議を行った中で、文書質問制度を導入したいという意見があり、

新たな課題として協議を行いました。

協議の結果、改選後に1年間の試行を行うことで了承されました。

チ. 予算委員会について

議会改革について協議を行った中で、予算委員会の設置について検討したいという意見があり、新たな課題として第25回及び第26回特別委員会で協議を行いました。

協議の結果、一定の結論に至らなかつたため、今後設置される特別委員会において、引き続き協議することとなりました。

③終わりに

当委員会では、調査項目として議会運営に関する改革事項について協議を行い、議会基本条例の評価及びルール集の見直しなどについて検討を進めてきました。また、議員定数については、改選時期を迎えるごとに、本特別委員会において継続的に議論を重ねてまいりましたが、議会改革の一環として、次期改選後の議員定数を2人削減し、30人とする結論に至りました。さらに、新しい制度として、代表質問を導入するとともに、文書質問制度について、改選後に1年間の試行を開始することとなりました。議会基本条例の制定から概ね10年が経過し、一歩ずつ着実に改革を進めているところです。

議員は、地域が抱える様々な課題を把握し、問題解決のための分析など、適切な対策を取るために充分な調査研究を行うことが必要です。また、議論を活発化させるための調査を充実させることにより、知識を備え、市民福祉の増進につなげることが求められています。そして、市民に信頼され、活力にあふれた議会活動を推進していくためには、今後においても、継続的に議会改革に取り組み、執行機関の監視機能のほか政策形成など、議会の充実・強化を図るとともに、市民に開かれた議会を築き上げていくことが必要不可欠であると考えています。

当委員会の設置から概ね2年が経過し、これをもって期間内の審査を終了しますが、市民に身近で開かれた議会を目指し、これからも不斷の見直しを行うために設置される特別委員会において、さらなる改革に取り組むことを期して最終報告とします。

各種関係資料等

○議会基本条例の評価についての参考資料	……… [38 ページ]
○議員研修会についての参考資料	……… [57 ページ]
○議会基本条例に関するルール集の参考資料	……… [59 ページ]
○災害対応の参考資料	……… [85 ページ]
○市議会における押印の見直しの参考資料	……… [91 ページ]
○政務活動費に係る規定等の見直しの参考資料	……… [93 ページ]
○代表質問についての参考資料	……… [145 ページ]

春日部市議会基本条例検証結果

令和3年1月22日

No.	項目	条例条項	現状		今後の取り組み方針		取り組みに向けた検討課題
			取り組み状況	評価 (※)	取り組み方針	方向性	
1 前文	前文			△			
2 目的	第1条			△			
3 案例の位置付け	第2条			△			
4 定義	第3条			△			
5 議会の活動原則	第4条			△			
6 議員の活動原則	第5条			△			
議会の機能強化	第6条	1項 学識経験者、シンクタンク、NPOと連携し、現状分析力、問題解決策を活用した事例はない。	△	・他市の事例を調査する ・必要に応じ、学識経験者等と連携した取り組みを検討する	調査・研究	ルール集「専門的知見の活用について」を必要に応じて見直す	
		2項 政務活動として会派の行政視察及び常任委員会等の行政視察を実施 ・他団体の開催する研修会に参加、また、独自の研修会を実施	○	引き続き会派等の行政視察を積極的に実施するとともに、各種研修会についても積極的に参加し、政策立案及び政策提言能力の向上並びに議員としての資質の向上に努める	継続	—	
		3項 行政視察の結果は、市議会公式ホームページで公表	○	視察結果報告については、引き続き速やかに公表する	継続	ルール集「研修・視察結果の公表について」を必要に応じて見直す	
		4項 審査及び調査のための諮問機関を設置した事案はない	△	・他市の事例を調査する ・必要に応じ諮問機関を設置する	調査・研究	ルール集「諮問機関の設置について」を必要に応じて見直す	
7 政策討論会	第7条	特に重要な政策的課題を命題とし、これらに対して自由討議を行い意見集約し、政策提言をするものであるが、該当する事案がなかった。	△	・他市の事例を調査する ・特に重要な政策的課題が発生した場合は、政策討論会の実施を検討する	調査・研究	ルール集「政策討論会の運用について」を必要に応じて見直す	
委員会の活動	第8条	1項 議案の審議及び審査、所管事項の調査について実施 新庁舎建設検討特別委員会及び地域活性化対策検討特別委員会において提言 ・常任委員会においては、所管事務の現地調査を適宜実施	○	必要に応じ特別委員会を設置し、提言を行う	継続	—	
		2項 常任委員会においては、討論を実施しているが、委員間の討議は行われていない。 ・陳情に対する意見交換を実施 ・特別委員会においては自由討議を実施。	△	常任委員会における自由討議のあり方について検討を行う	調査・研究	ルール集「自由討議の運用について」を必要に応じて見直す	
		3項 広報広聴委員会が主管となり、議会報告会を実施するとともに議会だよりにより市民説明を行っている ・出張委員会では、条例策定時の内容として想定されていた、シンボルマーク形式による参考人からの意見聴取、社会的注目を集めめるような多数の傍聴者が見込まれる案件での活用について、該当する案件がなかった。	△	出張委員会の必要性について検討を行う	調査・研究	ルール集「出張委員会について」を必要に応じて見直す	
		4項 公聴会及び参考人制度を活用するような該当案件が無かった	△	必要に応じて実施する	継続	—	
9 会派	第9条	1項 会派が適正に結成されている	○	引き続き会派の適正な結成に努める	継続	—	
		2項 政務活動による行政視察の実施、各種研修会へ参加するなど、市政に対する調査研究活動に積極的に取り組んでいる ・会派内の合意形成に努めている	○	引き続き積極的に取り組む	継続	—	
		3項 市民に対し、会派において作成する活動報告書等により説明を実施している	○	引き続き活動報告書等を通じ、市民への説明に努める	継続	—	
10 市民への情報公開の推進	第10条	本会議、委員会ともに公開をしている ・委員会における傍聴を委員長の許可制に変更 ・委員会会議録をインターネット上で閲覧可能にした ・平成20年度より、議会中継の実施(録画会合) ・平成21年度より、スマートフォン版の運用開始	△	委員会のインターネット中継について、調査・研究を行う	調査・研究	・委員会インターネット中継システムの構築が必要である ・ルール集「会議録の公開について」を必要に応じて見直す	
11 議会報告会	第11条	○ 平成24年度から27年度までは、2会場で実施 春日部会場(総務委員会所管分及び建設委員会所管分) 庄和会場(厚生福祉委員会所管分及び教育環境委員会所管分) ○ 平成28年度から30年度までは、1会場で実施 ○ 令和元年度以降は、4年に1回(任期中1回)開催することとなり、次回は、令和4年5月以降に開催されることとなった。	○	議会報告会・意見公聴会の充実を図る	改善・充実	・開催内容や開催場所、ターゲットにする年齢層を十分に検討するなど、創意工夫が必要である ・ルール集「議会報告会について」を必要に応じて見直す	
12 広報広聴委員会	第12条	・平成24年6月に設置 ・議会だより編集・発行、議会報告会の企画・運営等を通じた、市民への情報発信、意見聴取等を行っている	○	議会だより、市議会公式ホームページの改善・充実を図るとともにSNSなど多様な媒体の活用を検討し、積極的な情報発信に努める	改善・充実	・市民に親しまれる「議会だより」とするための内容の検討が必要 ・市議会公式ホームページのリニューアルの必要性について検討が必要 ・ルール集「広報広聴委員会の設置について」を必要に応じて見直す	
13 執行機関との関係	第13条	1号 質疑通告、一般質問通告後に論点及び争点が明確になるよう努めている 2号 平成23年12月定例会より、一般質問に一問一答方式を導入(一括質問一括答弁式も選択可) 3号 平成25年9月定例会より、反問権を付与 4号 必要に応じ全員協議会、会派勉強会等を行い、情報の共有化を図っている	○	論点・争点の明確化を図る	継続	—	
		△	本会議質疑への一問一答方式の導入を検討する	調査・研究	ルール集「一問一答方式の運用指針について」を必要に応じて見直す		
		○	引き続き反問権を付与する	継続	ルール集「反問権の運用について」を必要に応じて見直す		
		○	引き続き情報の共有化を図る	継続	—		
14 議決事件の追加	第14条	1項 ○ 春日部市総合振興計画策定条例 平成29年3月16日条例第1号 (議会の議決) 2項 第4条 市長は、審議会の答申を受け、基本構想を策定し、又は変更しようとするときは、議会の議決を経なければならない	○	必要に応じ議決事件を定める	継続	ルール集「議決事件の追加について」を必要に応じて見直す	
		○		継続			
15 議会改革	第15条	1項 平成24年4月に議会改革検討特別委員会を設置し、議会改革に取り組んでいる <改革例> 一般質問における一問一答方式の導入、反問権の導入、議会報告会の実施、広報広聴委員会の設置、会議録の公開、研修・視察結果の公開、議員研修会の実施、本会議のスマートフォン中継等	○	引き続き以下の調査事項について、検討を進め ・議会基本条例の制定に際し導入された取り組み事項の再検討	継続	・検討项目的優位性を決定する ・ルール集「議会改革検討特別委員会の設置について」を必要に応じて見直す	
		○	・議会基本条例の制定に際し導入されなかつた事項の検討 ・議会改革に関する新たな課題の検討	継続			
16 議員定数及び議員報酬	第16条	1号 議会改革検討特別委員会において、検討 <これまでの経過> 平成21年 36名から32名に削減 平成25年 特別委員会で再検討の結果、32名 平成29年 特別委員会で再検討の結果、32名 2号 第三者機関である「春日部市特別職等報酬審議会」において、社会情勢等を踏まえ検討	○	議会改革検討特別委員会において検討する	継続	類似他市議会の定数の動向等を把握する	
		○	必要に応じ春日部市特別職等報酬審議会へ諮詢し、答申を踏まえ検討する	継続	・類似他市議会の議員報酬の動向等を把握する ・議員報酬の額を変更する場合、議員提出議案による条例改正を検討する		
17 議会事務局	第17条	埼玉県市議会議長会や執行部等で開催する各種研修への参加、職場内研修(OJT)により、事務局職員の資質の向上に努め、組織の更なる強化を図っている	○	OJTを積極的に実施するとともに、各種研修会へ積極的に参加する	継続	・議会運営及び事務局の強化等に有効なOJTのテーマを設定する ・常に目標を見据え、各種研修会等に参加する ・法制に関する知識の向上を図る	
18 議会図書室	第18条	図書室運営委員会において、各会派の意向を確認し、必要な書籍を購入するなど、図書室の充実に努めている	○	・適正な図書の整備を行 ・春日部市議会図書室規程に基づく分類等の整理を行う	改善・充実	新庁舎の図書室整備について検討を進めるとともに、市民利用の可否についても検討を進める	
19 見直し手続き	第19条	基本条例の制定以降、これまで見直しが必要となる事案は無かつたが、平成24年4月の施行から間もなく10年を迎えることから、令和2年8月より検証を開始	○	社会情勢を踏まえた内容を検討する	継続	市議会改革の進捗状況を把握する	

※ 評価 ⇒ ○ : 実施、△ : 「該当がない」若しくは「一部実施」、✗ : 未実施

春日部市議会災害対応及び政務活動費検証結果

令和3年1月22日

№	項目	条例条項	現状		今後の取り組み方針		取り組みに向けた検討課題
			取り組み状況	評価（＊）	取り組み方針	方向性	
1	災害対応	－	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成25年2月 <ul style="list-style-type: none"> ・春日部市議会における災害発生時の対応要領を制定 ・制定以降、参集訓練、避難訓練を実施 ・平成25年2月に災害対策支援本部設置訓練を実施 ○ 平成27年5月30日 <ul style="list-style-type: none"> ・春日部市議会災害対策支援本部設置（小笠原西方沖地震⇒本市：震度5弱） ○ 平成29年8月 <ul style="list-style-type: none"> ・災害時等の活動支援用バスの整備 ○ 令和元年10月 <ul style="list-style-type: none"> ・春日部市議会災害対策支援本部設置（台風19号関係） ○ 令和2年4月8日～ <ul style="list-style-type: none"> ・春日部市議会新型コロナウイルス対策支援本部設置 	○	<ul style="list-style-type: none"> ① 引き続き訓練等を実施し、有事に備える ② 市の対策本部設置後、速やかに支援本部を設置する。 	改善・充実 継続	より実効性のある訓練内容の検討
2	政務活動費	－	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成26年4月1日 <ul style="list-style-type: none"> ・政務活動費の適正執行及び透明性の確保を図るため、「政務活動費手引き」を作成 ・以降、27年4月1日、同年10月1日、29年4月1日、30年4月1日、31年3月1日付で支出科目の見直し等により一部を改訂 ○ 平成27年度から <ul style="list-style-type: none"> ・政務活動費の月額を16,500円から50,000円に増額 ○ 平成28年度から <ul style="list-style-type: none"> ・政務活動費による会派広報誌発行基準を制定 ○ 平成29年度から <ul style="list-style-type: none"> ・市議会公式ホームページにおいて平成26年度から公開している収支報告書と併せて領収書等収支関係書類を公開 ○ 令和2年度 <ul style="list-style-type: none"> ・「春日部市議会政務活動費の交付の特例に関する条例」の制定 <ul style="list-style-type: none"> ・政務活動費を令和2年7月分から令和3年3月分まで、100分の65に相当する額を減額し、新型コロナウイルス感染症対策の財源として活用するよう市長へ要望 	○	<ul style="list-style-type: none"> ① 政務活動費の手引きを見直し、適正な執行を図る ② 必要に応じて随時見直しを行う 	継続 継続	<ul style="list-style-type: none"> ① 政務活動費の手引きの改定版の作成、説明及び手引きに沿って執行する ② 常に情報収集に努める

◆春日部市議会基本条例評価対象外条文

条	見出し等	評価対象外とした理由
	前文	前文は、この条例の制定の背景、決意、理念等を宣言するものであるとともに、条例を構成する要素のひとつとして各条項の解釈や運用の方針を示すものであることから、検証の対象外とする。
第1条	目的	この条例の全体像を要約するとともに、条例制定の目的を簡潔に示す目的規定であることから、検証の対象外とする。
第2条	条例の位置付け	この条例は、既存の会議規則や委員会条例等、市議会が所管する範疇の例規の中での位置づけを示すものであることから、検証の対象外とする。
第3条	定義	この条例における用語の意義について示すものであることから、検証の対象外とする。
第4条	議会の活動原則	「原則」を規定するものであり、「原則」は変えるべきものではないため、検証の対象外とする。
第5条	議員の活動原則	

議会改革評価調書

第6条

1. 評価項目	議会の機能強化		
2. 関係条項	<p>(議会の機能強化)</p> <p>第6条 議会は、法第100条の2の規定により、専門的知見を活用することができるものとする。</p> <p>2 議会は、政策立案に資するため、必要な研修及び視察を行うことができるものとする。</p> <p>3 議会は、前項の研修及び視察を行ったときは、その結果を市民に公表しなければならない。</p> <p>4 議会は、審査及び調査のため必要があると認めるときは、諮問機関を設置することができる。</p> <p>* 法第100条の2(地方自治法) 普通地方公共団体の議会は、議案の審査又は当該普通地方公共団体の事務に関する調査のために専門的事項に係る調査を学識経験を有する者等にさせることができる。</p>		
3. 改革の効果	会派及び常任委員会等における行政視察の実施及び各種研修会への参加により、先進事例等の情報収集及び議員の資質の向上が図られるとともに議会の機能強化を図るものである。		
4. 現状	項	取り組み状況	評価 (※1)
	1項	学識経験者、シンクタンク、NPOと連携し、これらの現状分析力、問題解決策を活用した事例は無い。	△
	2項	政務活動として会派の行政視察及び常任委員会等の行政視察を実施している。また、他団体の開催する研修会に参加するとともに独自の研修会(議員研修会)を実施した。	○
	3項	行政視察の結果については、市議会公式ホームページにおいて公表している。	○
	4項	審査及び調査のため諮問機関を設置した事案はない。	△
5. 課題	議会は、高度化、多様化する市民ニーズに的確に対応することが求められることから、議会の役割である、執行機関の監視機能、政策立案機能を高めるため、不断の努力をする必要がある。		
6. 今後の取り組み方針	項	取り組み方針	方向性 (※2)
	1項	他市における取り組み事例等の調査を行う。 また、必要に応じて学識経験者、シンクタンク、NPOと連携した取り組みを検討する。	調査・研究
	2項	引き続き、会派等の行政視察を積極的に実施するとともに、各種研修会についても積極的に参加し、政策立案及び政策提言能力の向上並びに議員としての資質の向上に努める。	継続
	3項	視察結果報告については、引き続き、速やかに公表する。	継続
	4項	他市における取り組み事例等の調査を行う。また、必要に応じて諮問機関を設置する。	調査・研究
7. 取り組み向けた検討課題	項	課題	
	1項	本条例の制定に併せ作成されたルール集にある「専門的知見の活用について」の内容についても協議を行い、必要に応じ見直しを行う必要がある。	
	2項	—	
	3項	第1項と同様、ルール集にある「研修・視察結果の公表について」の内容についても協議を行い、必要に応じ見直しを行う必要がある。	
	4項	第1項及び第3項と同様、ルール集にある「諮問機関の設置について」の内容についても協議を行い、必要に応じ見直しを行う必要がある。	

※1 評価 ⇒ ○ : 実施、△ : 該当がない若しくは一部実施、× : 未実施

※2 方向性 ⇒ 「継続」、「改善・充実」、「調査・研究」、「完了」

議会改革評価調書

第7条

1. 評価項目	政策討論会		
2. 関係条項	(政策討論会) 第7条 議会は、議員間の共通認識を醸成するため、政策討論会を行うことができる。		
3. 改革の効果	重要な政策的課題に対して、議会として政策形成・立案するための具体的な取組み方法であり、これにより、議会の政策提言に結びつくものである。		
4. 現状	項	取り組み状況	評価 (※1)
	1項	特に重要な政策的課題を命題とし、これらに対して自由討議を行い意見集約し、政策提言をするものであるが、該当する事案がなかった。 ※ 会派からの提案、議長からの提案により行われる。	△
5. 課題	議会の機能の一つである、政策提案機能の実行のためには、議員間の共通認識を醸成する必要がある。		
6. 今後の取り組み方針	項	取り組み方針	方向性 (※2)
	1項	・特に重要な政策的課題が発生した場合に政策討論会の実施を検討する。 ・他市における取り組み事例等の調査を行う。	調査・研究
7. 取り組み向けた検討課題	項	課題	
	1項	第6条同様、ルール集にある「政策討論会の運用について」の内容についても協議を行い、必要に応じ見直しを行う必要がある。	

* 1 評 価 ⇒ ○ : 実施、△ : 該当がない若しくは一部実施、× : 未実施

* 2 方向性 ⇒ 「継続」、「改善・充実」、「調査・研究」、「完了」

議会改革評価調書

第8条

1. 評価項目	委員会の活動		
2. 関係条項	<p>(委員会の活動)</p> <p>第8条 委員会は、その所管に属する市政の課題について、提出された議案の審議及び審査、所管事項の調査並びに政策提案を行うものとする。</p> <p>2 委員会は、その意思決定にあたり、委員間の十分な討議を行うものとする。</p> <p>3 委員会は、必要があると認めるときは、付託された案件等の審査経過等を市民に説明するとともに、市民との情報共有のための場として、出張委員会を開催することができる。</p> <p>4 第4条第5号の規定は、委員会について準用する。</p> <p>* 第4条第5号 法第115条の2第1項に定める公聴会及び同条第2項に定める参考人制度の積極的な活用に努めること。</p>		
3. 改革の効果	委員会機能の強化とともに議会報告会や出張委員会の実施により、情報の共有化を図るものである。		
4. 現状	項	取り組み状況	評価 (※1)
	1項	議案の審議及び審査、所管事項の調査について実施。 新庁舎建設検討特別委員会及び地域活性化対策検討特別委員会において提言。 常任委員会においては、所管事務の現地調査を適宜実施している。	○
	2項	常任委員会においては、討論を実施しているが、委員間の討議は行われていない。陳情に対しては意見交換を実施している。 特別委員会においては、自由討議を実施。	△
	3項	広報広聴委員会が主管となり、議会報告会を実施するとともに議会だよりにより市民説明を行っている。 出張委員会では、条例策定当時の内容として想定されていた、シンポジウム形式による参考人からの意見聴取、社会的注目を集めめるような多数の傍聴が見込まれる案件での活用について、該当する案件がなかった。	△
	4項	公聴会及び参考人制度を活用するような該当案件が無かった。	△
5. 課題	各分野の専門的な審査及び調査、特定の事件の調査などを効果的、効率的に実施が可能な委員会では、より市民に身近な位置での活動により市民との情報の共有化を図るとともに委員会機能(政策立案機能)の向上が求められている。		
6. 今後の取り組み方針	項	取り組み方針	方向性 (※2)
	1項	必要に応じて特別委員会を設置し、提言を行う。	継続
	2項	常任委員会における自由討議のあり方について検討を行う。	調査・研究
	3項	出張委員会の必要性について検討を行う。	調査・研究
	4項	必要に応じて実施する。	継続
7. 取り組み向けた検討課題	項	課題	
	1項	—	
	2項	第6条同様、ルール集にある「自由討議の運用について」の内容についても協議を行い必要に応じ、見直しを行う必要がある。	
	3項	第6条同様、ルール集にある「出張委員会について」の内容についても協議を行い必要に応じ、見直しを行う必要がある。	
	4項	—	

* 1 評 価 => ○ : 実施、△ : 該当がない若しくは一部実施、× : 未実施

* 2 方向性 => 「継続」、「改善・充実」、「調査・研究」、「完了」

議会改革評価調書

第9条

1. 評価項目	会派		
2. 関係条項	<p>(会派)</p> <p>第9条 議員は、議会活動を行うため、政策を中心とした共通の理念をもつ集団としての会派を結成することができる。</p> <p>2 会派は、政策立案、政策決定、政策提言等について積極的に調査研究を行い、合意形成に努めなければならない。</p> <p>3 会派は、議会活動について、市民に対し十分な説明を行うよう努めなければならない。</p>		
3. 改革の効果	市議会における会派の定義、活動の基本原則を定めることで、議会活動の活性化を図るものである。		
4. 現状	項	取り組み状況	評価 (※1)
	1項	会派が適正に結成されている。	○
	2項	政務活動による行政視察の実施、各種研修会へ参加するなど、市政に対する調査研究活動に積極的に取り組んでいる。また、会派内の合意形成に努めている。	○
	3項	市民に対し、会派において作成する活動報告書等により説明を実施している。	○
5. 課題	議員活動において捉えた市民ニーズを議会において政策立案、政策提言するためには、共通の理念を持つ集団(会派)を結成し、合意形成を進めることが必要である。		
6. 今後の取り組み方針	項	取り組み方針	方向性 (※2)
	1項	引き続き、会派の適正な結成に努める。	継続
	2項	引き続き、積極的に取り組む。	継続
	3項	引き続き、活動報告書等を通じ、市民への説明に努める。	継続
7. 取り組み向けた検討課題	項	課題	
	1項	—	
	2項	—	
	3項	—	

* 1 評 価 => ○ : 実施、△ : 該当がない若しくは一部実施、× : 未実施

* 2 方向性 => 「継続」、「改善・充実」、「調査・研究」、「完了」

議会改革評価調書

第10条

1. 評価項目	市民への情報公開の推進		
2. 関係条項	第10条 議会は、原則として、会議等を公開するものとする。		
3. 改革の効果	議会の会議等の公開により、議会の透明性の向上、市民との情報共有化が図られるものである。		
4. 現状	項	取り組み状況	評価 (※1)
	1項	① 本会議、委員会ともに公開をしている。 ・委員会における傍聴を委員長の許可制に変更。 ・委員会会議録をインターネット上で閲覧可能にした。 ・平成20年度より、議会中継の実施(録画含む。)平成27年度より、スマートフォン版の運用開始。	△
5. 課題	市民の選挙により選出された議員は、議会として「執行機関の監視機能」「政策立案機能」を十分に発揮し、その活動状況や成果を市民に公開する説明責任があることから、議会活動全般に渡る公開が求められる。		
6. 今後の取り組み方針	項	取り組み方針	方向性 (※2)
	1項	委員会のインターネット中継について、調査・研究を行う。	調査・研究
7. 取り組み向けた検討課題	項	課題	
	1項	・委員会のインターネット中継システムの構築が必要である。 ・第6条同様、ルール集にある「会議等の公開について」の内容についても協議を行い必要に応じ、見直しを行う必要がある。	

* 1 評 価 ⇒ ○ : 実施、△ : 該当がない若しくは一部実施、× : 未実施

* 2 方向性 ⇒ 「継続」、「改善・充実」、「調査・研究」、「完了」

議会改革評価調書

第11条

1. 評価項目	議会報告会		
2. 関係条項	(議会報告会) 第11条 議会は、市民の多様な意見を把握し、今後の意思決定に反映させるために、市民への報告の場として、議会報告会を開催するものとする。		
3. 改革の効果	議会活動の状況や市政に関する情報を市民に直接報告・説明し市民参加によるまちづくりをすすめ、「開かれた議会」を構築できる。		
4. 現状	項目	取り組み状況	評価 (※1)
	1項	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成24年度から27年度までは、2会場で実施 春日部会場(総務委員会所管分及び建設委員会所管分) 庄和会場(厚生福祉委員会所管分及び教育環境委員会所管分)。 ○ 平成28年度から30年度までは、1会場で実施 ○ 令和元年度以降は、4年に1回(任期中1回)開催することとなり、 次回は、令和4年5月以降に開催されることとなった。 	○
5. 課題	<ul style="list-style-type: none"> ・市民の選挙により選出された議員は、議会として「執行機関の監視機能」、「政策立案機能」を十分に発揮し、その活動状況や成果を市民に公開する説明責任があることから、さらに議員が直接市民へ報告することが求められる。 ・多様な市民が参加することにより、市議会に対する関心を高める必要がある。 		
6. 今後の取り組み方針	項目	取り組み方針	方向性 (※2)
	1項	議会報告会・意見公聴会の充実を図る。	改善・充実
7. 取り組み向けた検討課題	項目	課題	
	1項	<ul style="list-style-type: none"> ・開催内容や開催場所、ターゲットにする年齢層を十分に検討するなど、創意工夫が必要である。 ・本条例の制定に併せ作成された ルール集にある「議会報告会について」の内容についても協議を行い、必要に応じ見直しを行う必要がある。 	

* 1 評 価 ⇒ ○ : 実施、△ : 該当がない若しくは一部実施、× : 未実施

* 2 方向性 ⇒ 「継続」、「改善・充実」、「調査・研究」、「完了」

議会改革評価調書

第12条

1. 評価項目	広報広聴委員会		
2. 関係条項	(広報広聴委員会) 第12条 議会は、市民の知る権利を保障し、多くの市民が議会と市政に関心を持てるよう広報広聴委員会を設置する。		
3. 改革の効果	広報広聴に係る専門委員会を設置することで、市民との情報共有の推進が図られるとともに、市民の議会と市政に対する関心が高まる。		
4. 現状	項	取り組み状況	評価 (※1)
	1項	平成24年6月に設置。議会だより編集・発行、議会報告会の企画・運営等を通して、市民への情報発信、意見聴取等を行っている。	○
5. 課題	市民の選挙により選出された議員は、議会として「執行機関の監視機能」、「政策立案機能」を十分に發揮し、その活動状況や成果を市民に公開する説明責任があることから、さらに様々な媒体を通して市民へ情報発信することが求められる。		
6. 今後の取り組み方針	項	取り組み方針	方向性 (※2)
	1項	議会だより、市議会公式ホームページの改善・充実を図るとともに、SNSなど多様な媒体の活用を検討し、積極的な情報発信に努める。	改善・充実
7. 取り組み向けた検討課題	項	課題	
	1項	・市民により親しまれる「議会だより」とするための内容の検討が必要である。 ・市議会公式ホームページのリニューアルの必要性について検討する必要がある。 ・第11条同様、ルール集にある「広報広聴委員会の設置について」の内容についても協議を行い、必要に応じ見直しを行う必要がある。	

※1 評 価 ⇒ ○ : 実施、△ : 該当がない若しくは一部実施、× : 未実施

※2 方向性 ⇒ 「継続」、「改善・充実」、「調査・研究」、「完了」

議会改革評価調書

第13条

1. 評価項目	執行機関との関係		
2. 関係条項	<p>(執行機関との関係)</p> <p>第13条 議会審議における議会と執行機関との関係は、緊張関係の保持に努め、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 会議等において、議員及び市長等は、論点及び争点を明確にして質疑応答をするよう努めなければならない。</p> <p>(2) 会議等における質疑応答は、一問一答方式等で行うものとする。</p> <p>(3) 会議等において、市長等は、議長又は委員長の許可を得て、議員の質問等に対して反問することができる。</p> <p>(4) 議会は、執行機関が提案する政策並びに重要な計画及び事業等について、必要な情報を明らかにするよう求めるものとする。</p>		
3. 改革の効果	<p>「一問一答方式」「反問権」の導入により、議会と執行部の関係原則である緊張関係の保持が図られるとともに、論点及び争点が明確になり、市民にとって分かりやすい議会運営となる。</p>		
4. 現状	項	取り組み状況	評価 (※1)
	1号	質疑通告、一般質問通告後に論点及び争点が明確になるよう努めている。	○
	2号	平成23年12月定例会より、一般質問に一問一答方式を導入した。(一括質問一括答弁方式も選択可)	△
	3号	平成25年9月定例会より、反問権を付与した。	○
	4号	必要に応じ、全員協議会、会派勉強会等を行い、情報の共有化を図っている。	○
5. 課題	議会と市長(執行部)は、独立・対等の関係を保ち、相互に緊張関係を保ちながら協力して自治体運営にあたる責任を有していることから、会議における論点を明確にするとともに情報の共有化を図り、市民に分かりやすい、かつ、有意義な議論をすることが求められる。		
6. 今後の取り組み方針	項	取り組み方針	方向性 (※2)
	1号	論点・争点の明確化を図る。	継続
	2号	本会議質疑への一問一答方式の導入を検討する。	調査・研究
	3号	引き続き、反問権を付与する。	継続
	4号	引き続き、情報の共有化を図る。	継続
7. 取り組み向けた検討課題	項	課題	
	1号	—	
	2号	第11条同様、ルール集にある「一問一答方式の運用指針について」の内容についても協議を行い、必要に応じ見直しを行う必要がある。	
	3号	第11条同様、ルール集にある「反問権の運用について」の内容についても協議を行い、必要に応じ見直しを行う必要がある。	
	4号	—	

* 1 評 価 ⇒ ○ : 実施、△ : 該当がない若しくは一部実施、× : 未実施

* 2 方向性 ⇒ 「継続」、「改善・充実」、「調査・研究」、「完了」

議会改革評価調書

第14条

1. 評価項目	議決事件の追加		
2. 関係条項	<p>(議決事件の追加) 第14条 議会は、法第96条第2項の規定により、必要な事項を議決事件として追加することができる。</p> <p>2 議会は、前項の規定により議決事件を追加する場合は、その理由及び根拠を明確にしなければならない。</p> <p>* 法第96条第2項(地方自治法) 抜粋 前項に定めるものを除くほか、普通地方公共団体は、条例で普通地方公共団体に関する事件につき議会の議決すべきものを定めることができる。</p>		
3. 改革の効果	二元代表制の下、地方分権の進展に伴い、地方自治法第96条第1項以外の重要な事案について議会議決を要するとすることで、議会機能の充実強化が図られる。		
4. 現状	項	取り組み状況	評価 (※1)
	1項	○ 春日部市総合振興計画策定条例 平成29年3月16日条例第1号 (議会の議決)	○
	2項	第4条 市長は、審議会の答申を受け、基本構想を策定し、又は変更しようとするときは、議会の議決を経なければならない。	○
5. 課題	—		
6. 今後の取り組み方針	項	取り組み方針	方向性 (※2)
	1項	必要に応じ、議決事件を定める	継続
	2項		継続
7. 取り組み向けた検討課題	項	課題	
	1項	第11条同様、ルール集にある「議決事件の追加について」の内容についても協議を行い、必要に応じ見直しを行う必要がある。	
	2項		

※1 評価 ⇒ ○ : 実施、△ : 該当がない若しくは一部実施、× : 未実施

※2 方向性 ⇒ 「継続」、「改善・充実」、「調査・研究」、「完了」

議会改革評価調書

第15条

1. 評価項目	議会改革		
2. 関係条項	<p>(議会改革)</p> <p>第15条 議会は、地方分権の進展及び市民からの多様な要請に対応するため、自らの改革に不斷に取り組むものとする。</p> <p>2 議会は、前項の規定による取組を行うため、法第109条の規定による特別委員会を設置するものとする。</p>		
3. 改革の効果	不断の議会改革の推進により、地方分権への対応や市民からの多種多様な要請に対する対応が可能となる。		
4. 現状	項	取り組み状況	評価 (※1)
	1項	平成24年4月に議会改革検討特別委員会を設置し、議会改革に取り組んでいる。 ＜改革例＞一般質問における一問一答方式の導入、反問権の導入、議会報告会の実施、広報広聴委員会の設置、会議録の公開、研修・視察結果の公開、議員研修会の実施、本会議のスマートフォン中継等	○ ○
5. 課題	議会改革の最終の目的は「住民の福祉の増進」にあることから、透明性が高く、信頼性の高い議会が望まれているため、さらに積極的な議会改革を推進していくことが求められる。		
6. 今後の取り組み方針	項	取り組み方針	方向性 (※2)
	1項	引き続き、以下の調査事項について、検討を進める。 ① 議会基本条例の制定に際し導入された取り組み事項の再検証について ② 議会基本条例の制定に際し導入されなかった事項の検討について ③ 議会改革に関する新たな課題について	継続 継続
7. 取り組み向けた検討課題	項	課題	
	1項	・検討項目の優位性を決定する。 ・第11条同様、ルール集にある「議会改革検討特別委員会の設置について」の内容についても協議を行い、必要に応じ見直しを行う必要がある。	

* 1 評 価 => ○ : 実施、△ : 該当がない若しくは一部実施、× : 未実施

* 2 方向性 => 「継続」、「改善・充実」、「調査・研究」、「完了」

議会改革評価調書

第16条

1. 評価項目	議員定数及び議員報酬		
2. 関係条項	<p>(議員定数及び議員報酬)</p> <p>第16条 議員定数及び議員報酬については、この条例で規定する議会としての機能を果たすことを前提として、次に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 議員定数は、市民の意思等が反映されるよう不断の見直しを行うことを基本として定める。</p> <p>(2) 議員報酬は、市民の負託に応える議会活動を保障することを基本として定める。</p>		
3. 改革の効果	議会の機能、将来の予測と展望、市民意思の視点から不断の検討をすることで、市民の代表機関としての議会の定数、議員報酬について市民理解が得られる。		
4. 現状	項	取り組み状況	評価 (※1)
	1号	<p>議会改革検討特別委員会において、検討している。</p> <p><これまでの経過></p> <p>平成21年 36名から32名に削減</p> <p>平成25年 特別委員会で再検討の結果、32名</p> <p>平成29年 特別委員会で再検討の結果、32名</p>	○
	2号	第三者機関である「春日部市特別職等報酬審議会」において、社会情勢等を踏まえ検討している。	○
5. 課題	議員定数は、人件費の削減のみに視点をおいて検討するべきものではなく、議会の機能、将来の予測と展望、市民意思の視点から総合的な検討が必要である。		
6. 今後の取り組み方針	項	取り組み方針	方向性 (※2)
	1号	議会改革検討特別委員会において検討する。	継続
	2号	必要に応じ、春日部市特別職等報酬審議会へ諮問し、答申を踏まえ検討する。	継続
7. 取り組み向けた検討課題	項	課題	
	1号	類似他市議会の定数の動向等を把握する。	
	2号	<ul style="list-style-type: none"> ・類似他市議会の議員報酬の動向等を把握する。 ・議員報酬の額を変更する場合については、議員提出議案による条例改正を検討する。 	

* 1 評 価 ⇒ ○ : 実施、△ : 該当がない若しくは一部実施、× : 未実施

* 2 方向性 ⇒ 「継続」、「改善・充実」、「調査・研究」、「完了」

議会改革評価調書

第17条

1. 評価項目	議会事務局		
2. 関係条項	(議会事務局) 第17条 議会は、議員の政策形成及び政策立案能力を向上させ、議会活動の充実を図るため、議会事務局の機能の強化及び組織体制の整備に努めなければならない。		
3. 改革の効果	議会運営の補助者である、事務局職員の資質の向上を図ることで、円滑な議会運営や議会改革の推進が図れる。		
4. 現状	項	取り組み状況	評価 (※1)
	1項	埼玉県市議会議長会や執行部等で開催する各種研修への参加、職場内研修(OJT)により、事務局職員の資質の向上に努め、組織の更なる強化を図っている。	○
5. 課題	議会事務局職員は、議会を代表する議長や議決機関である議会が、その役割を十分果たすことができるよう支援するものであり、事務の執行にあたっては、効率的・効果的に進めるとともに人材の育成など事務局機能の強化に努める必要がある。		
6. 今後の取り組み方針	項	取り組み方針	方向性 (※2)
	1項	OJTを積極的に実施するとともに、各種研修会等へ積極的に参加する。	継続
7. 取り組み向けた検討課題	項	課題	
	1項	・議会運営及び事務局の強化等に有効なOJTのテーマを設定する。 ・常に目標を見据え、各種研修会等に参加する。 ・法制に関する知識の向上を図る。	

* 1 評 価 ⇒ ○ : 実施、△ : 該当がない若しくは一部実施、× : 未実施

* 2 方向性 ⇒ 「継続」、「改善・充実」、「調査・研究」、「完了」

議会改革評価調書

第18条

1. 評価項目	議会図書室		
2. 関係条項	(議会図書室) 第18条 議会は、議員の調査研究及び政策立案に資するために設置する議会図書室を適正に管理し、運営するとともに、その図書及び資料等の充実に努めなければならない。		
3. 改革の効果	図書館機能の充実により、議会及び議員の調査・研究、政策立案の推進が図れる。		
4. 現状	項	取り組み状況	評価 (※1)
	1項	図書室運営委員会において、各会派の意向を確認し、必要な書籍を購入するなど、図書室の充実に努めている。	○
5. 課題	議会及び議員が調査・研究、政策立案の推進を図るための資料の収集、分類等の整理、レファレンス機能の充実が求められる。		
6. 今後の取り組み方針	項	取り組み方針	方向性 (※2)
	1項	・適正な図書の整備を行う。 ・春日部市議会図書室規程に基づく分類等の整理を行う。	改善・充実
7. 取り組み向けた検討課題	項	課題	
	1項	新庁舎の図書室整備について検討を進めるとともに、市民利用の可否についても検討を進める。	

* 1 評 価 ⇒ ○ : 実施、△ : 該当がない若しくは一部実施、× : 未実施

* 2 方向性 ⇒ 「継続」、「改善・充実」、「調査・研究」、「完了」

議会改革評価調書

第19条

1. 評価項目	見直し手続き		
2. 関係条項	(見直し手続き) 第19条 議会は、この条例の施行後、社会情勢の変化や市民の意見等を踏まえ、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を行い、その結果に基づいて適切な措置を講ずるものとする。		
3. 改革の効果	社会情勢の変化や市民ニーズの多様化等に適切に対応することで、市民に信頼される開かれた議会となる。		
4. 現状	項	取り組み状況	評価 (※1)
	1項	基本条例の制定以降、これまで見直しが必要となる事案は無かったが、平成24年4月1日の施行から間もなく10年を迎えることから、令和2年8月より検証等を開始した。	○
5. 課題	議会改革は、不断の議会改革によって市民に身近で開かれた議会、市民の衆知を集める議会、討論する議会、政策の立案及び提言をする議会並びに行動する議会を築き上げ、市民福祉の向上を図るものであることから、時代のニーズを的確に把握し、PDCAサイクルにより、見直しをすることが必要不可欠となる。		
6. 今後の取り組み方針	項	取り組み方針	方向性 (※2)
	1項	社会情勢を踏まえた内容を検討する。	継続
8. 取り組み向けた検討課題	項	課題	
	1項	市議会改革の進捗状況を把握する。	

* 1 評 価 => ○ : 実施、△ : 該当がない若しくは一部実施、× : 未実施

* 2 方向性 => 「継続」、「改善・充実」、「調査・研究」、「完了」

議会改革評価調書

災害対応

1. 評価項目	災害対応	
2. 関係条項	春日部市議会における災害発生時の対応要領	
3. 改革の効果	災害時に市議会及び市議会議員の対応等を定めることにより、市災害対策本部との連携を図り、被害の拡大防止及び災害の復旧を図り、これにより、市民の生命・財産を守る。	
4. 現状	取り組み状況	評価 (※1)
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成25年2月 <ul style="list-style-type: none"> ・春日部市議会における災害発生時の対応要領を制定 ・制定以降、参集訓練、避難訓練を実施、 ・平成25年2月に災害対策支援本部設置訓練を実施 ○ 平成27年5月30日 <ul style="list-style-type: none"> ・春日部市議会災害対策支援本部設置 (小笠原西方沖地震=本市:震度5弱) ○ 平成29年8月 <ul style="list-style-type: none"> ・災害時等の活動支援用ビブスの整備 ○ 令和元年10月 <ul style="list-style-type: none"> ・春日部市議会災害対策支援本部設置(台風19号関係) ○ 令和2年4月8日～ <ul style="list-style-type: none"> ・春日部市議会新型コロナウイルス対策支援本部設置 	○
5. 課題	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時の市災害対策本部との連携による的確な災害対応が求められる。 ・支援本部役員会を開催する際、諸事情により会派の代表者が出席できない場合には、必ず代理の議員が出席し、議員内の情報の共有に努める必要がある。 	
6. 今後の取り組み方針	取り組み方針	方向性 (※2)
	<ul style="list-style-type: none"> ① 引き続き、訓練等を実施し、有事に備える。 ② 市の対策本部の設置後、速やかに支援本部を設置する。 	改善・充実
7. 取り組み向けた検討課題	<p style="text-align: center;">課題</p> <p>より実行性のある訓練内容の検討。</p>	

* 1 評 価 ⇒ ○ : 実施、△ : 該当がない若しくは一部実施、× : 未実施

* 2 方向性 ⇒ 「継続」、「改善・充実」、「調査・研究」、「完了」

議会改革評価調書

政務活動費

1. 評価項目	政務活動費	
2. 関係条項	春日部市議会政務活動費の交付に関する条例 政務活動費の手引き	
3. 改革の効果	政策立案・調査のための活動が活発化する。	
4. 現状	<p style="text-align: center;">取り組み状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成26年4月1日 政務活動費の適正執行及び透明性の確保を図るため、「政務活動費手引き」を作成した。 手引き作成後、27年4月1日、同年10月1日、29年4月1日、30年4月1日、31年3月1日付で支出科目の見直し等により一部を改訂した。 ○ 平成27年度から 政務活動費の月額を16,500円から50,000円に増額した。 ○ 平成28年度から 政務活動費による会派広報誌発行基準を制定した。 ○ 平成29年度から 市議会公式ホームページにおいて平成26年度から公開している収支報告書と併せて領収書等収支関係書類を公開した。 ○ 令和2年度 「春日部市議会政務活動費の交付の特例に関する条例」の制定。 政務活動費を令和2年7月分から令和3年3月分までについて、100分の65に相当する額を減額し、新型コロナウイルス感染症対策の財源として活用するよう市長へ要望した。 	評価 (※1)
5. 課題	政務活動費は、議員活動の調査研究に資するため、必要な経費の一部に充てることができる制度として運用しているが、全国的には不適切な執行がしばしば住民からの批判の対象となり、住民監査請求や住民訴訟で償還を求められるケースが少くないことから、目的に沿った適正な執行が求められる。	
6. 今後の取り組み方針	<p style="text-align: center;">取り組み方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 政務活動費の手引きを見直し、適正な執行を図る。 ② 必要に応じて隨時見直しを行う。 	方向性 (※2)
7. 取り組み向けた検討課題	<p style="text-align: center;">課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 政務活動費の手引きの改訂版の作成、説明及び手引きに沿って執行する。 ② 常に情報収集に努める。 	

* 1 評 価 ⇒ ○ : 実施、△ : 該当がない若しくは一部実施、× : 未実施

* 2 方向性 ⇒ 「継続」、「改善・充実」、「調査・研究」、「完了」

令和3年度 春日部市議会議員研修会の開催について

1. 研修テーマ

- ・「議会のＩＣＴ活用とデジタル化」

2. 講師

- ・早稲田大学マニフェスト研究所ローカルマネージャー 長内 紳悟 氏

3. 日程

- ・令和4年2月3日（木）午前10時～正午

4. 場所

- ・新型コロナウィルス感染症対策のため、議場からオンライン開催に変更

5. 対象者

- ・議員 及び 事務局

※過去の議員研修

- ・令和2年度：開催せず
- ・令和元年度：「活力と魅力あるまちづくりについて」
- ・平成30年度：「人口減少時代における地方創生への取り組みについて」
- ・平成29年度：「市議会におけるタブレット端末導入について」
- ・平成28年度：「議会改革の方向性について」
- ・平成27年度：「自治体議会改革と議員の役割

～ 政務活動費問題から考える～」

- ・平成26年度：「さらなる議会改革に向けて
～市民に関心を持たれる議会を目指して～」
- ・平成25年度：「インターネット選挙運動について」
- ・平成24年度：「地方自治法の一部改正等について」

春日部市議会基本条例に関するルール集

(案)

【令和4年3月改訂】

目 次

1. 自由討議の運用について（第5条第1号）	1
2. 専門的知見の活用について（第6条第1項）	2
3. 研修・視察結果の公表について（第6条第3項）	4
4. 「諮問機関」の設置について（第6条第4項）	6
5. 政策討論会の運用について（第7条）	7
6. 出張委員会について（第8条第3項）	9
7. 会議等の公開について（第10条）	10
8. 議会報告会について（第11条）	11
9. 「広報広聴委員会」の設置について（第12条）	13
10. 一問一答方式の運用指針について（第13条第2号）	14
11. 反問権の運用について（第13条第3号）	16
12. 議決事件の追加について（第14条）	17
13. 「議会改革検討特別委員会」の設置について（第15条第2項）	18

1. 自由討議の運用について

第5条第1号

○自由討議とは

1つの案件に対して、議員と執行部側との質疑答弁だけでなく、議員間での意見交換を行うことにより、議論の多角化や深度化がなされ、論点が明確になることを図るもの。

○自由討議ができる機会

市議会の各委員会（常任委員会、議会運営委員会、特別委員会）における審査中

※討論と採決の間に自由討議を差し挟むことはできない。

※委員会会議としてを行い、記録を残す。（委員協議会形式ではない）

○自由討議を行うことができる者

委員長職務を行う者を除く、委員会所属の各委員

○自由討議の対象事項

- ・委員会に付託された議案、請願、陳情に関するこ
- ・委員会に付託された閉会中の特定事件に関するこ
- ・委員が提出した、動議、議案、修正動議に関するこ

○議事進行上のルール

- ・自由討議を始めるにあたって、委員は委員長に対し自由討議を求める動議を行う。
- ・委員長は自由討議を行うかどうかの動議を委員会に諮り、出席議員の3分の2以上の多数で可決した場合に自由討議を行わせる。
- ・自由討議中の各委員の発言は、委員長の指名により行うことができる。
- ・執行部の当該事項担当者は、参考意見を述べることができる。
- ・委員長は、委員間の意見が出尽くした状況をみて、自由討議を終結させる。

2. 専門的知見の活用について

第6条第1項

○専門的知見の活用とは（地方自治法第100条の2）

議会が議案の審査や調査のために必要な専門的事項の調査を、学識経験者等に行わせることができる。

○現状

議会の審議において専門的知見の活用が必要であると判断したときには、公聴会の開催や参考人制度を活用することができる。しかし、現状では委員会の審議において参考人の意見を聴取する程度であり、一時的な意見聴取ができているにすぎない場合が多い。

○専門的知見を活用できる場合

- ・学識経験者や大学等の研究機関、また民間のシンクタンクやその分野のNPOなどを積極的に活用することにより、議会自らがイニシアチブをとり、議会としての政策判断に役立てられると判断した場合。
- ・常任委員会における調査・研究の一環として行われる行政視察について、社会的な状況により実施困難な場合、所管事務に関する専門的知見を活用して、市が現在行っている政策や今後の課題に対する知見を広げ、議案審議や政策提案のために役立てられると判断した場合。

○実施主体

本会議（議会全体）、各常任委員会、特別委員会

○実施時期

基本条例施行後から、「活用することができる」規定とする。

○予算措置

調査機関に対しては委託料、学識経験者等に対しては謝礼などの支払いが発生するケースがある。（予算上はその都度、必要経費を補正計上する。）

○その他

本会議（議会全体）で専門的知見を活用する場合には、議会で議決を要する。常任委員会や特別委員会で参考人として専門的知見を活用する場合には、原則、議会の議決は不要ない。

3. 研修・視察結果の公表について

第6条第3項

○公表の目的

議員の視野を広め見識を深めることを目的として行われる研修・視察については、その内容を共有することにより、議会として有益な成果が得られるため、視察結果の公表を実施するものとする。併せて、公金の使途の透明性の確保が図られる。

議会基本条例の規定に基づき、議会が政策立案に資するための必要な研修及び視察を行った際には、その結果を市民に公表しなければならないとされている。

○現状

- 委員会（常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会）が行った行政視察については、「閉会中の特定事件に対する各委員長報告」として視察結果報告を、視察後、直近の定例会に全議員に配布している。（議場内配布物であるが、一般公開はしていない。公開については、委員長報告の決裁を情報公開請求により開示できるのみ。）
- 委員会が行った行政視察については、行政視察結果報告書（本会議での視察結果報告とは別）を議会ホームページで公表している。
- 会派として政務活動費により行う視察については、行政視察結果報告書を議会ホームページで公表している。なお、議員個人が行う視察については、現在は結果報告の義務がない。（公開すべき報告自体がなされていない。）

○研修・視察結果の公表をする場合

- 委員会視察の場合→これまでどおり、視察後、直近の定例会の時期に公表する。
- 政務活動費による会派単位の視察の場合→議会ホームページでは視察後おおむね1カ月程度で公表する。
- 政務活動費を使わない個人での視察の場合は、公表の対象外とする。

○公表の実施主体

広報広聴委員会において報告書を取りまとめ、公表を行う。

○公表の方法

- ・別途規定する様式により、広報広聴委員会へ行政視察結果報告書を提出する。(本会議での視察結果報告とは別)
- ・議会だよりでの公表は、委員会の視察結果を、視察後、直近の定例会で、期日、委員会名、視察案件名を掲載する。
- ・議会ホームページでの公表は、広報広聴委員会へ提出した行政視察結果報告書の内容を掲載する。

○実施時期

基本条例施行後に公表対象の視察を行った場合は、必ず報告書を作成し、公表を行う。

○報告書の作成

報告書は、1視察地ごとに1件ずつ作成する。なお、報告書の作成者は、その都度それぞれの委員会もしくは会派で協議し決定する。

4. 「諮問機関」の設置について

第6条第4項

○設置目的

専門的知見の活用に比べ、多角的な意見聴取を必要とする場合や、議会への市民参加の具体的な取り組みの一つとして、議会に諮問機関を設置できるものとする。設置に際しては、議長の諮問により本会議での設置の議決を経て、設置するものとする。

○設置期間

基本条例施行後から必要に応じて設置できる。

○委員構成

- ・諮問案件により、諮問機関の設置の都度、委員構成は検討する。
- ・必ず、市民公募委員を委員構成に含めるものとする。

○所管させる事項

(1) 市議会の内部的な諮問事項

(議員定数について、政治倫理について等の検討事項のうち、多角的見地からの意見を必要とする場合)

(2) 市への政策提言としての諮問事項

(市の施策として行うべき事項の政策提言、市が行った事業の評価監視等の提言事項のうち、多角的見地からの意見を必要とする場合)

○会議の位置づけ

- ・地方自治法に基づかない、本条例に基づく春日部市議会独自の組織とする。
- ・委員の身分を法に基づいて位置付けるならば、参考人が集まった協議会と考える。
- ・参加委員は地方公務員としての身分は持たず、報酬は支払われないので、謝礼として対価を支払う。(議員、職員は謝礼の対象外)

現在、議会における諮問機関は、地方自治法上に設置の根拠はない。

自治法138条の4に執行機関に附属機関を設けることができる規定があるが、議会についてはこのような規定がない。総務省の見解として、議会に附属機関を設けることは法の趣旨になじまないとの解釈がされている。しかし、法に基づかない事実上の審査会などとして諮問機関と同様の機能をもつ会議を設けている議会もある。

5. 政策討論会の運用について

第7条

○政策討論会とは

政策討論会とは、議会として、特に重要な政策的課題を命題として設定し、それに対して自由討議を通じて意見集約を図り、政策提言をしていくことに結び付けることを意図する会議とする。

○実施主体

全員協議会、もしくは特別委員会

○実施時期

基本条例施行後から、「行うことができる」規定

○政策討論会の命題の設定と実施手続き

◇会派からの申し出による場合

- ①政策討論として取り上げたい政策的課題がある場合、議員は会派を通じて各派代表者会議に、討論命題とその提案理由を参考資料を付して申し出る。
- ②各派代表者会議において、実施の必要性、実施主体（全員協議会か特別委員会か）と実施日時、執行部への参考質疑の有無等を検討し、全会一致により決定する。
- ③特別委員会で政策討論会を行った場合は、実施後に実施結果を議長並びに各派代表者会議に報告し、議会として執行機関に政策提言するかどうかを検討する。
- ④政策提言をするとした場合は、市長あて議長名で文書をもって提言を行う。

◇議長の申し出による場合

- ①議長が各派代表者会議において、政策討論として取り上げるべき政策的課題と提案理由を参考資料を付して申し出で、実施主体（全員協議会が基本）と実施日時、執行部への参考質疑の有無等を検討し、決定する。
- ②実施後に実施結果を各派代表者会議に報告し、議会として執行機関に政策提言するかどうかを検討する。
- ③政策提言をするとした場合は、市長あて議長名で文書をもって提言を行う。

○その他

- ・政策討論会は、命題に対する結論として、議員間での合意や一致をしなければいけないものではなく、「議員間の共通認識を醸成するため」に行うものです。「議員間の共通認識の醸成」とは、議員各々の考え方の違いも含めて、議会全体として命題に対して「こういう考え方もある」、「別の考え方もある」という同じ認識を持っておこうとする姿勢を意味するものです。
- ・政策討論会において一定の方向性が得られた意見については、執行機関に対して提言をしていきますが、議会には執行予算の編成権がなく、決議や文書要請等の方法による提言の場合は法的な拘束力が与えられるものではありません。

6. 出張委員会について

第8条第3項

○目的

議会の各委員会（常任委員会、特別委員会）は、付託案件や所管事項等の審議のために委員会を開催するにあたり、市民と情報の共有化を図るため、市役所以外（公民館等）の場所で委員会を開催することができる。

○各委員会所管事項

常任委員会の所管事項は、次のとおり（春日部市議会委員会条例第2条）である。

・ 総務委員会

市長公室、総合政策部、財務部、総務部、市民生活部、会計課、消防本部及び消防署、選挙管理委員会及び監査委員の所管に属する事項並びに他の常任委員会の所管に属しない事項

・ 厚生福祉委員会

福祉部、こども未来部、健康保険部並びに市立医療センター及び看護専門学校の所管に属する事項

・ 建設委員会

建設部、都市整備部及び水道部の所管に属する事項

・ 教育環境委員会

環境経済部、教育委員会及び農業委員会の所管に属する事項

※特別委員会の場合は、各委員会設置時に所管事項を指定する

○実施主体及び手続き

- ・ 委員会（常任委員会・特別委員会）単位で議決をとり行う。
- ・ 日程、会場、内容等については、正副委員長を中心に各委員会において協議のうえ決定する。委員会で決定後、会議規則第83条の規定により、議長に委員会開催の日時、場所（議事堂以外）、事件等を届け出る。

○審査事件、内容の想定

- ・ 特別委員会において参考人からの意見聴取（専門的知見の活用の一環）として講演をする内容の委員会を開催する場合。（シンポジウム方式等を想定）
- ・ 社会的注目を集めている等、多数の傍聴が想定される付託議案等の審査の場合

○その他

委員会の議事や記録など、その他の運用については、会議規則等に準ずる。

7. 会議等の公開について

第10条

○公開の目的

市議会に対する市民の理解を深め、開かれた議会を推進することを目的として、本会議、委員会、及び地方自治法第100条第12項の規定により会議規則で指定した会議を公開していくもの。

○現状

・本会議については、

傍聴は、議長許可だが実態は届出制。インターネットで生中継及び録画中継している。

会議録は、印刷物を一般公開として図書館、公民館等に配架、議会ホームページで公開している。

・常任委員会、議会運営委員会、特別委員会については、

傍聴は、委員会に諮っての許可制、インターネット中継なし。

会議録は、議会ホームページで公開している。

・実態として全員協議会は、

傍聴は、許可制、インターネット中継なし。

会議録は、議会ホームページで公開している。

○公開対象とする会議と公開方法

・公開対象の会議等は、下記に挙げる法規上規定される議会の会議で、秘密会とされない場合とする。

【本会議、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会、会議規則で定める協議調整の場】

・公開方法は、会議ごとに下記のとおりとする。

本会議：現状のとおり

委員会：現状のとおり

協議調整の場：委員会の公開に準じる。

○その他

・常任委員会のインターネット中継については、新本庁舎への移転後には、議会フロアの設備が整うため、改めて実施の可否を検討することとする。

8. 議会報告会について

第11条

○目的

「開かれた議会」を目指し、議会活動の状況や市政に関する情報を、地域に出向いて市民の皆さんに直接報告・説明をし、住民参加のまちづくりを進める。

○開催時期等

- ・年1回以上開催することを基本とする。

○報告内容

- ・議会の活動状況（直近の定例会の議決・主な議案の審議経過の報告）に関すること。
- ・決算の審議に関すること。
- ・常任委員会ごとにそれぞれの所管議案の議決経緯を説明する。

○構成・編成及び任期

- ・班は常任委員会を単位とし、4班編成とする。
- ・班長及び副班長は、それぞれ委員長、副委員長があたる。
- ・班の構成員の任期は、常任委員会の委員の任期に準ずる。

○構成員の役割

報告会における司会進行・報告者・記録者は、それぞれの班において協議し調整する。
なお、質疑・質問に対する応答は、全員で行う。

○日程・会場等の決定

- ・常任委員会を班の単位とし、4委員会が連続して市役所以外の会場で開催する。
(原則として、目的にあるとおり、特別な事情がない限りは地域に出向く)
- ・各班が担当する日程及び会場は、各班の班長が協議し決定する。

○開催の周知について

- ・インターネットを通じた周知(議会ホームページ、市ホームページ、市ツイッター、市政メール等)
- ・広報紙における周知(議会だより、広報かすかべ、公民館だより等)
- ・ポスター、チラシ等による周知(各所にポスターの掲示、自治会を通じてチラシ配布、駅頭でチラシ配布等)
- ・政治的支援者を通じた周知

○記録

報告会の記録は、報告者において要点記録とする。

○次第等

報告会は、概ね1時間30分から2時間程度とし、次第は概ね次のとおりとする。

- ・開会あいさつ 班の班長
- ・参加議員の自己紹介
- ・議会報告 班の報告者
- ・質疑応答 司会進行、班員(全員)
- ・閉会あいさつ 班の副班長

○資料

常任委員会ごとや必要がある場合などの開催には、各班において適宜準備する。

○成果・効果

- ・報告会終了後、各班長は議長に文書で報告書を提出する。
- ・報告会の内容は、議会だより及び市議会ホームページに掲載する。

○その他

市長・副市長をはじめ、執行部職員の出席は、原則要請しない。

○報告会への申し込み方法

- ・人数把握のため、参加希望者は事前に事務局に連絡を願う。
- ・事前連絡なしで直接会場に来た場合も参加は可とする。

9. 「広報広聴委員会」の設置について

第12条

○組織の名称

広報広聴委員会

○設置目的

春日部市議会基本条例第12条の規定により、市民の知る権利を保障し、市民が議会と市政に关心を持てるよう、議会としての広報広聴事業の充実を図るため設置するものとする。

○設置期間

基本条例施行後から常設

○委員構成

市議会各会派から選出された8人とする（図書室運営委員を兼ねる）

○所管事項

（1）市議会の広報施策について

- ・議会だより及びホームページの編集、公表事項の検討等

（2）市議会の広聴施策について

- ・市政に対する意見要望及び議会に対する意見要望についての広聴施策の検討

（3）広報広聴に関する調査・研究について

○会議の位置づけ

- ・広報広聴委員会は、地方自治法第100条第12項の規定に基づく、議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場として、会議規則に規定し設置する。
- ・議事の運営や表決の方法、傍聴や公開については、委員会条例や会議規則の規定を準用する。

10. 一問一答方式の運用指針について

第13条第2号

○導入の趣旨

質問事項に対する答弁がすぐにされる等、第三者がわかりやすいという視点での議論形式を目指し、一般質問に一問一答方式を導入するもの。なお、一括質問一括答弁方式との選択制とする。

また、この運用指針については、試行錯誤を重ねながら改善を加え、よりわかりやすい議論形式を研究し、さらに議案質疑に導入するかどうかも含めて検討する。

○一般質問における質問方法

①一括質問一括答弁方式

②一問一答方式

①、②のいずれの方法をとるかを、発言通告時に申し出るものとする。なお1人の議員が同一定例会の一般質問において、両方の方式を併用することは認めない。

○質問時間

答弁や反間に要する時間を含め、上限時間を50分とする。

○質問回数

①の場合は、発言回数は3回まで、かつ残り時間が5分未満で指名された場合は再質問はできない。

②の場合は、発言回数の制限はなし。ただし、残り時間が1分未満で指名された場合は再質問はできない。

○質問場所

- ・上記①、②いずれの場合も、演壇と対面する議席側最前列の中央を質問席とする。
- ・質問議員は最初の議長指名の後、自席から演壇に移動し、質問を始める。
- ・1回目の質問の後、議員は自席に戻らず、質問席に着席する。
- ・質問議員は発言が終わるごとに、自席に戻らず、自分の一般質問が終結するまで質問席から質問を行う。

○質問順序

①の場合は、

1回目の発言機会にすべての議題について一括で質問をする。その答弁を得てから、2回目の発言機会にまた再度すべての議題に渡った中から一括で再質問をする。再質問に対する答弁を得てから、3回目の発言機会にすべての議題に渡った中から再々質問をすることができる。

3回目の指名時に残時間が5分未満の場合は再々質問をすることはできない。

②の場合は、

1回目の発言機会はすべての通告項目について一括で質問をする。

その答弁を得てから、2回目の発言機会以降は、質問要旨ごとに質問をし、答弁を得ることを繰り返す。その項目の質問、答弁を納得のいくまで行ったら、次の質問項目に移ってまた質問と答弁を繰り返す。

○質問の内容

- ・質問と答弁を何度も繰り返しても、同じやり取りで平行線になってしまうようなケースでは、その内容の質問は繰り返し行ってはならない。(従わない場合、議長の議事整理権により、当該項目の質問を止めることができる。)
- ・答弁誤りや即時答弁不可能等のリスクを回避するため、計数や統計的な数量を問うような内容の質問については配慮をする。

○答弁の場所

- ・執行部側の答弁者は、これまでどおり毎回演壇で発言を行う。

○登壇の際の礼

- ・演壇に登壇し発言する場合は、議員、執行部とも議長に対し礼をする。ただし、一般質問においては、初回の質問答弁の際にのみ一礼を行うこととし、二回目以降の質問答弁の際は、議員、執行部とも一礼を行う必要はない。

11. 反問権の運用について

第13条第3号

○反問権とは

議員が行った質疑・質問に対して執行機関側が答弁するにあたり、その前提として、当該議員に対して疑義をただし、議員側の答弁を求めるもの。

○反問権を行使できる者

市長、副市長、病院事業管理者、教育長、執行機関の部長級職員、及び常任委員会における説明職員

※議員提出議案に対する質疑であって、議員同士での質疑、答弁が予定される場合は、提案(答弁)議員は反問権を行使しない。また、動議についても同様に、質疑があつた場合、提出者は反問権を行使しない。

○反問権を行使できる機会

市議会本会議及び常任委員会における議案質疑、並びに市政に関する一般質問

○議事進行上のルール

- ・反問権を行使するにあたり、執行部側は事前の通告は要しない。
- ・反問を行う場合は、反問であることを明確にするため、演壇に立ったときに議長に反問の許可を求め、許可する旨の議長発言の後に反問発言をする。
- ・反問発言は簡潔明瞭に行う。
- ・質問議員側は、反問があつた直後の答弁時に、反問に対して誠実に答弁しなければならない。

○反問の回数と時間

- ・執行部側の反問の回数については定めない。また、反問やその答弁に要する時間は、質疑質問の発言持ち時間に含まれるものとする。

○反問の内容

- ・質問の内容が多岐にわたっていたり、発言表現が錯綜しているため、質問の趣旨を確認する場合

- ・議員の提案する施策内容等に対して、その根拠や理由、予算確保策をただす場合

※反問は質問議員に対して疑義をただすものであるため、執行部側の私見や意見を述べることはできない。

※議員の品位をおとしめたり、議員の見識を疑うような発言はしてはならない。

12. 議決事件の追加について

第14条

○議決事件の追加とは

地方議会の議決すべき事項については、地方自治法第96条第1項の各号に規定されている15項目のほか、同条第2項を活用して、条例で議決事件を追加することができる（法定受託事務にかかるものを除く）。

○現状

地方自治法第96条第2項を活用しての議決事件の追加は、春日部市議会では現在は指定していない。

○議決事件として追加できる事項の例

- ・自治体の定める基本構想（総合振興計画基本構想）、又はそれに基づく基本計画
- ・将来のまちづくりや土地利用計画に関連する都市計画マスターplan、住民生活に直結する、福祉や環境等の個別の部門計画等
- ・事務事業の民間委託等、地方自治法第96条第1項第5号及びその政令に定める契約（工事又は製造の請負）以外の重要な契約
- ・地方公共団体が設立した公社等の予算・決算・事業計画に対して、議会が直接関与すること
- ・名誉市民の選定、市章、市の花等の指定、市の憲章、宣言等の制定

○議決事件を追加するためのルール

- ①議決事件を追加したい場合は、会派として追加をする理由及び根拠を明らかにした文書を作成する。なお、議案提出の人数要件の関係上、個人として議決事件の追加を提案することはできない。
- ②上記文書は議長に申し出る。
- ③議決事件追加の申し出があった場合は、必ず各派代表者会議で諮り、全会派で一致した場合のみ、新たな議決事件として追加するための条例案を作成する。
- ④上記条例案を提案する旨を議会運営委員会に諮る。

○実施時期

- ・議会基本条例の施行後から、上記ルールによる手続きとして実施することができる。

13. 「議会改革検討特別委員会」の設置について

第15条第2項

○名称

議会改革検討特別委員会

○設置目的

春日部市議会基本条例第15条第2項の規定により、地方分権の進展及び市民からの多様な要請等に対応し、自らの改革に不断に取り組むための検討組織として設置するものとする。

○設置期間

2年間とする。ただし、引き続き審査が必要なときは、あらかじめ各派代表者会議において協議し、議長の発議をもって議会の議決により設置する。

○委員

市議会各会派から選出された9人とする。ただし、公党については、所属議員1人でも委員になれるものとし、その場合は、9人にその人数を加えた人数とする。

○調査事項

- (1) 議会基本条例の制定に際し導入された取り組み事項の再検証について
- (2) 議会基本条例の制定に際し導入されなかった事項の検討について
- (3) 議会改革に関する新たな課題について

○会議の位置づけ

議会基本条例第15条第2項の規定により、本特別委員会は、地方自治法第110条の規定に基づく特別委員会として、上記の調査事項を付託事件として設置する。したがって、議事の運営や表決の方法、傍聴や公開については、全て委員会条例や会議規則の規定による。

○設置の手法

議長発議により本会議の議決を経て設置する。

議会基本条例に関するルール集【新旧対照表】

ページ	修正後	修正前
1	<p>1. 自由討議の運用について 修正なし</p>	
2	<p>2. 専門的知見の活用について</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 専門的知見を活用できる場合 <ul style="list-style-type: none"> ・学識経験者や大学等の研究機関、また民間のシンクタンクやその分野のNPOなどを積極的に活用することにより、議会自らがイニシアチブをとり、議会としての政策判断に役立てられると判断した場合。 ・<u>常任委員会における調査・研究の一環として行われる行政視察について、社会的な状況により実施困難な場合、所管事務に関する専門的知見を活用して、市が現在行っている政策や今後の課題に対する知見を広げ、議案審議や政策提案のために役立てられると判断した場合。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 専門的知見を活用できる場合 <ul style="list-style-type: none"> 学識経験者や大学等の研究機関、また民間のシンクタンクやその分野のNPOなどを積極的に活用することにより、議会自らがイニシアチブをとり、議会としての政策判断に役立てられると判断した場合。
4	<p>3. 視察・研修結果の公表について</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 現状 <ul style="list-style-type: none"> ・委員会（常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会）が行った行政視察については、「閉会中の特定事件に対する各委員長報告」として視察結果報告を<u>視察後、直近の定例会</u>に全議員に配布している。（議場内配布物であるが、一般公開はしていない。公開については、委員長報告の決裁を情報公開請求により開示できるのみ。） ・委員会が行った行政視察については、行政視察結果報告書（本会議での視察結果報告とは別）を議会ホームページで公表している。 ・会派として政務活動費により行う視察については、行政視察結果報告書を議会ホームページで公表している。なお、議員個人が行う視察については、現在は結果報告の義務がない。（公開すべき報告自体がなされていない。） ○ 研修・視察結果の公表をする場合 <ul style="list-style-type: none"> ・委員会視察の場合→これまでどおり、<u>視察後、直近の定例会</u>の時期に公表する。 ・<u>政務活動費</u>による会派単位の視察の場合→議会ホームページでは視察後おおむね1カ月程度で公表する。 ・<u>政務活動費</u>を使わない個人での視察の場合は、公表の対象外とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 現状 <ul style="list-style-type: none"> ・常任委員会及び議会運営委員会が行った行政視察については、「閉会中の特定事件に対する各委員長報告」として視察結果報告を<u>12月定例会</u>に全議員に配布している。（議場内配布物であるが、一般公開はしていない。公開については、委員長報告の決裁を情報公開請求により開示できるのみ。） ・会派として<u>政務調査費</u>により行う視察や議員個人が行う視察については、現在は結果報告の義務がない。（公開すべき報告自体がなされていない。） ○ 研修・視察結果の公表をする場合 <ul style="list-style-type: none"> ・委員会視察の場合→これまでどおり<u>12月定例会</u>の時期に公表する。 ・<u>政務調査費</u>による会派単位の視察の場合→<u>議会</u>よりでは<u>1年度分をまとめて公表する</u>。議会ホームページでは視察後おおむね1カ月程度で公表する。 ・<u>政務調査費</u>を使わない個人での視察の場合は、公表の対象外とする。

ページ	修正後	修正前
5	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公表の方法 <ul style="list-style-type: none"> ・別途規定する様式により、広報広聴委員会へ行政視察結果報告書を提出する。（本会議での視察結果報告とは別） ・議会だよりでの公表は、<u>委員会</u>の視察結果を、<u>視察後、直近の定例会で、期日、委員会名、視察案件名</u>を掲載する。 ・議会ホームページでの公表は、<u>広報広聴委員会へ提出した行政視察結果報告書の内容</u>を掲載する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公表の方法 <ul style="list-style-type: none"> ・別途規定する様式により、広報広聴委員会へ行政視察結果報告書を提出する。（本会議での視察結果報告とは別） ・議会だよりでの公表は、<u>常任委員会</u>の視察結果を<u>12月定例会号(2/1発行)</u>で、前年度に行われた会派視察の視察結果を<u>3月定例会号(5/1発行)</u>で、それぞれ期日、委員会名もしくは会派名、視察案件名のみ一覧表にして掲載する。 ・議会ホームページでの公表は、<u>議会だよりに掲載するものと同じ表及び、表からリンクした提出様式の内容として掲載する。</u>
6	<p>4. 質問機関の設置について</p> <p>修正なし</p>	
7	<p>5. 政策討論会の運用について</p> <p>修正なし</p>	
9	<p>6. 出張委員会について</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 各委員会所管事項 <ul style="list-style-type: none"> 常任委員会の所管事項は、次のとおり（春日部市議会委員会条例第2条）である。 <ul style="list-style-type: none"> ・総務委員会 <ul style="list-style-type: none"> <u>市長公室、総合政策部、財務部、総務部、市民生活部、会計課、消防本部及び消防署、選挙管理委員会及び監査委員の所管に属する事項並びに他の常任委員会の所管に属しない事項</u> ・厚生福祉委員会 <ul style="list-style-type: none"> <u>福祉部、こども未来部、健康保険部並びに市立医療センター及び看護専門学校の所管に属する事項</u> ・建設委員会 <ul style="list-style-type: none"> 建設部、都市整備部及び水道部の所管に属する事項 ・教育環境委員会 <ul style="list-style-type: none"> 環境経済部、教育委員会及び農業委員会の所管に属する事項 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各委員会所管事項 <ul style="list-style-type: none"> 常任委員会の所管事項は、次のとおり（春日部市議会委員会条例第2条）である。 <ul style="list-style-type: none"> ・総務委員会 <ul style="list-style-type: none"> <u>秘書室、広報広聴室、危機管理防災室、総合政策部、総務部、市民部、工事検査室、庄和総合支所総務課（環境、農政及び商工業の振興に関する事項を除く。）及び市民窓口課、出納室、消防本部及び消防署、選挙管理委員会及び監査委員の所管に属する事項並びに他の常任委員会の所管に属しない事項</u> ・厚生福祉委員会 <ul style="list-style-type: none"> <u>福祉健康部、庄和総合支所福祉課及び健康保険課並びに市立病院及び看護専門学校の所管に属する事項</u> ・建設委員会 <ul style="list-style-type: none"> 建設部、都市整備部及び水道部の所管に属する事項 ・教育環境委員会 <ul style="list-style-type: none"> <u>環境経済部、庄和総合支所総務課（環境、農政及び商工業の振興に関する事項に限る。）、教育委員会及び農業委員会の所管に属する事項</u>

ページ	修正後	修正前
10	<p>7. 会議等の公開について</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 現状 <ul style="list-style-type: none"> ・本会議については、 傍聴は（略） 会議録は、印刷物を一般公開として図書館、公民館等に配架、<u>議会ホームページ</u>で公開している。 ・常任委員会、議会運営委員会、特別委員会については、 傍聴は（略） 会議録は、<u>議会ホームページ</u>で公開して<u>いる。</u> ・実態として全員協議会は、 傍聴は（略） 会議録は、<u>議会ホームページ</u>で公開して<u>いる。</u> ○ 公開対象とする会議と公開方法 (略) 本会議：現状のとおり 委員会：<u>現状のとおり</u> ○ その他 <u>常任委員会のインターネット中継について</u> <u>は、新本庁舎への移転後には、議会フロアの</u> <u>設備が整うため、改めて実施の可否を検討す</u> <u>ることとする。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 現状 <ul style="list-style-type: none"> ・本会議については、 傍聴は（略） 会議録は、印刷物を一般公開として図書館、公民館等に配架、<u>インターネットでデータ</u>を公開している。 ・常任委員会、議会運営委員会、特別委員会については、 傍聴は（略） 会議録は、<u>印刷物を情報公開手続きにより情報公開することが可能。</u> ・実態として全員協議会は、 傍聴は（略） 会議録は、<u>印刷物を情報公開手続きにより情報公開することが可能。</u> ○ 公開対象とする会議と公開方法 (略) 本会議：現状のとおり 委員会：<u>傍聴の許可は委員会に諮らずに、</u> <u>委員長による許可とする。インターネット中継は行わない。</u>会議録は印刷物の施設配架はせず、議会図書室分で一般公開扱いとする。 会議録のインターネット公開については、条例施行以降の委員会のデータ化を目指す。 ○ 実施時期 <u>基本条例施行後に公開対象の会議を行う場合</u>は、上記の公開方法に従う。 <u>* ただし、委員会会議録のインターネット公開については、予算が確保され、データ化の準備ができしたい公開する。</u>

ページ	修正後	修正前
11	<p>8. 議会報告会について</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 開催時期等 <ul style="list-style-type: none"> ・年1回以上開催することを基本とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 開催時期等 <ul style="list-style-type: none"> ・年1回以上開催する。 <p style="text-align: center;"><u>当面は年1回、9月定例会（決算時）後、概ね1カ月以内に開催する。</u></p>
13	<p>9. 広報広聴委員会の設置について</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 所管事項 <ul style="list-style-type: none"> (1) 略 (2) 略 <u>(3) 広報広聴に関する調査・研究について</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 所管事項 <ul style="list-style-type: none"> (1) 略 (2) 略
14	<p>10. 一問一答方式の運用指針について</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 導入の趣旨 <p>質問事項に対する（略）なお、一括質問一括答弁方式との選択制とする。</p> <p>また、この運用指針については、（略）さらに議案質疑に導入するかどうかも含めて検討する。</p> ○ 一般質問における質問方法 <ul style="list-style-type: none"> ① 一括質問一括答弁方式 (略) ○ 質問時間 <p><u>答弁や反間に要する時間を含め、上限時間を50分とする。</u></p> ○ 質問回数 <ul style="list-style-type: none"> ① の場合は、発言回数は3回まで、（略） ② の場合は、発言回数の制限はなし。<u>ただし、残り時間が1分未満で指名された場合は再質問はできない。</u> ○ 質問順序 <ul style="list-style-type: none"> ① の場合は、（略） 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 導入の趣旨 <p>質問事項に対する（略）なお、<u>新しい試みであるため当面は試行期間とし、従来の一括質問一括答弁方式との選択制とする。</u></p> <p>また、この運用指針については、（略）さらに議案質疑に導入するかどうかも含めて検討した後、<u>本格実施に移行する。</u></p> ○ 一般質問における質問方法 <ul style="list-style-type: none"> ① 一括質問一括答弁方式<u>（従来の方法）</u> (略) ○ 質問時間 <p><u>平成23年12月定例会（質問のみで30分）、及び平成24年3月定例会（質問答弁合わせ50分）の試行を経て、再度議論する。</u></p> ○ 質問回数 <ul style="list-style-type: none"> ① の場合は<u>従来どおり</u>、発言回数は3回まで、（略） ② の場合は、発言回数の制限はなし。<u>（会議規則第64条の準用規定のうち質疑の回数の部分については、本格導入時に規則の一部改正をする。）</u> ○ 質問順序 <ul style="list-style-type: none"> ① の場合は、<u>従来どおり</u>、（略）
15		

ページ	修正後	修正前
16	11. 反問権の運用について 修正なし	
17	12. 議決事件の追加について 修正なし	
18	<p>13. 議会改革検討特別委員会の設置について</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 設置期間 <u>2年間とする。ただし、引き続き審査が必要なときは、あらかじめ各派代表者会議において協議し、議長の発議をもって議会の議決により設置する。</u> ○ 委員 <u>市議会各会派から選出された9人とする。ただし、公党については、所属議員1人でも委員になれるものとし、その場合は、9人にその人数を加えた人数とする。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 設置期間 <u>平成24年6月定例会から概ね2年間</u> ○ 委員 <u>市議会各会派から選出された11人とする。</u>

(目的)

第1条 この要領は、春日部市において地震その他の事象による災害発生時の春日部市議会及び春日部市議会議員（以下「議員」という。）の対応等を定めることにより、春日部市災害対策本部（以下「市対策本部」という。）と連携を図り、被害の拡大防止及び災害の復旧に寄与することを目的とする。

(本部の設置)

第2条 春日部市議会議長（以下「議長」という。）は、市対策本部が設置されたときは、これに協力及び支援するため、春日部市議会災害対策支援本部（以下「本部」という。）を設置するものとする。

(本部の組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長、本部役員及び本部員をもって構成する。

2 本部長は、議長をもってあて、本部の事務を統括し、本部役員及び本部員を指揮監督する。

3 副本部長は、副議長をもってあて、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

4 本部役員は、各会派の代表者をもってあて、本部長及び副本部長を補佐するとともに、本部の事務に従事する。

5 本部員は、議員（議長、副議長及び各会派の代表者にある議員を除く。）をもってあて、本部長の命を受け、本部の事務に従事する。

(本部の任務)

第4条 本部は、次に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 議員の安否確認を行うこと。
- (2) 市対策本部から災害情報の報告を受け、議員に情報提供を行うこと。
- (3) 議員から災害情報を収集、整理し、市対策本部に情報提供を行うこと。
- (4) 被災地及び避難所等の調査を行うこと。
- (5) その他本部が必要と認める事務

(議員の対応)

第5条 議員の対応は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 自らの安否及び居所又は連絡場所を本部に報告し、連絡体制を確立すること。

- (2) 本部から情報提供を受け、地域の防災活動に資すること。
- (3) 被災地及び避難所等で情報収集を行い、必要に応じて本部に報告すること。
- (4) 被災地における救援活動に協力すること。
- (5) 被災者に対する相談又は助言を行うこと。

(災害発生時の参集)

第6条 本部長、副本部長、本部役員及び本部員は、地震その他の事象により、市域において大規模な災害が発生すると思料するときは、本部長が別に定める基準に従い、本部長が指定する場所に参集するものとする。

2 前項の規定に関わらず、本部役員が参集困難な場合は、当該会派から必ず代理の者を参集させる。

(議会事務局の対応)

第7条 議会事務局の対応は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事務局長は、市対策本部の会議等に出席し、情報収集に努めるとともに、本部に情報提供する。
- (2) 事務局職員は、本部の事務に従事する。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この要領は、平成25年2月4日から施行する。

附 則

この要領は、議長決裁のあった日から施行する。

春日部市議会における災害発生時の対応要領の一部を改正する要領

春日部市議会における災害発生時の対応要領（平成25年議会要領）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。
- (2) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
(本部の組織)	(本部の組織)
第3条	第3条
2 本部長は、議長をもって <u>あて</u> 、本部の事務を統括し、本部役員及び本部員を指揮監督する。	2 本部長は、議長をもって <u>充て</u> 、本部の事務を統括し、本部役員及び本部員を指揮監督する。
3 副本部長は、副議長をもって <u>あて</u> 、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。	3 副本部長は、副議長をもって <u>充て</u> 、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。
4 本部役員は、各会派の代表者をもって <u>あて</u> 、本部長及び副本部長を補佐するとともに、本部の事務に従事する。	4 本部役員は、各会派の代表者をもって <u>充て</u> 、本部長及び副本部長を補佐するとともに、本部の事務に従事する。
5 本部員は、議員（議長、副議長及び、各会派の代表者にある議員を除く。）をもって <u>あて</u> 、本部長の命を受け、本部の事務に従事する。	5 本部員は、議員（議長、副議長及び、各会派の代表者にある議員を除く。）をもって <u>充て</u> 、本部長の命を受け、本部の事務に従事する。
(災害発生時の参集)	(災害発生時の参集)
第6条	第6条
2 前項の規定に関わらず、本部役員が参集困難な場合は、当該会派から必ず代理の者を参集させる。	

附 則

この要領は議長決裁のあった日から施行する。

台風接近に伴う市議会災害対策支援本部の運営について

1) 事前情報の収集（原則、定時時間内）

事務局は、台風の状況及び市の警戒態勢等の事前情報について積極的に収集する。

「具体例」

- ・春日部市防災気象情報による情報収集
- ・執行部の体制協議の決定事項の把握
- ・自主避難者用の施設の開放状況など

2) 市対策本部設置の可能性が高い場合の対応（原則、定時時間外）

事前情報の収集により、市対策本部設置の可能性が高いと判断した場合、事務局職員は、議会事務局執務室に待機し情報収集を行い、必要に応じて気象・災害に関する情報を全議員へメール送信する。

A班：局長、庶務担当主幹

B班：次長、議事調査担当主幹

* 市対策本部設置の可能性がないと判断した場合に解散

3) 市対策本部設置に伴う対応

① 事務局職員

- i 議会事務局長は、市対策本部設置に係る情報を入手後、速やかに市議会支援本部の設置について議長と協議する。（原則、市議会支援本部は設置となる。）
- ii 市議会本部の設置について、全議員へメールにより周知する。
- iii 他の事務局職員へライン等により周知する。
- iv 市議会支援本部設置後、事務局は、台風の状況及び市の対策本部等の情報について積極的に収集するとともに、必要に応じて気象・災害に関する情報を全議員へメール送信する。

② 議員

- i 正副議長、各派代表者は、必要に応じて、市議会本部役員会を開催するので正副議長室に参集してください。（各派代表者が参集困難な場合は、当該会派から必ず代理の者を参集させてください。）
- ii 他の議員は、市議会本部の指示に従って下さい。
- iii 周辺の被害等で市対策本部へ情報提供する必要があると判断した場合は、議会事務局へメール又は電話で連絡してください。
- iv 近隣住民・避難住民に対する支援をお願いします。
- v 議会事務局からの連絡、安心安全メール等の受信状況に注意してください。

vi 災害に関する問合せは、市議会本部へお願いします。(市本部への直接の確認は緊急やむを得ない場合に限る。)

4) 避難勧告発令に伴う対応

① 事務局職員

i 被災状況、避難状況等の情報収集を行い、必要に応じて全議員への情報提供を行う。

ii 各議員からの情報提供を整理し、市本部へ情報提供する。

② 議員

i 垂直避難若しくは避難所へ避難願います。

ii 周辺の被害等で市本部へ情報提供する必要があると判断した場合は、議会事務局へメール又は電話で連絡してください。

iii 近隣住民・避難住民に対する支援をお願いします。

iv 議会事務局からの連絡、安心安全メール等の受信状況に注意してください。

v 災害に関する問合せは、市議会本部へお願いします。(市本部への直接の確認は、緊急やむを得ない場合に限る。)

5) 避難勧告解除時の対応

① 事務局職員

i 避難勧告の解除に関する情報を入手後、速やかに全議員へ周知する。

② 議員

i 議会事務局からの連絡、安心安全メール等の受信状況に注意してください。

ii 近隣住民・避難住民の支援をお願いします。

iii 引き続き、自宅待機をお願いします。

iv 議会本部より参集をお願いする場合がありますのでメール等の受信状況に注意してください。

6) 市対策本部の解散に係る対応

① 事務局職員

i 市本部の解散に関する情報を入手後、速やかに全議員へ周知する。(原則、市議会本部は解散となる。)

ii 市の対策本部解散と同時に解散

iii 全体の被災状況の把握(執行部からの情報提供後)

② 議員

i 議会事務局からの連絡、安心安全メール等の受信状況に注意してください。

ii 解散後においても周辺の被害等で市へ情報提供する必要があると判断した場合は、防災対策課へ連絡してください。

市議会書式押印見直し一覧

NO	名 称	押印
1	欠席届	廃止
2	住所・電話番号変更届	廃止
3	選挙投票用紙	存置
4	発言通告書	廃止
5	発言通告取り下げ書	廃止
6	委員会の招集通知(委員長から議長)	廃止
7	所管事務調査通知書	廃止
8	調査派遣承認要求書	廃止
9	継続審査案件の申出書	廃止
10	委員会審査報告書(議案・請願)	廃止
11	採択請願の送付	廃止
12	請願の処理経過及び結果報告の請求	廃止
13	辞職願(議長・副議長)	存置
14	辞職届(議員)	存置
15	辞職許可通知	存置
16	傍聴券／傍聴証	存置
17	委員会所属変更申出書	廃止
18	辞任届(委員長・副委員長)	存置
19	辞任届(委員)	存置
20	委員会の招集(委員長から委員)	存置
21	委員会会議記録	存置
22	議決条例／予算の送付	廃止
23	説明者の出席要求	存置
24	議員の欠員通知	存置
25	会議結果の報告	廃止
26	会派結成届	廃止
27	遅刻届	廃止
28	早退届	廃止
29	政務活動費収支報告	廃止
30	政務活動費交付申請書	廃止
31	政務活動費交付変更申請書	廃止
32	政務活動費交付請求書	存置
33	政務活動費交付決定通知書	廃止
34	政務活動費交付変更決定通知書	廃止
35	会派解散届	廃止
36	市議会後援・市議会議長賞使用申請書	廃止
37	市議会後援・市議会議長賞使用事業計画変更届出書	廃止
38	市議会後援・市議会議長賞使用承認取下げ願い	廃止
39	市議会後援・市議会議長賞使用事業実績報告書	廃止
40	市議会後援・市議会議長賞使用承認書	廃止
41	市議会後援・市議会議長賞使用不承認書	廃止
42	市議会後援・市議会議長賞使用承認取消通知書	廃止
43	全員協議会会議録	存置
44	録画映像使用許可申請書	廃止
45	録画映像使用許可書	廃止

政務活動費の手引き

(案)

平成26年 4月1日 作成
平成27年 4月1日 改訂
平成27年10月1日 改訂
平成29年 4月1日 改訂
平成30年 4月1日 改訂
平成31年 3月1日 改訂
令和 4年 4月1日 改訂

春日部市議会

はじめに

地方分権の進展に伴い、議会は、二元代表制の一翼を担う機関として、意思決定機能及び監視機能の充実・強化が求められている。

このような中、議員の職務は、定例会や臨時会への出席など議会活動だけではなく、地域の代表として、市政の課題や市民意見の把握、陳情・要請活動など多様化している。

政務調査費は、こうした議員の活動の調査研究に資するために必要な経費の一部に充てることができる制度として運用してきたところであるが、平成25年3月に地方自治法の改正により「政務調査費」の名称が「政務活動費」に改められ、「政務活動費を充てることができる経費の範囲を条例で定めることにより、使途の透明性の確保に努める」ことが、明確化された。しかしながら、全国的にはその不適切な執行がしばしば住民からの批判の対象となり、住民監査請求や住民訴訟で返還を求められたケースも少なくない。

このため、政務活動費のより適正な取扱いを期すため「手引き」を作成することについて議会内で申し合わせ、政務活動費を充てることができる経費の範囲の見直し等と合わせ、平成25年5月から議会改革検討特別委員会で協議・検討を重ね、平成26年4月1日付けて、この「政務活動費の手引き」を発行したところである。~~その後さらに、~~引き続き議会改革検討特別委員会で見直し等を行い、改めて令和4年4月に改訂したところである。今後においても本手引きに疑義が生じたとき、又は判例の動向、社会情勢の変化などにより改正の必要性が生じたときは、適宜見直しを図るものとする。

各会派及び議員各位には、政務活動費の支出に当たっては、この「手引き」を活用していただき、適正な執行とより一層の透明性の確保に努めることを望むものである。

令和4年4月1日

春日都市議会議長

目 次

I 政務活動費の概要

1 制度の目的	1
2 政務活動費	1
3 政務活動費による活動の性格	2
4 政務活動費の交付に関する条例及び規則の概要	2
5 政務活動費の交付申請から清算までの主な流れ	5

II 政務活動費に関する基本的な考え方

1 政務活動費の支出原則	6
2 政務活動費の支出にあたっての会派の意思統一と了承	6
3 実費弁償の原則	7
4 経費按分について	7
5 政務活動費の支出が不適切な経費の例示	7

III 政務活動費の取扱基準

IV 政務活動費の使途基準

1 調査研究費	11
2 研修費	12
3 広報費	13
4 広聴費	15
5 要請・陳情活動費	16
6 会議費	17
7 資料作成費	18
8 資料購入費	19
9 事務費	20

V 参考資料

VI 関係法令

VII 様式集 ······ 35

I 政務活動費の概要

1 制度の目的

地方分権一括法等の施行に伴い、地方公共団体の自己決定権、自己責任が拡大する中、議会の果たす役割がますます重要となったことから、議会の活性化を図り、地方議会の審議能力を高めるためには、議員の調査活動基盤の充実強化が必要であるという観点から、平成12年5月の地方自治法の改正により、平成13年4月政務調査費交付制度が創設された。

また、平成25年3月には地方自治法の一部を改正する法律の改正により、政務調査費の名称が政務活動費に改められ、使途の拡大が図られる一方、議長が使途の透明性確保に努める条文が追加されるなど、より一層の地方議会の活性化と義務が明文化された。

2 政務活動費

(1) 法的位置づけ（根拠法令）

◎ 地方自治法（第100条第14項、第15項及び第16項）

第100条

14項 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない。

15項 前項の政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。

16項 議長は、第14項の政務活動費については、その使途の透明性の確保に努めるものとする。

◎ 春日部市議会政務活動費の交付に関する条例・・・・参考資料参照

第2条(交付対象)、第3条(交付額及び交付の方法)、

第5条(経費の範囲)、第7条(収支報告書の提出)、

第10条(透明性の確保)

◎ 春日部市議会政務活動費の交付に関する規則・・・・参考資料参照

第2条(交付申請)、第3条(交付決定)、第4条(交付請求)、

第5条(収支報告書の写しの送付)、第6条(会計帳簿等の整理保管)

* 本市における政務活動費の交付に関する条例の制定経過等については、V

参考資料（P25）を参照のこと

(2) 交付対象（条例第2条）

地方公共団体が条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派（所属議員が1人の場合を含む。以下「会派」という。）に対し、交付することができる金銭的給付を政務活動費という。

本市では、春日部市議会政務活動費の交付に関する条例第2条により会派に対して政務活動費を交付することとしている。

(3) 対象経費（条例第5条）

政務活動費は、第5条において会派が行う調査研究、研修、広報、広聴、要請、陳情、各種会議の開催等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他市民福祉の増進を図るために必要な活動（政務活動）に要する経費に対して交付するとしており、政務活動以外の経費に充てることはできない。

(4) 適正運用（条例第10条）

使途については透明性の確保に努めるとともに、その説明責任は、各会派に求められるものであるため、慎重かつ適正な運用が必要となる。

また、政務活動費の適正な運用を図るため、議長はその使途の透明性の確保に努めるとともに、政務活動費の交付を受けた会派は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出しなければならないとされている。

3 政務活動費による活動の性格

政務活動費は、地方自治法第100条第14項に「議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部を交付する」とあるように、あくまでも、会派の自発的な意思に基づき行われる政務活動に対するものである。したがって、正規の議会活動の範囲には含まれず、本議会や委員会の活動とは別個のものであり、公務ではないと判断される。

このため、政務活動中に事故が発生したとしても、政務活動が正規の議会活動ではないため、公務災害の対象にはならない。

4 政務活動費の交付に関する条例及び規則の概要

(1) 交付対象（条例第2条）

政務活動費は、会派に対して交付する。（所属議員が1人の場合を含む）

* 所属議員が1人の場合も含むとは、いわゆる「一人会派（所属議員が1人しかいない無所属議員）」も含める。

参考：（政務調査費ハンドブック）

- ・議会運営上の会派と、政務調査費の交付対象としての会派とは、理論上性質を異にする。

・会派とは、一般に、同じ政策を持つ集団を言うため、2人以上が想定される。しかし、政務調査費における会派では、一人会派を認めることは特に問題ないと解する。なぜなら、①政務調査費のモデルである国会における立法事務費が、この法律の中で一定の要件の下で一人会派を認めていること、②政務調査費が地方自治法に規定される前の調査交付金の時も所属議員が一人でも会派として認めている経緯があることの実情がある。

(2) 交付額及び交付の方法（条例第3条）

会派に対する政務活動費の月額は、各月1日（基準日）における当該会派の所属議員数（※）に50,000円を乗じて得た額とし、毎年度の4月25日（その日が休日に当たるときは、その翌日）に当該年度分（ただし、年度の途中において議員の任期が満了する場合（改選時）は、任期満了日の属する月までの月数分）を交付する。

年度の途中で新たに結成された会派については、結成された日の属する月の翌月分（結成された日が基準日に当たる場合は当月分）から交付する。

※ 基準日において議員の辞職、失職、除名、若しくは死亡、又は所属会派からの脱会した議員を除く。

(3) 所属議員数の異動に伴う調整（条例第4条）

交付を受けた会派が年度の途中において所属議員数に異動が生じた場合であって、異動が生じた日の属する月の翌月（異動が生じた日が基準日に当たる場合は、当月）の末日までに、既に交付した政務活動費の額が異動後の議員数に基づいて算定した政務活動費の額を下回るときは当該下回る額を追加して交付し、既に交付した額が異動後の議員数に基づいて算定した額を上回るときは、会派は、当該上回る額を返還しなければならない。

政務活動費の交付を受けた会派が、年度の途中において解散したときは、会派は、解散の日の属する月の翌月分（解散の日が基準日に当たる場合は、当月分）以降の政務活動費を返還しなければならない。

(4) 政務活動費を充てることができる経費の範囲（条例第5条）

会派が行う調査研究、研修、広報、広聴、要請、陳情、各種会議の開催等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他市民福祉の増進を図るために必要な活動に要する経費に対して交付する。

(5) 経理責任者（条例第6条）

会派は、政務活動費に関する経理責任者を置かなければならない。

(6) 交付の申請（規則第2条、規則第4条）

政務活動費の交付を受けようとする会派の代表者は、毎年度、議長を経由して、政務活動費交付申請書を市長に提出しなければならない。

会派の代表者は、政務活動費の交付日の10日前までに、政務活動費交付請求書を市長に提出するものとする。

申請した事項に異動が生じたときは、議長を経由して政務活動費交付変更申請書を市長に提出しなければならない。

会派を解散したときは、当該会派の代表者であった者は、議長を経由して会派解散届を市長へ提出しなければならない。

(7) 収支報告書等の提出（条例第7条）

政務活動費の交付を受けた会派の経理責任者は、政務活動費収支報告について（別記様式、P36）により、政務活動費に係る収入及び支出の報告書を作成し、当該支出に係る領収書その他の証拠書類の写しを添付して議長に提出しなければならない。

(8) 政務活動費の返還（条例第8条）

交付を受けた会派がその年度において交付を受けた政務活動費の総額から当該会派がその年度において第5条に定める経費の範囲に基づいて支出した総額を控除してなお残余があるときは、当該残余の額に相当する額（＊預金利子を含む）の政務活動費を返還しなければならない。

＊利息の取扱い

交付された政務活動費により発生した預金利息は、政務活動費に充当することができる。ただし、政務活動費に充当されることがなかった預金利息は、額の確定の際に返還しなければならない。

(9) 会計帳簿等の整理保管（規則第6条）

政務活動費の交付を受けた会派の経理責任者は、政務活動費の支出について会計帳簿を調製するとともに、領収書等の証拠書類を整理し、これらの書類を当該政務活動費に係る収支報告書の提出期限の日から起算して5年を経過する日まで保管しなければならない。

5 政務活動費の交付申請から清算までの主な流れ

会派の代表者から**政務活動費交付申請書（様式第1号）**を議長を経由し市長へ提出する



市長より申請のあった会派について、交付すべき年間分の政務活動費額が記載された**交付決定通知書**が、当該会派の代表者へ通知される



会派の代表者は、政務活動費の交付日（毎年度の4月25日）の10日前までに**政務活動費交付請求書（様式第6号）**を市長へ提出する



政務活動費が交付日（毎年度の4月25日）に当該会派の預金通帳へ振り込まれる



会派による政務活動費の支出



会派の経理責任者による支出のチェック及び収支報告書の作成



会派の代表者より、収支報告書を4月末日までに議長へ提出
(提出を受けた議長は、収支報告書の写しを市長へ提出)



政務活動費に残余が生じた場合には、5月末日までに市長へ返還



会派の経理責任者は、収支報告書及び領収書等の証拠書類を、収支報告書の提出期限の日から起算して5年を経過する日まで保管

II 政務活動費に関する基本的な考え方

1 政務活動費の支出原則

政務活動費の執行に当たっては、政務活動の目的及び内容を明確にするため、次の点を考慮し、交付を受けた会派の代表者及び経理責任者が中心となって、当該会派の責任において適切に取り扱うものとする。

- (1) 政務活動の目的が春日部市の市政と関連性があること。
- (2) 政務活動に合理性・必要性があること。
- (3) 政務活動に要した経費が、経済的でかつ社会通念上妥当と認められる範囲であること。
- (4) 支出について適正な手続がなされていること。
- (5) 支出について説明責任を明確にすること。

参考：札幌高裁(平成 19 年 2 月 9 日判決)、金沢地裁(平成 18 年 6 月 19 日判決)

市政と関連性を欠く調査活動は使途基準に反する。

参考：金沢地裁(平成 18 年 6 月 19 日判決)、東京地裁(平成 18 年 4 月 14 日判決)、名古屋地裁(平成 17 年 5 月 26 日判決)

調査研究活動として、明らかに合理性、必要性を欠く場合は使途基準に反する。

参考：札幌高裁(平成 19 年 2 月 9 日判決)、金沢地裁(平成 18 年 6 月 19 日判決)、大阪高裁(平成 17 年 4 月 12 日判決)

支出金額が、社会通念上相当でない場合、使途基準に反する。

2 政務活動費の支出にあたっての会派の意思統一と了承

政務活動費の支出を伴う政務活動は、会派としての意思統一がなされ、政務活動が会派として行うものであるとの会派の了承が必要となる。

このため、会派の了承なく会派の構成員である議員個人が政務活動費の支出を伴う政務活動を行うことは認められない。

なお、会派がその構成員である議員個人に会派としての政務活動費の支出を伴う政務活動を行わせるにあたっては、分担すべき活動を個々具体的に明示し、政務活動終了後には会派に報告するものとする。

* 所属議員が 1 名の会派においては、政務活動に対する政務活動費の交付の妥当性について事前に事務局と協議する。

参考：札幌高裁（平成 19 年 2 月 29 日判決 抜粋）

- ・政務調査費の支出が、本件使途基準の使途区分に従い、会派としてなされること、言い換えると、会派としての意思統一がなされ、当該調査研究活動が「会派」として行うものであるとの会派の承認が存在することが必要であり、このような実態を伴わない政務調査費の支出は、本件使途基準に違反した違法な支出と言うべきである。
- ・会派内での意思統一や了承が必要であるとする考え方に対しては、一人会派の存在を認めている場合には、議員個人への政務調査費の交付を認めているのと差異がないようにも思われるが、会派の構成は固定的なものではなく、構成員の入れ替わり

や合従連衡が行われることがあることから、将来的に構成員が複数になる可能性もあり、その時に備えて体制を整えている必要があると考えられるから、一人会派を含めた「会派」への交付を「議員」への交付と異なるものと考えることができる。

3 実費弁償の原則

政務活動は、会派の自発的な意思に基づき行われるものであるため、政務活動費は、社会通念上妥当と認められる範囲を前提として、政務活動に要した費用の実費に充当することを原則とする。

4 経費按分について

会派の活動は、政務活動以外にも議会活動、政党活動、選挙活動、後援会活動等と多岐に渡っているため、同日内に複数の活動が行われる場合も考えられる。そのため、政務活動費の支出にあたっては実費弁償の原則に基づき、市政に資するための政務活動に費やした実費のみを適用とするため、支出の一部に政務活動に要した経費があったとしてもそのことが立証できない限り、按分率を用いた金額の算出は行わない。そのため、会派の責任において、市政に資するための政務活動に費やした実費の算定根拠となる証拠書類等を作成し、説明責任を果たせるようにしなければならない。

しかしながら、ホームページ経費（作成、運用、維持、管理）及び備品（パソコン及びタブレット型端末）の購入等については、政務活動と議員活動等が共用し、明確に実費弁償が算定出来ないため、按分により算出することとする。

5 政務活動費の支出が不適切な経費の例示

次に掲げる経費は、政務活動に要する経費とは認められない経費として例示する。

（1）交際的な経費

- ① 香典、祝金、寸志等の冠婚葬祭や祝賀会の出席に要する経費
- ② 病気見舞い、餞別、中元、歳暮、名刺、年賀状等の儀礼に要する経費
- ③ パーティ券の購入代

（2）政党活動に要する経費

- ① 党大会への出席に要する経費及び党大会賛助金等に要する経費
- ② 政党的広報紙、パンフレット、宣伝等の印刷発送等に要する経費
- ③ 政党组织事務所の設置や維持管理に要する経費
- ④ 政党、会派の会費

（3）選挙活動に要する経費

- ① 選挙運動及び選挙活動に要する経費
- ② 各種選挙時における支援活動及び選挙関係資料の作成等に要する経費
- ③ 選挙事務所の設置や維持管理に要する経費

(4) 後援会活動に要する経費

- ① 後援会の活動に要する経費
- ② 後援会事務所の設置及び維持管理に要する経費

(5) 飲食に要する経費

- ① 飲食を主目的とする会議に要する経費
- ② 各種団体等の主催による飲食を主目的とした会合や懇親会の出席に要する経費

(6) その他

- ① 議員が個人的に参加している団体の会費及び会議・集会等への参加に要する経費
 - ② 宗教活動に要する経費
 - ③ 原則として、任期満了前 6 か月を経過した時期に行う視察及び備品購入に要する経費
- * 視察が複数日にまたがる場合、視察開始日が任期満了前 6 か月を経過しない時期であったとしても、終了日が任期満了前 6 か月を経過する場合は、政務活動費の支出が不適切な経費と判断する。
- ④ 裁判に要する経費
 - ⑤ 人件費に要する経費
 - ⑥ その他、条例の趣旨に合致しない経費、公職選挙法等の法令の規定に抵触する経費、私的な活動経費、社会通念上妥当な範囲を超える経費

III 政務活動費の取扱基準

政務活動費の支出に当たっては、次の基準を遵守し適切に取り扱うものとする。

1 政務活動費の管理及び利子の取扱い

会派は、政務活動費を管理するため、会派名義の預金通帳を備えるものとする。

また、政務活動費の預け入れから発生する預金利子は収入に計上するものとし、政務活動費に残余が生じた場合には、計上された預金利子分も合わせて戻入しなければならない。

2 政務活動費の報告書等の提出

経理責任者は、政務活動に要した費用の支出を証明する書類として、領収書、他の証拠書類を貼付した政務活動費收支報告書を作成し、会派の代表者の承認を得たのち、市長へ報告書の写しを提出しなければならない。

3 政務活動費の領収書等

(1) 政務活動費の支出にあたっては、原則としてすべて領収書を徴するものとする。領収書には品目名、数量等の記載を要し、その宛名は会派名又は議員氏名とする。

(2) 領収書の内容が不明確である場合（お品代等）には、その詳細を明らかに出来るよう、領収書に実際の品目名、数量、単価等を追記するなど、使途の透明性を確保しなければならない。

(3) レシートは、日付、内訳（品名・個数等）などの必要事項が記載されていれば領収書と同様に扱うものとする。なお、レシートに宛名が記載されていない場合、余白に宛名を記載する。

※ 感熱紙のレシートは、時間が経つと印字が消えてしまう場合があるので、コピーをして原本とともに保管しておく。

(4) ATM（現金自動預け払い機）を利用し、振込みによる支払いを行った場合は、振込明細書を領収書に代わるものとする。

4 交通費等旅費について

(1) 交通費等旅費の支出にあたっては、「春日部市議会議員の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例」を参考とする。ただし、日当は支給しない。

(2) 交通費については、公共交通機関の利用を基本とした実費とする。

ただし、地下鉄や路線バス等を使用した場合などで、領収書の発行が困難な場合を考慮し、旅費支出明細票により、行程、利用交通機関及び金額を明らかにすること。

(3) 宿泊料は、素泊まり、朝食付き、夕食・朝食付き、それぞれの場合において、1泊あたり、15,000円を上限とした実費相当額とする。

なお、宿泊料に含まれない食事代は支給しない。

5 観察承認願

会派（会派の了承を得た議員を含む）が、研究会、研修会に参加する場合や、他の自治体等へ観察調査等を行う場合は、観察承認願を会派の代表者を経由して議長に届け出るものとする。

6 クレジットカード等の支払い

クレジットカード、プリペイドカード、商品券等による支払いは原則認めないものとする。

7 ポイントカードの取扱い

ポイントカードの使用は一切認めない。

また、付与されるポイントは辞退しなければならない。

8 手数料

物品購入時等において、振込手数料や代金引換手数料が発生する場合は、可能な限り手数料が安価になるよう、努めなければならない。

9 キャンセル料の取扱い

（1）旅費のキャンセル料

旅費のキャンセル料（手数料）の取り扱いについては、急な公務の発生等、次に定める理由による場合にのみ、政務活動費よりキャンセル料（手数料）を支出することができる。

なお、キャンセル料（手数料）を政務活動費より支出する場合には、観察研修取消届を政務活動費支出報告書に添付するものとする。

※ キャンセル料（手数料）を支出できる場合

① 公務による場合

② 本市又は観察先の地震、風水害等の自然災害による場合

③ 観察先の理由による場合

④ 本人の病気や怪我による場合

⑤ 親族（祖父母、父母（同居の姻族を含む。）、配偶者及び子）の葬祭による場合

（2）会場費のキャンセル料

会場費のキャンセル料の取り扱いについては、急な公務の発生や災害等により、会場の使用を中止した場合は、キャンセル料や会場費の経費を政務活動費から支出することができる。

（3）改選時の取扱い

① 改選年度に当たるときは、選挙期間中（告示日から投票日まで）の政務活動については、選挙活動と混同しやすく誤解を招きやすいため、全ての会派における政務活動費からの支出をしない。

② 市議会議員を退く場合、4月に交付される政務活動費は、翌月以降の経費に充てない。（4月分の使用料等をあらかじめ確認するなどして4月分の政務活動費で清算する。）

IV 政務活動費の使途基準

春日部市議会政務活動費の交付に関する条例第5条の項目別使途基準の運用は概ね次のとおりとする。

1 調査研究費

会派が行う市政の調査研究に必要な経費

【具体例】

- ・他市等の先進的事例を調査・研究するために行う視察

【使途基準】

費　目	使用条件	備　考
視察費	視察に必要な会場代や資料代	
旅費　※ 1	<ul style="list-style-type: none">・交通費（公共交通機関）・レンタカー借上料・駐車場代・有料道路通行料・バス・タクシー借上料・燃料費・宿泊料	<ul style="list-style-type: none">・交通手段及び交通費（鉄道運賃、航空運賃、船賃等）については、合理性及び経済性を考慮する。・春日部市議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例を参考とする。

【留意事項】

※ 1 旅費

- (1) 自家用車及びレンタカーを使用する場合は、その日時、経路、目的、経費等を政務活動報告書（交通費用）に記入し、レンタカー借上料、駐車場代、有料道路通行料、燃料費が確認できる領収書等を添付する。
- (2) レンタカー借上料、駐車場代、有料道路通行料、燃料費は実費を支出するものとする。ただし、政務活動に使用されたことが立証できる分を支給対象とする。
- (3) 借上げバス・タクシーを使用する場合は、他の公共交通機関がない場合、時間的いとまがない場合、身体的な障がいがある場合等、合理的な説明ができる場合に限る。

【政務活動費を充てることができない経費】

- (1) 海外視察旅費
- (2) 視察のための旅行保険料

2 研修費

団体等が開催する研修会、意見交換会等への参加に必要な経費

【具体例】

- ・他団体等が開催する研修会や意見交換会への参加

【使途基準】

費　目	使用条件	備　考
出席者負担金又は参加費	他の団体が開催する研修会、意見交換会等への出席者負担金又は参加費	出席者負担金や参加費については、事前に明確に定められているものに限る。
旅費　※ 1	<ul style="list-style-type: none">・交通費（公共交通機関）・レンタカー借上料・駐車場代・有料道路通行料・バス・タクシー借上料・燃料費・宿泊料	<ul style="list-style-type: none">・交通手段及び交通費（鉄道運賃、航空運賃、船賃等）については、合理性及び経済性を考慮する。・春日部市議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例を参考とする。

【留意事項】

※ 1 旅費

- (1) 自家用車及びレンタカーを使用する場合は、その日時、経路、目的、経費等を政務活動報告書（交通費用）に記入し、レンタカー借上料、駐車場代、有料道路通行料、燃料費が確認できる領収書等を添付する。
- (2) レンタカー借上料、駐車場代、有料道路通行料、燃料費は実費を支出するものとする。ただし、政務活動に使用されたことが立証できる分を支給対象とする。
- (3) 借上げバス・タクシーを使用する場合は、他の公共交通機関がない場合、時間的いとまがない場合、身体的な障がいがある場合等、合理的な説明ができる場合に限る。
- (4) 出席者負担金又は参加費に宿泊料が含まれている場合、春日部市議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の規定による宿泊料は支出しない。

3 広報費

会派が行う活動及び市政について市民に報告するために必要な経費

【具体例】

- ・市民へ市政について報告するための会議の開催
- ・活動報告資料の作成、郵送
- ・広報誌（紙）等への掲載
- ・ホームページによる活動報告

【使途基準】

費　目	使用条件	備　考
会場費　※ 1	報告会を開催するための会場 借上に要する経費 ・会場借上に係る経費 ・会場設営に係る什器等の借 上に係る経費 ・看板、横断幕代	
印刷製本費 ※ 2	会派が発行する市政や会派の 調査研究活動及び議会活動を 掲載した広報誌（紙）、報告 会等の案内状、報告会資料等 の作成に要する経費 ・コピー代 ・写真代（フィルム現像、焼 付、電子データ化等）	別添「会派広報誌発行基準(令 和4年●月●日議長決裁)」に よる。
送料　※ 3	書類の送付に要する経費	
掲載料　※ 4	広報誌（紙）等へ掲載するた めの経費	
情報通信費 ※ 5	ホームページ等開設費、維持 管理費	

【留意事項】

※ 1 会場費

（1）開催日時、開催場所、開催目的、開催内容、出席者、来場者数等を明確に
する。

※ 2 印刷製本費

（1）発行責任者は会派の代表者とし、成果物を収支報告書へ添付する。

* 3 送料

(1) 郵送物、送付日、送付件数、送付者、費用等を明確にする。

* 4 掲載料

(1) 掲載内容がわかるものを収支報告書へ添付する。

* 5 情報通信費

(1) 掲載内容は会派が行う調査研究活動及び議会活動や市政についてに限る。

(2) ホームページ作成時の基準について

① 会派のホームページは、1会派1サイトとする。

② 会派のホームページ作成経費（作成、運用、維持、管理）については、支出割合の上限を2分の1とする。

③ ホームページ作成を委託した場合は、契約書等（契約内容がわかるもの）を収支報告書へ添付する。

④ 民法上の親族に対するホームページの作成委託に要する経費には、充当できない。

⑤ ホームページを構築した場合は、年に1回以上更新を行う。

⑥ セキュリティに十分配慮する。

⑦ 市政報告的側面が、宣伝的側面よりも明らかに弱い場合については充当しないものとする。

参考：東京高裁判決（平成22年11月5日 抜粋）

議員の顔写真の大きさは、縦横それぞれが紙面全長の5分の1程度、氏名については通常の題字の大きさと同程度であって、宣伝活動の側面が読者に訴える力は、市政報告の側面よりも明らかに弱く、議員本人の同一性確保の目的が強いということができる。

参考：東京高裁（平成22年11月5日判決 抜粋）

政治家が開設するインターネット上のウェブサイトは、特に写真や動画を多用する場合には、これを通常人の目から見たとき、宣伝ポスター（議員の顔写真と氏名を大きく掲載したもの）と同一の機能を有し、議員の宣伝的機能を主要な機能の一つとみられるのが普通である。市政報告的側面と宣伝的側面について、いずれかの側面が明らかに他の側面より強いとはいえない場合については、費用の全額を政務調査費から支出するのは目的外使用の疑いが濃厚であり、半額の支出が許されるにとどまる。

4 広聴費

会派が行う市民からの市政及び会派の活動に対する要望及び意見の聴取、市民相談等に必要な経費

【具体例】

- ・市民の要望や意見を聴取するための意見交換会の開催
- ・市民アンケート調査の資料作成・送付
- ・市民の要望や意見を聴取するため広報誌（紙）等へ掲載
- ・ホームページによる要望・意見の聴取

【使途基準】

費目	使用条件	備考
会場費 ※1	意見交換会等を開催するための会場借上に要する経費 ・会場借上に係る経費 ・会場設営に係る什器等の借上に係る経費 ・看板、横断幕代	
印刷製本費 ※2	意見交換会等の案内状、住民アンケート等の作成に要する経費 ・コピー代 ・写真代（フィルム現像、焼付、電子データ化等）	
送料 ※3	書類の送付に要する経費	
掲載料 ※4	広報誌（紙）等へ掲載するための経費	
情報通信費 ※5	ホームページ等開設費、維持管理費	

【留意事項】

※1 会場費

開催日時、開催場所、開催目的、開催内容、出席者、来場者数等を明確にする。

※2 印刷製本費

発行責任者は会派の代表者とし、成果物を収支報告書へ添付する。

※3 送料

郵送物、送付日、送付件数、送付者、費用等を明確にする。

※4 掲載料

掲載内容がわかるものを収支報告書へ添付する。

※5 情報通信費

掲載内容は市民からの意見の聴取やアンケートに限る。

5 要請・陳情活動費

会派が行う要請及び陳情活動に必要な経費

【具体例】

- ・国や県などの公的機関への要請・陳情
- ・要望・陳情書の作成、郵送

【使途基準】

費目	使用条件	備考
旅費 ※1	<ul style="list-style-type: none">・交通費（公共交通機関）・レンタカー借上料・駐車場代・有料道路通行料・バス・タクシー借上料・燃料費	<ul style="list-style-type: none">・交通手段及び交通費（鉄道運賃、航空運賃、船賃等）については、合理性及び経済性を考慮する。・春日部市議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例を参考とする。
印刷製本費 ※2	要請・陳情活動に係る資料及び活動報告書等の作成に要する経費 <ul style="list-style-type: none">・コピ一代・写真代（フィルム現像、焼付、電子データ化等）	
送料 ※3	書類の送付に要する経費	

【留意事項】

※1 旅費

- (1) 自家用車及びレンタカーを使用する場合は、その日時、経路、目的、経費等を政務活動報告書（交通費用）に記入し、レンタカー借上料、駐車場代、有料道路通行料、燃料費が確認できる領収書等を添付する。
- (2) レンタカー借上料、駐車場代、有料道路通行料、燃料費は実費を支出するものとする。ただし、政務活動に使用されたことが立証できる分を支給対象とする。
- (3) 借上げバス・タクシーを使用する場合は、他の公共交通機関がない場合、時間的いとまがない場合、身体的な障がいがある場合等、合理的な説明ができる場合に限る。

※2 印刷製本費

- (1) 写真代は記念写真を除く。
- (2) 発行責任者は会派の代表者とし、成果物を収支報告書へ添付する。

※3 送料

- (1) 郵送物、送付日、送付件数、送付者、費用等を明確にする。

6 会議費

会派が開催する各種会議に必要な経費

【具体例】

- ・市政について研究するための研修会や研究会の開催

【使途基準】

費　目	使用条件	備　考
会場費　※ 1	各種会議を開催するための会場借上に係る経費 ・会場借上に係る経費 ・会場設営に係る什器等の借上に係る経費 ・看板、横断幕代	
印刷製本費 ※ 2	各種会議の参加者へ配布する資料等の作成に要する経費 ・コピー代 ・写真代（フィルム現像、焼付、電子データ化等）	
謝礼	各種会議のために招聘する講師謝礼	
食糧費	お茶、茶菓子	社会通念上妥当と認められる範囲内とする。
送料　※ 3	書類の送付に要する経費	

【留意事項】

※ 1 会場費

- (1) 開催日時、開催場所、開催目的、開催内容、出席者、来場者数等を明確にする。

※ 2 印刷製本費

- (1) 写真代は記念写真を除く。
- (2) 発行責任者は会派の代表者とし、成果物を収支報告書へ添付する。

※ 3 送料

- (1) 郵送物、送付日、送付件数、送付者、費用等を明確にする。

※ 4 その他

- (1) 当該会議に収入（参加費等）がある場合は、当該支出総額から、当該収入を差引くこととする。

7 資料作成費

会派が行う活動に必要な資料の作成に要する経費

【具体例】

- ・資料作成に伴う印刷機やコピー機の使用
- ・外国語による文書や参考資料の翻訳

【使途基準】

費　目	使用条件	備考
印刷製本費 ※ 1	会派が作成した資料に要する 経費 ・コピー代 ・写真代（フィルム現像、焼 付、電子データ化等）	
翻訳料	外国の文献の翻訳や古文書の 現代語翻訳等に要する経費	

【留意事項】

※ 1 印刷製本費

(1) 写真代は記念写真を除く。

8 資料購入費

会派が行う活動に必要な図書、資料等の購入に要する経費

【具体例】

- ・新聞や月刊誌等の購読
- ・参考図書の購入

【使途基準】

費　目	使用条件	備　考
新聞等購読費 ※ 1	・新聞代 ・有料データベース利用料 ・機関紙代	
消耗図書費	消耗図書の購入に要する経費	
備品図書費 ※ 2	備品図書の購入に要する経費	春日部市物品規則に準じ、取得金額が1万円以上のもの。
追録費	加除式図書等の追録に要する経費	

【留意事項】

※ 1 新聞等購読費

- (1) 新聞等の購読部数については、必要最小限の部数とする。
- (2) 所属政党が発行する新聞や機関紙等の購読料は該当しない。
- (3) 娯楽性の高いスポーツ紙や週刊誌等の購読料は該当しない。
- (4) 年間購読料については、原則として当該年度に支払いをした当該年度分を対象とする

※ 2 備品図書費

- (1) 備品図書には、政務活動費備品台帳に記載し、備品シールを貼付し管理する。
- (2) 備品図書を廃棄処分した場合は、廃棄した年月日を政務活動費備品台帳に記載する。

9 事務費

会派が行う活動に必要な備品及び消耗品の購入、情報通信等に要する経費

【具体例】

- ・備品や消耗品の購入
- ・備品のリース契約
- ・インターネットによる情報収集

【使途基準】

費目	使用条件	備考
備品費 ※ 1	備品購入に要する経費 (原則リース契約)	春日都市物品規則に準じ、取得金額が2万円以上のもの。
消耗品費	消耗品の購入に要する経費	必要以上に余剰が出ないよう努めること。
リース費 ※ 2	備品のリースに要する経費	契約書を交わし、写しを提出すること。
情報通信費 ※ 3	インターネット接続費	

【留意事項】

* 1 備品費

- (1) 備品には、政務活動費備品台帳に記載し、備品シールを貼付し管理する。
なお、政務活動費備品台帳は2部作成し、1部議会事務局に提出する。
また、記載した内容は、備品の耐用年数が終了しても、備品を処分するまでは記載しておく必要がある。
- * 処分したときに処分年月日を記載すること。

- (2) 備品は可能な限り購入を行わず、リースにて対応することを原則とする。
但し、少額なためリース契約ができない等やむを得ない場合は、購入も可能とする。
なお、パソコン及びタブレット型端末の購入又はリース費用については、下表に示す割合を上限として按分により充当する。

【按分割合の上限】

項目	支出割合
パソコン及びタブレット型端末の購入又はリース	2分の1

- (3) パソコン又はタブレット型端末1台の政務活動費の支出の上限額は、10万円とする。（パソコンソフト購入費、消費税を含む）
- (4) 各会派のパソコン及びタブレット型端末を合わせた備品の台数は、会派の人数以内とする。
- (5) パソコン及びタブレット型端末の修理費及び通信費（議会棟設置の無線LANを除く）は、政務活動費の対象外とする。
- (6) 購入した備品は、法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令を参照）の使用を前提とし、必要性・妥当性が無い場合、同一物品の購入は出来ない。
- (7) 法定耐用年数が経過し残存価値が消滅した備品や、著しい破損などにより使用に耐えられなくなった備品は、政務活動費備品台帳に廃棄年月日を記載し、適切に廃棄する。
- (8) 固定型の備品の場合、備え付ける場所は、市役所会派控え室とする。
- (9) 備品をリース契約する際の契約名は、次のとおりとする。
- ① 個人で使用する備品
契約名：「春日部市議会 会派名 使用する議員個人氏名」
 - ② 会派で使用する備品
契約名：「春日部市議会 会派名 会派代表者氏名」
- (10) 任期満了時又は会派解散時若しくは会派異動時等に備品の耐用年数が終了していない場合には、次の取扱いとする。
- ① 任期満了時
 - ア 改選前の会派と改選後の会派が実質的に継続する場合、これまでリースした備品又は購入した備品は、改選後の会派が継承する。
 - イ 改選前の議員で再選とならなかった候補者が、リース契約又は購入して個人で使用していたパソコン等（以下「パソコン等」）については、リース契約の場合、リース契約の継続等の取り扱いについて会派及び当該議員で協議する。購入した備品の場合、減価償却を行い、残存価値がある場合、当該候補者は、残存価値額を改選前の所属会派へ返金し、当該備品を引き取るものとする。この場合、会派は、残存価値額を収支報告書の収入の部の「その他」欄に計上し、残金とし市へ返却するものとする。

ウ 改選前の会派を構成していた議員が改選後に複数の会派に分散した場合は、関係議員の協議により備品の管理を継承する会派を決定する。

エ 改選前の会派が改選後に継続されず、ウの継承をしない場合は、リースの途中解約等について、改選前の会派を構成する議員が責任を負う。購入した備品については、減価償却を行い、残存価値がある場合には、その額を雑収入として収支報告書の収入の部の「その他」欄に計上し、改選前の会派を構成する議員の責任において残金を市に返却するものとする。

この場合、備品の取り扱いについては、当該会派を構成する議員の協議により決定する。なお、パソコン等については、会派の所管換えを行い個人が引き続き継続して使用するものとする。

② 任期中の会派の解散等

ア 会派が解散し、会派を構成していた議員が複数の会派に分散した場合は、関係議員の協議により備品の管理を継承する会派を決定する。

イ 会派が解散し、前項の継承をしない場合は、リースの途中解約等について、解散前の会派を構成する議員が責任を負う。また、購入した備品については、減価償却を行い、残存価値があればその額を雑収入として収支報告書の収入の部の「その他」欄に計上し、解散前の会派を構成する議員の責任において清算し、残金を市へ返却するものとする。

この場合、備品の取り扱いについては、当該会派を構成する議員の協議により決定する。なお、パソコン等については、会派の所管換えを行い個人が引き続き継続して使用するものとする。

③ 任期中の会派間の異動等

ア 会派の所属議員が、会派を脱会した場合は、備品の所管換えは行わない。

イ パソコン等については、会派の所管換えを行い個人が引き続き継続して使用するものとする。

④ 辞職、失職

議員を辞職した場合若しくは失職した場合、リース契約のパソコン等の場合、①-イに準じる。購入した備品の場合、減価償却を行い、残存価値があれば、残存価値額を所属する会派へ返金し、当該備品を引き取るものとする。この場合において、会派は、収支報告書の収入の部の「その他」欄に計上し、残金とし市へ返却するものとする。

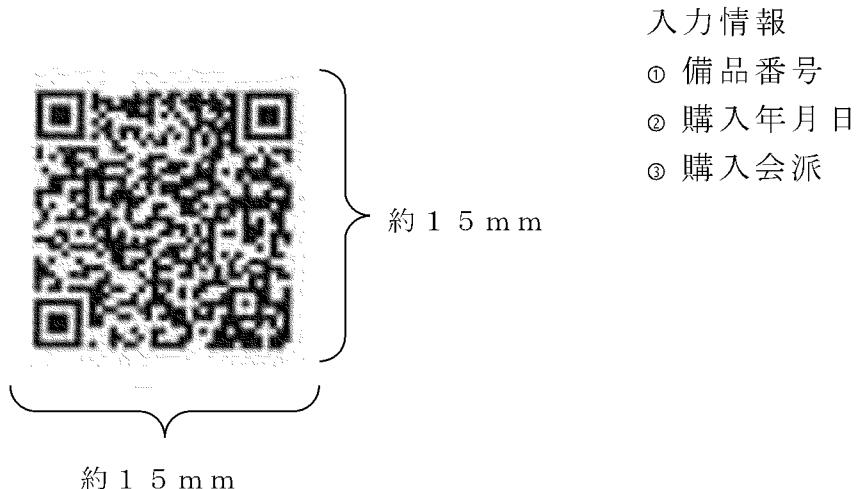
* 2 リース費

(1) リース契約の途中解約により発生する違約金は該当しない。

* 3 情報通信費

- (1) 設備（議会棟設置の無線 LAN を利用したインターネット接続）については、全議員が共有して利用する。
- (2) インターネット利用料の支払いは、全議員の数で除した月額使用料を支出する。

● 備品シール



【残存価値の算出方法】

例) ア 平成 27 年 1 2 月 1 日にパソコンを 96,000 円で購入
(内、政務活動費支出 48,000 円) *按分割合により 2 分の 1
イ 耐用年数は、4 年
ウ 任期満了 (平成 30 年 4 月 30 日) までの在職月数は、29 ヶ月

《算出方法（月割）》

- ・ 12 ヶ月 × 4 年 = 48 ヶ月
- ・ 48,000 円 ÷ 48 ヶ月 = 1,000 円 (1 ヶ月相当分)
- ・ 1,000 円 × 29 ヶ月 = 29,000 円
(任期終了時までの減価償却額)
- ・ 48,000 円 - 29,000 円 = 19,000 円 *返還額
- ・ 19,000 円を雑収入として平成 30 年 4 月分の「政務活動費収支報告書」(条例別記様式(第 7 条関係)別紙の収入に「その他」として計上する。)

減価償却資産の耐用年数等に関する省令(一部抜粋)

種類	構造又は用途	細目	耐用年数(年)
器具及び備品	1 家具、電気機器、ガス機器及び家庭用品(他の項に掲げるものを除く。)	事務机、事務いす及びキャビネット	
		主として金属製のもの	15
		その他のもの	8
		冷凍機付又は冷蔵機付のもの	6
		その他のもの	8
	2 事務機器及び通信機器	その他の家具	
		接客業用のもの	5
		その他のもの	
		主として金属製のもの	15
		その他のもの	8
		ラジオ、テレビジョン、テープレコーダーその他の音響機器	5
		冷房用又は暖房用機器	6
		電気冷蔵庫、電気洗濯機その他これらに類する電気又はガス機器	6
		氷冷蔵庫及び冷蔵ストッカー(電気式のものを除く。)	4
		カーテン、座ふとん、寝具、丹前その他これらに類する繊維製品	3
		じゅうたんその他の床用敷物	
		小売業用、接客業用、放送用、レコード吹込用又は劇場用のもの	3
		その他のもの	6
		その他のもの	
		主として金属製のもの	15
		その他のもの	8
	3 時計、試験機器及び測定機器	書写機器及びタイプライター	
	孔版印刷又は印書業用のもの	3	
	その他のもの	5	
	電子計算機		
	パーソナルコンピューター(サーバー用のものを除く。)	4	
	その他のもの	5	
	複写機、計算機(電子計算機を除く。)、金銭登録機、タイムレコーダーその他これらに類するもの	5	
	その他の事務機器	5	
	インターホーン及び放送用設備	6	
	電話設備その他の通信機器		
	デジタル構内交換設備及びデジタルボタン電話設備	6	
	その他のもの	10	
	4 光学機器及び写真製作機器	時計	10
	カメラ、映画撮影機、映写機及び望遠鏡	5	

V 参考資料

■ 政務活動費（政務調査費）の交付に関する条例の制定経過

年 月 日	内 容
平成 12 年 5 月 31 日	政務調査費の交付について条例で規定することとする地方自治法の改正（平成 12 年法律第 89 号）が公布、施行された。 ※ 従来は、地方自治法第 232 条の 2 の規定により「補助金」として交付していた。
平成 12 年 10 月 26 日	各派代表者会議にて「政務調査費」の額について協議 … 特別職報酬等審議会の意見を求める方向で決定
平成 12 年 11 月 6 日	各派代表者会議にて「政務調査費」の条例の提案者について協議 … 議員提案で決定
平成 12 年 11 月 22 日	各派代表者会議にて「政務調査費」について協議 … 交付対象、交付方法、使途基準について
平成 12 年 12 月 22 日	各派代表者会議にて「政務調査費」の額について協議 … 各会派に額について意見を求める。（現行どおりか、プラスαとするのか）
平成 13 年 1 月 9 日	市長より特別職報酬等審議会に「議会の政務調査費の額について」が諮詢される。
平成 13 年 1 月 16 日	特別職報酬等審議会にて政務調査費の額について協議 … それまでの年額 15 万 9 千円から 20 万円程度に引き上げることについて意見が交わされ、審議会として「月額 1 万 6,500 円、年額 19 万 8 千円」とすることで承認される。
平成 13 年 1 月 19 日	特別職報酬等審議会から市長に「議会の政務調査費の額について」が答申される。（月額 1 万 6,500 円、年額 19 万 8 千円）
平成 13 年 1 月 31 日	各派代表者会議にて「政務調査費」について協議、額について最終合意する。 (特別職報酬等審議会の答申のとおり)
平成 13 年 2 月 16 日	各派代表者会議にて「政務調査費の交付に関する条例案」の提案者等について協議 … 提案説明者＝議会運営委員長、提案者＝春日部 21、共産党を除く議会運営委員
平成 13 年 2 月 21 日	平成 13 年 3 月春日部市議会定例会（開会日）において、議員提出議案により「春日部市議会政務調査費の交付に関する条例」が提出され、同日、賛成多数で可決される。
平成 13 年 4 月 1 日	「春日部市議会政務調査費の交付に関する条例」が施行される。
平成 17 年 10 月 1 日	合併後の額が、合併調整により春日部市の額（月額 1 万 6,500 円）に統一される。 ※ ただし、報酬は、在任特例期間中は、旧市町の額とされた。

平成 25 年 3 月 1 日	春日部市議会政務活動費の交付に関する条例及び春日部市議会政務活動費の交付に関する規則の改正を行い、条文中「政務調査費」を「政務活動費」に改めた。また、条例では「政務活動費を充てることができる経費の範囲」の別表を規定した。
平成 26 年 4 月 1 日	議会改革検討特別委員会にて「政務活動費」の使途項目について協議 春日部市議会政務活動費の交付に関する条例の改正を行い、使途項目に「研修費」「広報費」「広聴費」を新たに追加した。
平成 26 年 6 月 12 日 ～ 平成 26 年 7 月 30 日	議会改革検討特別委員会にて「政務活動費」の額について協議 平成 27 年 4 月より月額 50,000 円にすることで決定したことを各派代表者会議で報告
平成 26 年 10 月 29 日	市長より特別職報酬等審議会に「議会の政務活動費の額について」が諮問される。
平成 26 年 10 月 29 日 ～ 平成 26 年 12 月 22 日	特別職報酬等審議会にて政務活動費の額について協議 … 審議会として「平成 27 年 4 月 1 日から月額 50,000 円に増額することが適当である」と承認される。
平成 26 年 12 月 22 日	特別職報酬等審議会から市長に「議会の政務活動費の額について」が答申される。（月額 50,000 円、年額 600,000 円）
平成 27 年 2 月 13 日	各派代表者会議にて「政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例案」の提案者等について協議 … 提案説明者＝議会運営委員長、提案者＝日本共産党を除く議会運営委員
平成 27 年 2 月 16 日	平成 27 年 3 月春日部市議会定例会（開会日）において、議員提出議案により「春日部市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例」が提出され、全員一致で可決される。
平成 27 年 4 月 1 日	「春日部市議会政務活動費の交付に関する条例」が施行される。
令和 2 年 5 月 22 日	令和 2 年第 1 回（5 月）春日部市議会臨時会において、議員提出議案により「春日部市議会政務活動費の交付の特例に関する条例」が提出され、全員一致で可決される。（令和 2 年 7 月分から令和 3 年 3 月分までの政務活動費の 100 分の 65 に相当する額を返還）

■ 政務活動費（政務調査費）の額について（議員1人あたり）

- 平成3年4月～ 年額150,000円（補助金として会派に交付）
- 平成4年4月～ 年額159,000円（補助金として会派に交付）
※ 6.4%の報酬改訂に伴い増額改訂する。
- 平成13年4月～ 年額198,000円（政務調査費として会派に交付）
(159,000円+増額39,000円=198,000円)
※ 旧春日部市 年額198,000円（月額16,500円）
※ 旧庄和町 年額 60,000円（月額 5,000円）
- 平成27年4月～ 年額600,000円（政務活動費として会派に交付）
(198,000円+増額402,000円=600,000円)

○令和2年7月～3月

年額600,000円のうち292,500円を返還

※ 新型コロナウィルス感染症対策として、令和2年7月分から
令和3年3月分までの政務活動費の100分の65に相当する
額を返還 (50,000円×0.65×9か月=292,500
円)

VI 関係法令

○ 春日部市議会政務活動費の交付に関する条例

平成17年10月11日条例第211号

改正

平成19年6月18日条例第40号

平成20年9月24日条例第41号

平成25年2月18日条例第3号

平成25年12月13日条例第47号

平成27年2月16日条例第2号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第14項から第16項までの規定に基づき、春日部市議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、春日部市議会における会派（所属議員が1人の場合を含む。以下「会派」という。）に対し政務活動費を交付することに關し、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象)

第2条 政務活動費は、会派に対して交付する。

(交付額及び交付の方法)

第3条 会派に対する政務活動費の月額は、各月1日（以下「基準日」という。）における当該会派の所属議員数に50,000円を乗じて得た額とする。

2 政務活動費は、毎年度の4月25日（その日が市の休日に当たるときは、その翌日）に当該年度分を交付する。ただし、年度の途中において議員の任期が満了する場合は、任期満了日の属する月までの月数分を交付する。

3 年度の途中において新たに結成された会派に対しては、結成された日の属する月の翌月分（結成された日が基準日に当たる場合は、当月分）から政務活動費を交付する。

4 基準日において議員の辞職、失職、除名若しくは死亡又は所属会派からの脱会があった場合は、当該議員は第1項の所属議員に含まないものとし、当該基準日において議会の解散があった場合は、当月分の政務活動費は交付しない。

(所属議員数の異動に伴う調整)

第4条 政務活動費の交付を受けた会派が年度の途中において所属議員数に異動が生じた場合であって、異動が生じた日の属する月の翌月（異動が生じた日が基準日に当たる場合は、当月）の末日までに、既に交付した政務活動費の額が異動後の議員数に基づいて算定した政務活動費の額を下回るときは当該下回る額を追加して交付し、既に交付した額が異動後の議員数に基づいて算定した額を上回るときは会派は当該上回る額を返還しなければならない。

2 政務活動費の交付を受けた会派が、年度の途中において解散したときは、会派は、解散日の属する月の翌月分（解散の日が基準日に当たる場合は、当月分）以降の政務活動費を返還しなければならない。

(政務活動費を充てることができる経費の範囲)

第5条 政務活動費は、会派が行う調査研究、研修、広報、広聴、要請、陳情、各種会議の開催等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他市民福祉の増進を図

るために必要な活動（次項において「政務活動」という。）に要する経費に対して交付する。

2 政務活動費は、別表で定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。

（経理責任者）

第6条 会派は、政務活動費に関する経理責任者を置かなければならぬ。

（収支報告書の提出）

第7条 政務活動費の交付を受けた会派の経理責任者は、政務活動費収支報告について（別記様式）により、政務活動費に係る収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）を作成し、当該支出に係る領収書その他の証拠書類（以下「領収書等」という。）の写しを添付して議長に提出しなければならない。

2 収支報告書は、前年度の交付に係る政務活動費について、毎年4月末日までに提出しなければならない。

3 政務活動費の交付を受けた会派が解散したときは、前項の規定にかかわらず、当該会派の経理責任者であった者は、解散のときから30日以内に収支報告書を提出しなければならない。

（政務活動費の返還）

第8条 政務活動費の交付を受けた会派がその年度において交付を受けた政務活動費の総額から当該会派がその年度において第5条に定める経費の範囲に基づいて支出した総額を控除してなお残余があるときは、当該残余の額に相当する額（預金利子を含む。）の政務活動費を返還しなければならない。

（収支報告書の保存）

第9条 議長は、第7条第1項の規定により提出された収支報告書及び領収書等の写しを、提出期限の日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

（透明性の確保）

第10条 議長は、第7条第1項の規定により提出された収支報告書について必要に応じて調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期するとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする。

（委任）

第11条 この条例に定めるもののほか、政務活動費の交付に関し必要な事項は、議長が規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 平成17年10月分の政務調査費にあっては、第3条第1項の規定にかかわらず、春日部市議会の会派設置に関する規程（平成17年議会訓令第1号）第3条に定める届出書の提出期限をもって基準日とする。

附 則（平成19年6月18日条例第40号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第7条及び第9条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に提出される収支報告書及びこれに係る領収書その他の証拠書類の写し（以下「収支報告

書等」という。)について適用し、施行日前に提出される収支報告書等については、なお従前の例による。

附 則（平成20年9月24日条例第41号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年2月18日条例第3号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年3月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の春日部市議会政務活動費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付される政務活動費から適用し、同日前にこの条例による改正前の春日部市議会政務調査費の交付に関する条例の規定により交付された政務調査費については、なお従前の例による。

(春日部市特別職報酬等審議会条例の一部改正)

- 3 春日部市特別職報酬等審議会条例（平成17年条例第45号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
(所掌事項) 2条 市長は、議会からの求めがあったときは、議会の議員の <u>政務活動費</u> の額について審議会の意見を聞くものとする。	(所掌事項) 2条 市長は、議会からの求めがあったときは、議会の議員の <u>政務調査費</u> の額について審議会の意見を聞くものとする。

附 則（平成25年12月13日条例第47号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の春日部市議会政務活動費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付される政務活動費から適用し、同日前に交付された政務活動費については、なお従前の例による。

附 則（平成27年2月16日条例第2号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

項目	内容
1 調査研究費	会派が行う市政の調査研究に必要な経費
2 研修費	団体等が開催する研修会、意見交換会等への参加に必要な経費
3 広報費	会派が行う活動及び市政について市民に報告するために必要な経費
4 広聴費	会派が行う市民からの市政及び会派の活動に対する要望及び意見の聴取、市民相談等に必要な経費
5 要請・陳情活動費	会派が行う要請及び陳情活動に必要な経費
6 会議費	会派が開催する各種会議に必要な経費
7 資料作成費	会派が行う活動に必要な資料の作成に要する経費
8 資料購入費	会派が行う活動に必要な図書、資料等の購入に要する経費
9 事務費	会派が行う活動に必要な備品及び消耗品の購入、情報通信等に要する経費

(注) 旅費は春日都市議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年条例第46号）第6条の規定を準用して算出した額を基準とする。

○ 春日部市議会政務活動費の交付に関する規則

平成17年10月11日議会規則第5号
改正

平成20年9月18日議会規則第1号
平成25年2月18日議会規則第2号
平成30年3月13日議会規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、春日部市議会政務活動費の交付に関する条例（平成17年条例第211号。以下「条例」という。）に基づき交付される政務活動費について必要な事項を定めるものとする。

(交付申請等)

第2条 政務活動費の交付を受けようとする会派の代表者は、毎年度、議長を経由して政務活動費交付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。この場合において、申請した事項に異動が生じたときは、議長を経由して政務活動費交付変更申請書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

2 会派を解散したときは、当該会派の代表者であった者は、議長を経由して会派解散届（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

(交付決定等)

第3条 市長は、毎年度、前条第1項前段の規定により申請のあった各会派について交付すべき年間分の政務活動費の額を決定し、当該会派の代表者に政務活動費交付決定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

2 市長は前条第1項後段の規定により変更申請のあった会派について交付すべき政務活動費の額を決定し、当該会派の代表者に政務活動費交付変更決定通知書（様式第5号）により通知するものとする。

(交付請求)

第4条 会派の代表者は、政務活動費の交付日の10日前までに、政務活動費交付請求書（様式第6号）を市長に提出するものとする。

(収支報告書の写しの送付)

第5条 議長は、条例第7条第1項の規定により提出された収支報告書の写しを市長に送付するものとする。

(会計帳簿等の整理保管)

第6条 政務活動費の交付を受けた会派の経理責任者は、政務活動費の支出について会計帳簿を調製するとともに、領収書等の証拠書類を整理し、これらの書類を当該政務活動費に係る収支報告書の提出期限の日から起算して5年を経過する日まで保管しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年9月18日議会規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年2月18日議会規則第2号）

(施行期日)

1 この規則は、平成25年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の春日部市議会政務活動費の交付に関する規則の規定は、この規則の施行の日以後に交付される政務活動費から適用し、同日前にこの規則による改正前の春日部市議会政務調査費の交付に関する規則の規定により交付された政務調査費については、なお従前の例による。

附 則（平成30年3月13日議会規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

○会派広報誌発行基準

令和4年●月●日議長決裁

(趣旨)

1 春日部市議会政務活動費の交付に関する条例第5条2項で定める広報費中、「広報誌（紙）」（以下、「広報誌」という。）の発行基準について定めるものとする。発行に当たっては、「政務活動費の手引き」を遵守することとする。

(内容)

2 広報誌は、会派が行う活動及び市政について市民に報告するため、詳細を以下のとおりとする。

(1) 広報誌の発行について、政務活動費の支出が認められるのは、会派の調査研究活動及び議会活動並びに市の政策について、市民に報告する内容の場合に限られることから、広報誌の内容が「政務活動」と「その他の議員活動」とが混在している場合は、「政務活動の部分」と「それ以外の活動（議員活動等）」を区分し、「政務活動の部分についてのみ」面積按分して支出する。

(2) 議会だよりを発行していることに留意し、記事内容が重複しないように配慮する。

(3) 写真の掲載については、政務活動記事と関連があることとし、大きさについては「会派の集合写真」及び「議員個人の写真」のいずれかの場合も誌面片面単位で5分の1程度を限度とする。なお、掲載する写真のうち、議員の顔写真は1人当たり、誌面片面単位の10分の1を限度とする。

(4) タイトルや見出しに用いる会派名や議員氏名の文字の大きさについては、通常の題字の大きさと同程度とする。

(適用)

3 令和4年●月●日以降に発行する会派広報誌について適用する。

VII 様式集

1. 政務活動費の交付に関する条例関係

- 別記様式（第7条関係）政務活動費収支報告（経理責任者） ······ 36
- 別記様式（第7条関係）別紙 政務活動費収支報告書（会派） ······ 37

2. 政務活動費の交付に関する規則関係

- 様式第1号（第2条関係） 政務活動費交付申請書 ······ 38
- 様式第2号（第2条関係） 政務活動費交付変更申請書 ······ 39
- 様式第3号（第2条関係） 会派解散届 ······ 40
- 様式第4号（第3条関係） 政務活動費交付決定通知書 ······ 41
- 様式第5号（第3条関係） 政務活動費交付変更決定通知書 ······ 42
- 様式第6号（第4条関係） 政務活動費交付請求書 ······ 43

3. 政務活動費支出に関する手引書関係

- 旅費支出明細票 ······ 44
- 政務活動報告書（交通費用） ······ 45
- 政務活動費備品台帳 ······ 46
- 視察研修取消届 ······ 47

◎別記様式（第7条関係）政務活動費収支報告（経理責任者）

別記様式（第7条関係）

年　月　日

春日部市議会議長
様

会派名
(経理責任者名)

印

年度政務活動費収支報告について

春日部市議会政務活動費の交付に関する条例第7条第1項に基づき、別紙のとおり
年度政務活動費収支報告書を提出します。

◎別記様式(第7条関係)別紙 政務活動費収支報告書(会派)

別紙

年度政務活動費収支報告書

(会派名)

1 収 入

政務活動費 円

2 支 出

(単位:円)

項目	金額	備考
調査研究費		
研修費		
広報費		
広聴費		
要請・陳情活動		
会議費		
資料作成費		
資料購入費		
事務費		
合計		

3 残額 円

(注) 備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。

◎様式第1号（第2条関係） 政務活動費交付申請書

様式第1号（第2条関係）

年　月　日

春日部市長
様
(春日部市議会議長経由)

会派名
代表者名

印

政務活動費交付申請書

春日部市議会政務活動費の交付に関する規則第2条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 会派の名称

2 会派結成年月日

3 代表者名

4 経理責任者名

5 所属議員数 名（月1日現在）

6 交付申請額（年度分） 円

◎様式第2号（第2条関係） 政務活動費交付変更申請書

様式第2号（第2条関係）

年　月　日

春日部市長
様
(春日部市議会議長経由)

会派名
代表者名

印

政務活動費交付変更申請書

春日部市議会政務活動費の交付に関する規則第2条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

異動内容

区 分	新	旧	異動年月日
会 派 の 名 称			
代 表 者 名			
経 理 責 任 者 名			
所 属 議 員 数			
交付申請額（ 年度分）	円	円	

◎様式第3号（第2条関係） 会派解散届

様式第3号（第2条関係）

年　月　日

春日都市長
　　様
(春日都市議会議長経由)

会派名
代表者名



会派解散届

春日都市議会政務活動費の交付に関する規則第2条第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 解散した会派の名称

2 会派の解散年月日

◎様式第4号（第3条関係） 政務活動費交付決定通知書

様式第4号（第3条関係）

年　月　日

（会派代表者氏名）様

春日部市長



政務活動費交付決定通知書

年　月　日申請のあった政務活動費の交付について下記のとおり決定したので、春日部市議会政務活動費の交付に関する規則第3条第1項の規定により通知します。

記

年度政務活動費交付決定額（年額）

円

◎様式第5号（第3条関係） 政務活動費交付変更決定通知書

様式第5号（第3条関係）

年　月　日

（会派代表者氏名）様

春日部市長 印

政務活動費交付変更決定通知書

年　月　日変更申請のあった政務活動費の交付について下記のとおり変更決定したので、春日部市議会政務活動費の交付に関する規則第3条第2項の規定により通知します。

記

年度政務活動費交付決定額（年額）の変更

	変更後	変更前	追加交付額・返還額
交付決定額	円	円	円

◎様式第6号（第4条関係） 政務活動費交付請求書

様式第6号（第4条関係）

年 月 日

春日市長
様
(春日市議会議長経由)

会派名
代表者名 印

政務活動費交付請求書

春日市議会政務活動費の交付に関する規則第4条の規定により、下記のとおり政務活動費を請求します。

記

1 金 円
ただし、 年 月分～ 月分

2 交付月の基準日における所属議員数 名

◎旅費支出明細票

旅費支出明細票

年月日

出発地

年度

政治活動費

No. 登録番号
機関コード 議会

出張者	姓 名	議會職員	支出科目	數 額	通 費	自 由	事 業	宿 船	施設	旅 费
用 施 地	出張期間 年 月 日 から 年 月 日 まで									
用 料										

旅費明細	月 日	発地	着地	午口数	路線名	往復	普通料金	グリーン料金	急行・特急料金	バス料金	地・航空料金	合計
宿泊料	夜数	単価	計		日当 (内外差額)	単価				宿泊料・日当 計		合計
備考												

審査

◎政務活動報告書（交通費用）

政務活動報告書（交通費用）

政務活動報告書（交通費用）

組織名			
利用者氏名	性別	会員登録番号	
事 件	年 月 日	使 用 時 間	料 算 費 用 時 間
被 用 途	□公務用車 □私用車 □その他	□運賃支拂 □運賃未支拂	□運賃支拂 □運賃未支拂
使 用 地			
其 他			
公 具 使 用	□公共交通機関を利用した場合のみ □車両を利用した場合のみ □公共交通機関と車両の併用の場合のみ		□公共交通機関の乗務時間のみ □公共交通機関と車両の併用の乗務時間のみ
被 用 車 車 号	新規登録登録番号	再登録登録番号	内
被 用 車 車 号	タクシーフレーム登録番号	自家用車登録番号	内
被 用 車 車 号	新規登録登録番号	内	内
領收書添付欄			

◎政務活動費備品台帳

政務活動費備品台帳

台帳名							
台帳編號	品項	規格	購入年月日	購入金額	購入辦員	合規代表者 簽認	備註

◎ 観察研修取消届

観察研修取消届

会員登録番号				
会員登録名		会員登録番号		
提出日	年 月 日			
キャンセル理由	<input type="checkbox"/> 会員登録のため <input type="checkbox"/> 業務実習のため <input type="checkbox"/> 研修の不適のため <input type="checkbox"/> その他			
キャンセル料金	会員登録料	円	会員登録料	円
	会員登録料	円	会員登録料	円
	会員登録料	円	会員登録料	円
	会員登録料	円	会員登録料	円
	会員登録料	円	会員登録料	円
	会員登録料	円	会員登録料	円
キャンセル料合計 (手数料)				
支入額 (会員登録料)				

令和3年11月18日

春日部市議会議長
栗 原 信 司 様

議会改革検討特別委員長
山 崎 進

市議会における代表質問の実施について

このたび、議会改革検討特別委員会では、議会改革について協議した結果、下記のとおり、代表質問を実施するという結論に至りましたので報告いたします。

記

- | | |
|-----------------|---|
| 1. 実施時期 | 令和3年12月定例会から |
| 2. 日 数 | 1日 |
| 3. 対象項目 | ・市長選挙直後の議会における「市長の所信表明」
・3月定例会における「市長の施政方針」 |
| 4. 実施人数 | 各会派1人（無所属議員は実施しない） |
| 5. 質問時間 | 答弁を含め1時間以内 |
| 6. 質問方式 | 一括質問・一括答弁（質問、答弁とも1回のみ） |
| 7. 発言通告 | ・事前通告制とし、開会日の午後1時までに通告
・発言順は、会派の人数順とする。同人数の場合は、くじ引きで決定する |
| 8. 一般質問
との関係 | ・一般質問は、代表質問とは別に実施し、一般質問においても所信表明や施政方針に対する質問は可能とする
・代表質問をした議員も、一般質問は可能とする |

令和3年11月18日

議会運営委員長

鬼丸裕史様

議会改革検討特別委員長

山崎進

市議会における代表質問の実施について

このたび、議会改革検討特別委員会では、議会改革について協議した結果、下記のとおり、代表質問を実施するという結論に至りましたので報告いたします。

記

- | | |
|-----------------|---|
| 1. 実施時期 | 令和3年12月定例会から |
| 2. 日 数 | 1日 |
| 3. 対象項目 | ・市長選挙直後の議会における「市長の所信表明」
・3月定例会における「市長の施政方針」 |
| 4. 実施人数 | 各会派1人（無所属議員は実施しない） |
| 5. 質問時間 | 答弁を含め1時間以内 |
| 6. 質問方式 | 一括質問・一括答弁（質問、答弁とも1回のみ） |
| 7. 発言通告 | ・事前通告制とし、開会日の午後1時までに通告
・発言順は、会派の人数順とする。同人数の場合は、くじ引きで決定する |
| 8. 一般質問
との関係 | ・一般質問は、代表質問とは別に実施し、一般質問においても所信表明や施政方針に対する質問は可能とする
・代表質問をした議員も、一般質問は可能とする |

令和4年1月14日

春日部市議会議長
栗 原 信 司 様

議会改革検討特別委員長
山 崎 進

令和4年3月定例会における代表質問について

標記の件について、議会改革検討特別委員会で協議した結果、下記のとおり、質問方式につきましては、質問、答弁とも2回までに変更するという結論に至りましたので報告いたします。

記

- | | |
|-----------------|--|
| 1. 実施時期 | 令和4年3月定例会 |
| 2. 日 数 | 1日 |
| 3. 対象項目 | 3月定例会における「市長の施政方針」 |
| 4. 実施人数 | 各会派1人（無所属議員は実施しない） |
| 5. 質問時間 | 答弁を含め1時間以内 |
| 6. 質問方式 | 一括質問・一括答弁（質問、答弁とも 2回まで ） |
| 7. 発言通告 | <ul style="list-style-type: none">・事前通告制とし、開会日の午後1時までに通告・発言順は、会派の人数順とする。同人数の場合は、くじ引きで決定する |
| 8. 一般質問
との関係 | <ul style="list-style-type: none">・一般質問は、代表質問とは別に実施し、一般質問においても所信表明や施政方針に対する質問は可能とする・代表質問をした議員も、一般質問は可能とする |

令和4年1月14日

議会運営委員長

鬼丸裕史様

議会改革検討特別委員長

山崎進

令和4年3月定例会における代表質問について

標記の件について、議会改革検討特別委員会で協議した結果、下記のとおり、質問方式につきましては、質問、答弁とも2回までに変更するという結論に至りましたので報告いたします。

記

- | | |
|-----------------|--|
| 1. 実施時期 | 令和4年3月定例会 |
| 2. 日 数 | 1日 |
| 3. 対象項目 | 3月定例会における「市長の施政方針」 |
| 4. 実施人数 | 各会派1人（無所属議員は実施しない） |
| 5. 質問時間 | 答弁を含め1時間以内 |
| 6. 質問方式 | 一括質問・一括答弁（質問、答弁とも 2回まで ） |
| 7. 発言通告 | <ul style="list-style-type: none">・事前通告制とし、開会日の午後1時までに通告・発言順は、会派の人数順とする。同人数の場合は、くじ引きで決定する |
| 8. 一般質問
との関係 | <ul style="list-style-type: none">・一般質問は、代表質問とは別に実施し、一般質問においても所信表明や施政方針に対する質問は可能とする・代表質問をした議員も、一般質問は可能とする |

